

令和元年度中小企業等産業公害防止対策調査事業
(改正土壤汚染対策法に係る説明会開催及び事業者への影響調査事業)

改正土壤汚染対策法の 事業者等への影響調査

報告書

令和2年3月

株式会社 環境管理センター

< 謝 辞 >

本調査報告書の取りまとめにあたり、
横浜国立大学大学院 環境情報研究院 准教授 小林 剛 様、
佐藤泉法律事務所 佐藤 泉 様、
東京農工大学 名誉教授 細見 正明 様
(氏名五十音順)
から有益なご討論ご助言を頂いた。ここに感謝の意を表する。

目 次

	頁
1. はじめに（事業の背景と目的）	1
2. 調査の流れ	2
3. 資料調査結果	3
3.1 調査対象法令等	3
3.2 改正土壤汚染対策法の事業者等への影響整理	9
(1) 事業者等に与えると想定される影響	9
(2) 事業者等への影響が大きいと想定される改正点	13
(3) その他の改正点	28
4. アンケート調査結果	31
4.1 アンケート調査方法	31
4.2 アンケート調査結果	33
(1) 回答者の立場	33
(2) 改正点に係る影響	34
5. 事業者等への影響の推察	44
5.1 事業者等への影響の整理	44
(1) 改正事項の対象となる事業者等	44
(2) 規制強化に係る影響	46
(3) 規制緩和に係る影響	48
(4) その他	51
5.2 事業者等への影響のまとめ	52
<リンク集>	53
添付資料1 法令等の概要	
添付資料2 改正事項の整理	
添付資料3 セミナーで使用了説明資料	
添付資料4 セミナーで使用了アンケート票	
添付資料5 アンケート調査結果	

1. はじめに（事業の背景と目的）

我が国の土壤汚染対策については、平成 15 年に施行された土壤汚染対策法のもと、土壤汚染の調査、汚染が発覚した場合における区域の指定等及び汚染土壤の排出等に関する規制が行われている。土壤汚染対策法は、平成 22 年に続き、平成 29 年に定期見直しによる法改正（土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 33 号））が行われ、平成 31 年 4 月に全面施行を迎えている。

平成 29 年の法改正においては、土地の汚染状況の把握及び汚染の除去等の措置に係るリスク管理が不十分であること等を背景とした規制強化に加え、リスクに応じた規制の合理化が必要であることなどを背景に、一定の条件を満たした場合については、従来規制されていた基準不適合土壤の利用を促進する等の改正が行われており、リスクを適正に評価したうえでの土地の有効利用に期待が高まっている。

一方、土地所有者や事業者（以下「事業者等」という。）においては、今般の法改正が多岐にわたっているため、その関心が規制強化に係る部分が中心となっており、リスクに応じた規制の合理化にかかる改正等の合理化された事項について適切な理解が進んでいない可能性がある。

そのため、本事業は、今般全面施行された土壤汚染対策法が、事業者等へ与える影響について調査を行うほか、リスクに応じた規制の合理化等に関する改正部分について解説するセミナーを実施し、また、セミナー参加者等より改正法における事業運営上の課題等について聞き取りを行うことで、事業者等による改正法の適切な運用及び同法運用上の課題について把握することを目的として実施した。

本調査報告書は、上記事業において、平成 29 年に改正された土壤汚染対策法（関連法令等の改正含む）が事業者等へ与える影響について調査した結果をとりまとめたものである。また、事業者等が本調査報告書を読み進めるにあたって役に立つ情報を巻末にリンク集としてまとめているので併せて活用いただきたい。

なお、本調査報告書では、平成 29 年の法改正及び関連改正を網羅したものではないので、その点ご留意のうえ、実際の法運用にあたっては、当該土地を管轄する地方自治体に相談のうえ判断いただきたい。

2. 調査の流れ

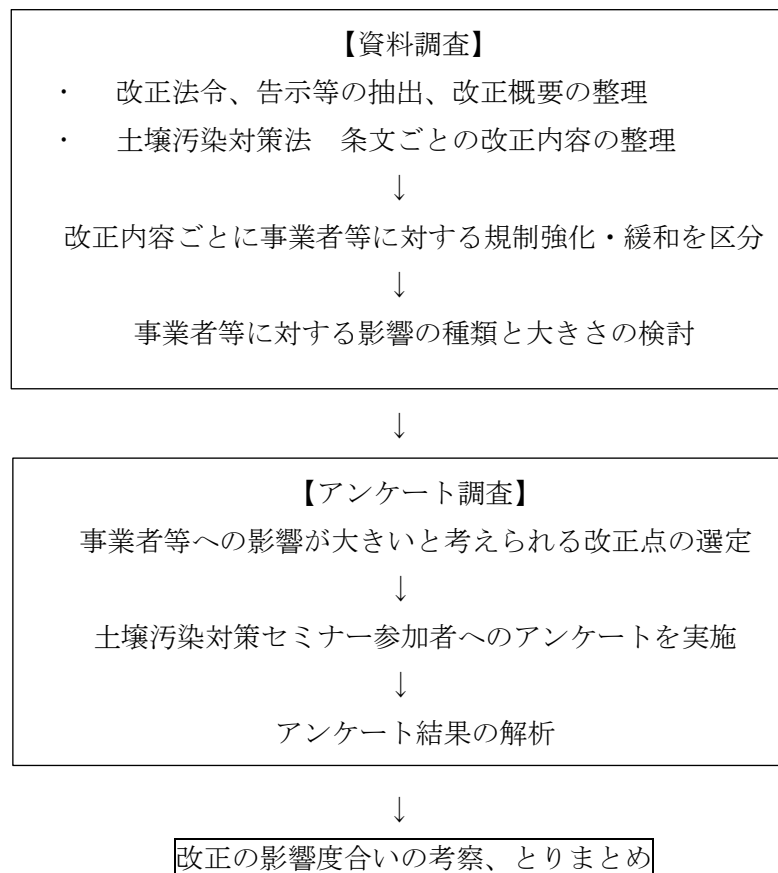
影響調査のフローを図 2.1-1 に示す。

影響調査では、まず既存資料をもとに改正が行われた土壤汚染対策法の関連法令や改正に伴い公布された告示の抽出、改正点の整理を行った。次に、土壤汚染対策法の条文ごとに、関連する施行令、施行規則、告示も含めた改正の有無や改正内容を取りまとめた。

さらに取りまとめた改正内容ごとに、『事業者等に与えると想定される影響の区分（緩和・強化）』、『影響の種類（手続き、費用、期間）』、『影響の大きさ（大、中、小）』を整理した。

整理した改正点のうち、事業者等への影響が大きいと想定される改正点については、本事業で実施したセミナーにおいて、参加者に改正内容を説明した上でアンケートを実施し、実際の事業者等からみた影響度合いを把握した。

本報告書は、それらの調査結果を踏まえて事業者等への影響を推察したものである。



※事業者等とは、土地所有者や事業者（工場・事業場で事業を行っている者、土地の形質の変更をしようとする者）を指す。

図 2.1-1 影響調査のフロー

3. 資料調査結果

3.1 調査対象法令等

調査対象法令等の整理のため、今回の改正に係る法令、告示等を抽出し、改正の概要を整理した。法改正の第一段階で施行された法令等を表 3.1-1 に、第二段階で施行された法令等を表 3.1-2 に示す。（法令番号等は添付資料 1 を参照。）

なお、今回の改正については、前回の改正法（平成 21 年）の施行から 5 年を経過したことによる定期見直しによるもので、平成 28 年 3 月から平成 30 年 3 月にかけて、中央環境審議会土壌農薬部会土壌制度小委員会において、主に「土地の汚染状況の把握が不十分〔課題 1〕」、「汚染の除去等の措置に係るリスク管理が不十分〔課題 2〕」、「リスクに応じた規制の合理化が必要〔課題 3〕」の 3 つをポイントとして議論がなされた。

平成 29 年に改正法が公布され、関連する政省令やガイドラインの改正を経て、平成 31 年 4 月の第二段階施行をもって全面施行となっている（図 3.1-1）。

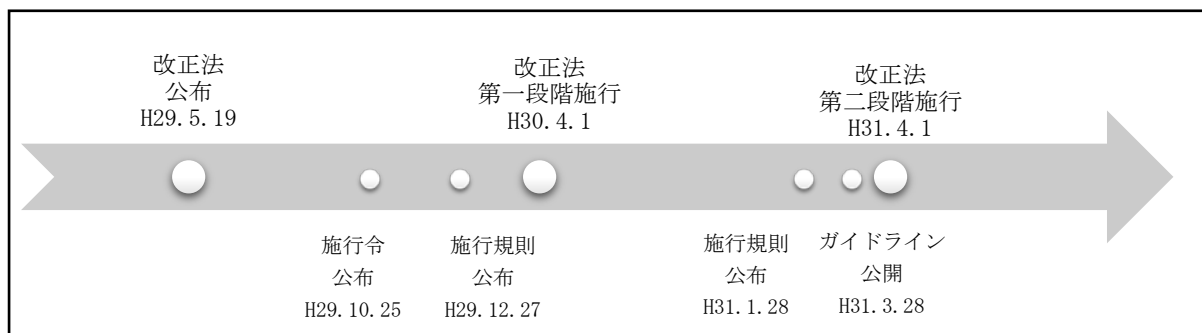


図 3.1-1 土壌汚染対策法改正の流れ

表 3.1-1 調査対象法令等（第一段階施行）

分類	元の法令等 名称	改正法令等 名称	改正の概要
法律	土壌汚染対策法	土壌汚染対策法の 一部を改正する法律	土壌汚染状況調査の実施対象となる土地の 拡大、汚染の除去等の措置内容に関する計画 提出命令の創設等、リスクに応じた規制の 合理化等を改正。
政令	土壌汚染対策法 施行令	土壌汚染対策法施行 令の一部を改正 する政令	改正法第一段階施行に伴い、汚染土壌処理 業の許可の基準に係る使用人の範囲を規定 した。
省令	土壌汚染対策法 施行規則	土壌汚染対策法施行 規則の一部を改正 する省令	改正法第一段階施行に伴い、土地の所有者 等の同意の方法の規定、指定が解除された 要措置区域等の台帳に係る調製・保管の方法、 記載事項、添付図面等の規定といった改正 が行われた。
省令	汚染土壌処理業に 関する省令	汚染土壌処理業に 関する省令の一部 を改正する省令	汚染土壌処理業の申請時に欠格要件に該当 しないことを証明するための記載内容等の 追加や、汚染土壌処理業の譲渡・譲受、合併・ 分割及び相続についての新規規定が行 われた。
省令	土壌汚染対策法に 基づく指定調査機 関及び指定支援法人 に関する省令	土壌汚染対策法に 基づく指定調査機 関及び指定支援法人 に関する省令の 一部を改正する省 令	技術管理者が試験に合格後に実務経験を積 むことができるようにするため、技術管理 者証の交付期間を 1 年間から 3 年間に延長 した。
省令	環境省の所管する 法令に係る民間事 業者等が行う書面 の保存等における 情報通信の技術の 利用に関する法律 施行規則	環境省の所管する 法令に係る民間事 業者等が行う書面 の保存等における 情報通信の技術の 利用に関する法律 施行規則の一部を 改正する省令	管理表や指定調査機関が記録する帳簿の電 磁的記録による保存を可能とするよう改正 された。

表 3.1-2① 調査対象法令等（第二段階施行）

分類	元の法令等 名称	改正法令等 名称	改正の概要
政令	土壤汚染対策法 施行令	土壤汚染対策法施 行令の一部を改正 する政令	改正法第二段階施行に伴い、国等が行う汚 染土壤の処理の特例の規定の適用に関する 読替え規定の改正が行われた。また、あわ せて特定有害物質が「シス-1・2-ジクロロ エチレン」から「1,2-ジクロロエチレン」 に改正された。
省令	土壤汚染対策法 施行規則	土壤汚染対策法施 行規則の一部を改 正する省令	改正法第二段階施行に伴い、以下の事項が 改正された。・調査義務が猶予されている 土地の形質の変更を行う場合、900 m ² 未満 の土地の形質の変更等を届出の対象外の行 為として規定。・土地の所有者等が提出す る汚染の除去等の措置内容に関する計画の 記載事項等を規定。・土地の形質の変更の 施行及び管理に係る方針に基づく土地の形 質の変更の要件のうち、人の健康に係る被 害が生ずるおそれがないものとして、臨海 部の工業専用地域であること等を規定。・ 自然由来等形質変更時要届出区域内の自然 由来等土壤を、他の自然由来等形質変更時 要届出区域内の土地の形質の変更に使用す るために搬出を行う場合の当該自然由来等 土壤があった土地の地質と同じであること の基準として、搬出側の土地と受入側の土 地の両方が、同一の地層が広がっている土 地にあること等を規定。・その他、リスク に応じた規制の合理化を図るため、所要の 改正を実施。
省令	汚染土壤処理業に 関する省令	汚染土壤処理業に 関する省令の一部 を改正する省令	自然由来等による汚染土壤を活用するた めの自然由来等土壤利用施設が汚染土壤処 理施設に追加され、許可申請の記載事項や 許可及び処理の基準、施設に配置する者の 資格要件、許可の取り消しの場合の措置義 務の規定が新規に追加された。
省令	土壤汚染対策法に 基づく指定調査機 関及び指定支援法 人に関する省令	土壤汚染対策法に 基づく指定調査機 関及び指定支援法 人に関する省令の 一部を改正する省 令	指定調査機関が業務開始前に作成する業 務規程の記載事項に「技術管理者による土 壌汚染状況調査等に従事する他の者の監 督に関する事項」が追加された。
告示	要措置区域内にお ける土地の形質の 変更の禁止の例外 となる行為の施行 方法の基準を定め る件	土壤溶出量基準に 適合しない汚染状 態にある土壤が要 措置区域内の帯水 層に接する場合に おける土地の形質 の変更の施行方法 の基準を定める件	要措置区域において土地の形質の変更を行 う際の施行方法は、平成 23 年環境省告示 第 53 号で定められていたが、施行方法の 見直しにより新たな告示が公布された。 平成 31 年告示第 5 号では、汚染土壤が帯 水層に接する場合における土地の形質の変 更において、準不透水層までの遮水壁の設 置を必ずしも求めないこととされた。

表 3.1-2② 調査対象法令等（第二段階施行）

分類	元の法令等 名称	改正法令等 名称	改正の概要
告示	(新規)	要措置区域外から搬入された土壌を使用する場合における当該土壌の特定有害物質による汚染状態の調査方法を定める件	第二段階施行において、要措置区域外から搬入された土壌を使用する際に汚染状態を確認することが義務付けられたことを受け、調査方法が新規に規定された。要措置区域外から搬入された土壌を使用する場合は、搬出元の土地の利用履歴等により設定された分析頻度ごとに分析を行い、汚染状態を確認する必要がある。
告示	(新規)	自然由来等土壌構造物利用施設に係る事業場からの自然由来等土壌に含まれる特定有害物質を含む液体の地下への浸透による新たな地下水汚染を防止するための措置を定める件	第二段階施行において、自然由来等による汚染土壌の活用の一環として、自然由来等土壌構造物利用施設が汚染土壌処理施設の一種として位置付けられたことから、利用する（受け入れる）自然由来等土壌の特定有害物質の種類及び汚染状態に応じて、新たな地下水汚染を生じさせないための措置を規定した。 措置として、1. 汚染土壌を利用した構造物の下部を帯水層から 50cm 以上離す、2. 計算ツールによる盛土等部分底面から帯水層までの距離を確保する、3. 盛土等部分底面が帯水層に接しないこと及び利用する土壌の遮水工等を設けることが定められている。
告示	(新規)	浄化等処理施設において浄化又は溶融が行われた汚染土壌の特定有害物質による汚染状態の調査方法を定める件	第二段階施行において、法第 16 条に基づく認定調査の方法が変更されたことを受け、認定調査と同様の方法としていた浄化等処理施設における浄化確認検査の方法が新規告示として公布された。浄化確認検査の方法は法改正前と同様である。
告示	土壌ガス調査に係る採取及び測定の方法を定める件	土壌ガス調査に係る採取及び測定の方法を定める件の一部を改正する件	特定有害物質のシス-1,2-ジクロロエチレンが 1,2-ジクロロエチレンに見直されたことを受け、所要の改正が行われた。また、ガスクロマトグラフへの導入時に、加熱脱着装置の利用が可能となるよう改正された。（法改正とは直接関係しない）
告示	地下水に含まれる試料採取等対象物質の量の測定方法を定める件	地下水に含まれる試料採取等対象物質の量の測定方法を定める件の一部を改正する件	特定有害物質のシス-1,2-ジクロロエチレンが 1,2-ジクロロエチレンに見直されたことを受け、所要の改正が行われた。（法改正とは直接関係しない）
告示	土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件	土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件の一部を改正する件	特定有害物質のシス-1,2-ジクロロエチレンが 1,2-ジクロロエチレンに見直されたことを受け、所要の改正が行われた。なお、本告示が検液の作成方法を引用している土壌環境基準に係る告示（環境省告示第 46 号）も同日に改正が行われ、検液作成方法の手順が明確化されており、当該改正は本告示にも適用される。（法改正とは直接関係しない）

表 3.1-2③ 調査対象法令等（第二段階施行）

分類	元の法令等 名称	改正法令等 名称	改正の概要
告示	土壌含有量調査 に係る測定方法 を定める件	土壌含有量調査に 係る測定方法を定 める件の一部を改 正する件	検液作成方法の手順を明確化する観点か ら、風乾温度や使用する水、振とう方向の 規定が改正された。（法改正とは直接関係 しない）
ツール	（新規）	地下水汚染が到達 し得る距離の計算 ツール	土壌汚染状況調査で土壌汚染が確認され た土地が要措置区域又は形質変更時要届出区 域のいずれに指定されるかは、地下水汚染 が到達し得る距離の範囲内に飲用井戸等が 存在するか否かで判断される。法改正前 においても地下水汚染が到達し得る距離は 施行通知において「地層等の条件により大 きく異なるため個々の事例ごとに地下水の 流向・流速等や地下水質の測定結果に基づ き設定されることが望ましい。」とされて いたものの、実際には施行通知で示した一 般値を地下水汚染が到達し得る距離とし て区域指定の判断が行われていたため、土 地ごとに地下水汚染が到達し得る距離を 計算するためのツールを公表した。（た だし、旧来の「一般値」として示されて いた距離を超える場合は、一般値を採用 することが適当であるとされている。）
ツール	（新規）	措置完了条件（目 標土壌溶出量・目 標地下水濃度の計 算）の計算ツール	要措置区域に指定された土地の措置完了 条件は、法改正前は区域内又は区域周辺 で基準適合となることが求められていた が、最低限の措置として要措置区域の指 定の原因となった飲用井戸等まで汚染が 到達しなければよいとの考え方から、評 価地点（要措置区域から飲用井戸の地点 までの間で設定）で基準に適合する措置 完了条件（目標土壌溶出量及び目標地下 水濃度）を算出し、当該条件まで措置を 行うことで措置を完了することができ ることとされた。そのため、目標土壌溶 出量及び目標地下水濃度の計算ツールが 作成され、公表された。
ツール	（新規）	自然由来等土壌汚 染構造物利用施設 における新たな地 下水汚染を引き起 こさないための措 置の決定に係る個 別サイト評価の計 算ツール	自然由来等土壌汚染構造物利用施設が汚 染土壌処理施設の一種として規定され たことを受け、当該施設で新たな地下 水汚染を引き起こさないために、特定 有害物質の汚染状態に応じてどのよう な地下水汚染防止措置を講じた施設と するか（遮水工の必要性の有無）を判 断するための計算ツールが作成され、公 表された。なお、ツールの操作方法につ いては、調査・措置ガイドラインの Appendix-12 にまとめられている。

表 3.1-2④ 調査対象法令等（第二段階施行）

分類	元の法令等 名称	改正法令等 名称	改正の概要
マニュアル	(新規)	地下水汚染が到達し得る距離の計算ツールの操作マニュアル 措置完了条件（目標土壌溶出量・目標地下水濃度の計算）の計算ツールの操作マニュアル	地下水汚染が到達し得る距離の計算ツール及び措置完了条件（目標土壌溶出量・目標地下水濃度の計算）の計算ツールの公表とあわせて、上記ツールの操作マニュアルが公表された。 マニュアルではツールの操作方法とあわせて、ツールでの計算に必要な、土質や動水勾配等のパラメータの調べ方についても説明が記載されている。
告示	負担能力に関する基準	負担能力に関する基準	要措置区域に指定された土地で行う汚染の除去等の措置に係る助成金の交付の要件を定めた告示。内容に変更はないが、条項番号の変更に応じた改正を行った。
告示	土壌汚染対策法施行規則第五十八条第五項第十二号に該当する区域内の帯水層に接する土地の形質の変更の施行方法の基準	土壌汚染対策法施行規則第五十八条第五項第十二号に該当する区域内の帯水層に接する土地の形質の変更の施行方法の基準	埋立地管理区域において土地の形質の変更を行う際の施行方法の基準を定めた告示。内容に変更はないが、条項番号の変更に応じた改正を行った。
告示	汚水が地下に浸透することを防止するための告示	汚水が地下に浸透することを防止するための告示	汚染土壌処理施設において、汚水が地下に浸透することを防止するための措置を定めた告示。内容に変更はないが、条項番号の変更に応じた改正を行った。
告示	大気有害物質の量の測定方法	大気有害物質の量の測定方法	汚染土壌処理施設において、大気有害物質を測定する際の測定方法を定めた告示。内容に変更はないが、条項番号の変更に応じた改正を行った。

3.2 改正土壤汚染対策法の事業者等への影響整理

(1) 事業者等に与えると想定される影響

土壤汚染対策法の改正内容は多岐に渡るため、条文ごとに施行令、施行規則を含む改正の有無、改正点を整理し、事業者等に対する強化・緩和の区分、影響の種類、影響の大きさを整理した。

事業者等に与えると想定される影響のうち、規制強化に該当すると考えられる影響を表 3.2-1 に、規制緩和に該当すると考えられる影響を表 3.2-2 に示す。(改正内容の詳細は添付資料 2 を参照。添付資料 2 には強化・緩和以外の改正内容も記載している。また、表中の「項目」は添付資料 2 の「見出し」に対応している。)

表 3.2-1① 事業者等に与えると想定される影響（強化）

影響	法条番号	項目	改正の概要	詳細説明 ^{注)}
大	第 3 条	土 壌 汚 染 状 況 調 査	届出を要しない行為として土地の形質の変更であって、その対象となる土地の面積が 900 m ² 未満であることを規定（調査義務の一時免除中の土地も対象）	① (p. 13)
大	第 4 条	土 壌 汚 染 状 況 調 査	一定規模以上の形質変更で届出を要するものについて、有害物質使用特定施設が設置されている事業場の場合、規模要件が 3000 m ² 以上から 900 m ² 以上に強化	① (p. 13)
大	第 7 条	区 域 の 指 定 (要措置区域)	指示措置等を講じる前に汚染除去等計画の提出を義務付け	② (p. 14)
中	第 65 条	罰 則	汚染除去等計画の変更命令、実施命令に違反した者、30 日間の着手制限に違反した者は 1 年以下の懲役または 100 万円以下の罰金	—
中	第 66 条	罰 則	調査の一時的免除を受けている土地での 900 m ² 以上の改変による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は 3 ヶ月以下の懲役または 30 万円以下の罰金	—
中	第 67 条	罰 則	臨海部特例区域で年 1 回の形質変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした者は 30 万円以下の罰金	—
中	第 69 条	罰 則	工事完了、措置完了の報告をせず、又は虚偽の報告をした者は 20 万円以下の過料	—
小	第 3 条	土 壌 汚 染 状 況 調 査	施行通知で記載していた内容を省令条文上で明記。試料採取等対象物質における分解生成物の位置づけの明確化	—
小	第 3 条	土 壌 汚 染 状 況 調 査	四塩化炭素の分解経路の追加（分解生成したジクロロメタンを調査対象物質化）	—
小	第 3 条	土 壌 汚 染 状 況 調 査	ただし書の確認を受けようとする土地の場所を明らかにした図面添付が義務化	—
小	第 5 条	土 壌 汚 染 状 況 調 査	規定されていなかった報告書記載事項を規定（氏名、命令を受けた場所、図面等）	—

注) 詳細説明欄の番号は、事業者等への影響が大きいと想定される改正点について詳細を説明している p.13 以降の説明項目の番号を、() は該当ページを示す。

表 3.2-1② 事業者等に与えると想定される影響（強化）

影響	法 条 番 号	項 目	改正の概要	詳細 説明 ^{注)}
小	第 7 条	区 域 の 指 定 （ 要 措 置 区 域）	要措置区域外からの搬入土壌を使用する場合、搬出元の土地の利用履歴等により 100 m ³ 、900 m ³ 、5000 m ³ 毎に土壌調査を行う必要がある。 ガイドラインとして存在していた内容を法文上で明記したもの	—
小	第 7 条	区 域 の 指 定 （ 要 措 置 区 域）	完了できる措置においては完了報告が必要であるが、工事を伴う措置に関しては工事完了時にも完了報告が義務付けられた	—
小	第 15 条	区 域 の 指 定 （ 雑 則）	旧法では、要措置区域等を解除した場合は台帳から削除することとしていたが、改正法では解除台帳として調製することとなった	—
小	第 16 条	汚 染 土 壌 の 搬 出 時 の 措 置	認定の申請時に図面添付が義務化された	—
小	第 16 条	汚 染 土 壌 の 搬 出 時 の 措 置	記載事項等の追加（主に飛び地間移動に関する内容）	—
小	第 61 条の 2	雑 則	有害物質使用特定施設の設置者は、土壌汚染状況調査を行う指定調査機関に対して、製造、使用、又は処理していた特定有害物質の種類の種類等の情報を提供するように努めることが明記された	—

注) 詳細説明欄の番号は、事業者等への影響が大きいと想定される改正点について詳細を説明している p.13 以降の説明項目の番号を、() は該当ページを示す。

表 3.2-2① 事業者等に与えると想定される影響（緩和）

影響	法 条 番 号	項 目	改正の概要	詳細 説明 ^{注1)}
大	第3条	土壌汚染状況 調査	最大形質変更深さより1mを超える深さについて調査対象としないことができる場合がある	③ (p.16)
大	第4条	土壌汚染状況 調査	土地の形質の変更を行おうとする者が先行して土壌汚染状況調査を実施し、土地の形質の変更の届出と併せて調査結果を報告することができる	◎ (p.26)
大	第7条	区 域 の 指 定 (要 措 置 区 域)	旧法では現に地下水汚染が生じている土地では、措置として地下水の水質の測定を認めていなかったが、目標土壌溶出量及び目標地下水濃度に適合している場合は、指示措置と同等以上の効果を有すると認められる汚染の除去等の措置として地下水の水質の測定を行うことができる	④ (p.18)
			評価地点の設定、目標土壌溶出量や目標地下水濃度の設定を規定	④ (p.18)
大	第7条	区 域 の 指 定 (要 措 置 区 域)	要措置区域で汚染の除去を行う際、土壌溶出量基準不適合土壌が帯水層に接する場合は、地下水位を管理し、かつ地下水の水質を監視しながら措置を行うことが定められた（準不透水層までの遮水壁を設置しなくてもよい）	⑥ (p.21)
大	第7条	区 域 の 指 定 (要 措 置 区 域)	これまで措置の完了がなかった地下水の水質の測定に完了条件が設けられた	⑤ (p.20)
中 ^{注2)}	第12条	区 域 の 指 定 (形 質 変 更 時 要届出区域)	土地の形質の変更の届出の例外となる区域の新設（臨海部特例区域）	⑦ (p.23)
大	第16条	汚染土壌の搬 出時の措置	認定調査において試料採取等の対象とする物質は、原則として区域指定対象物質となる（旧法では、全特定有害物質を対象）	⑧ (p.25)
中	第3条	土壌汚染状況 調査	対象地が複数ある場合の区画の特例の適用範囲を拡大	—
中	第3条	土壌汚染状況 調査	過去に行った土壌汚染状況調査の起点を利用して区画の設定を行うことができる	—
中	第3条	土壌汚染状況 調査	土壌ガスの検出範囲のかたまり（検出範囲）ごとに相対的高濃度地点（代表地点）で調査を行い、当該結果に基づいて評価	—
中	第3条	土壌汚染状況 調査	自然由来盛土についての調査方法を明記	—
中	第3条	土壌汚染状況 調査	自然由来汚染調査は900m格子の調査結果で評価していたが、30m格子ごとの絞り込み調査を行うことが可能になった	—

注1) 詳細説明欄の番号は、事業者等への影響が大きいと想定される改正点について詳細を説明している p.13 以降の説明項目の番号を、() は該当ページを示す。

注2) 資料調査の段階では影響を大と評価し、アンケート調査の項目としたが、アンケート結果を踏まえ、影響を中とした。

表 3.2-2② 事業者等に与えると想定される影響（緩和）

影響	法 条 番 号	項 目	改正の概要	詳細 説明 ^{注)}
中	第 3 条	土壌汚染状況 調査	水面埋立て土砂由来汚染調査における試料採取地点を第二種、第三種特定有害物質についても 30m 格子に 1 地点とすることとする また、試料採取を行う深さの範囲は、埋立層等の位置が明らかである場合は当該範囲内の土壌を採取することとする	—
中	第 3 条	土壌汚染状況 調査	一部の単位区画の試料採取等を省略した場合の評価について、試料採取等を行った単位区画は当該結果により評価を行うこととした	—
中	第 5 条	土壌汚染状況 調査	地下水汚染の到達距離の設定方法の合理化（計算ツールに基づき個別に算定）	—
中	第 8 条	区 域 の 指 定 （ 要 措 置 区 域 ）	汚染原因者に請求できる費用に汚染除去等計画の作成に要した費用を追加（立場によって、強化/緩和の受け止め方が異なるが、ここでは緩和とした）	—
中	第 9 条	区 域 の 指 定 （ 要 措 置 区 域 ）	要措置区域内の土地の形質変更の例外事項に土壌調査、観測井設置のためのボーリングを追加	—
中	第 18 条	汚染土壌の搬 出時の措置	区域間移動、飛び地間移動の汚染土壌の処理の委託の例外の追加	—
小	第 22 条	汚染土壌処理 業	自然由来等土壌構造物利用施設の追加	—
小	第 3 条	土壌汚染状況 調査	汚染のおそれがない土地に分類する土地の追加	—
小	第 4 条	土壌汚染状況 調査	都道府県知事による法第 4 条 1 項の届出が不要となる土地の指定を規定	—
小	第 45 条	指定支援法人	汚染除去等計画の作成及び変更も照会、相談、助言の対象に追加	—

注) 詳細説明欄の番号は、事業者等への影響が大きいと想定される改正点について詳細を説明している p.13 以降の説明項目の番号を、() は該当ページを示す。

(2) 事業者等への影響が大きいと想定される改正点

改正土壤汚染対策法の改正内容のうち、事業者等にとって影響が大きいと想定される改正点の詳細を以下に整理した。なお、メリット、デメリットについては、本事業において事業者側からの立場を想定し、独自に区分したものである。

①土地の形質の変更に係る調査契機の拡大（法第3条、法第4条）

【改正内容】

改正前の土壤汚染対策法では、3,000 m²以上の土地の形質の変更時に都道府県知事等に届出が必要となり、都道府県知事が土地の形質の変更を行う土地に土壤汚染のおそれがあると判断した場合は調査命令が発出された。改正後は、有害物質使用特定施設が設置されている事業場については、900 m²以上の土地の形質の変更が届出の対象になり、届出の契機が拡大された。

さらに、法第3条第1項ただし書きに基づき有害物質使用特定施設を廃止した際の調査義務の一時的免除を受けた土地についても、改正前は土地の利用方法の変更を行う際に都道府県知事等にあらかじめ届出を行うこととされていたが、改正後は900 m²以上の土地の形質の変更を行う際にもあらかじめ都道府県知事等に届出を行うことが義務付けられた。

これらの土地については有害物質を使用している、または使用していたことが明らかのため、土地の形質の変更の届出後には調査命令が発出されることとなる。

【改正の背景】

有害物質使用特定施設が設置されている事業場は、これまでの施行状況調査結果によると土壤調査を実施した場合に約半数で土壤汚染が確認されており、その他の土地より土壤汚染が生じている可能性が高いと考えられたため、届出・調査の対象が拡大された。

【事業者等に与える影響の推定】

影響の区分	強化
影響の種類・大きさ	手続きへの影響 大 調査費用への影響 大 対策・工事費用への影響 大 調査・対策期間への影響 大

これまでより届出・調査の対象となる契機が拡大されたため、調査義務の一時的免除を受けている土地や有害物質使用特定施設を設置している事業者等に対しては、以下の影響が考えられる。

■デメリット■

- ・ 届出手続きによる事務作業の増加
- ・ 調査及び汚染が確認された場合の対策に要する費用の負担

- ・ 届出や調査・対策に時間がかかった場合の工事着工スケジュールの遅れ

なお、改正前から 3,000 m²未満の土地の形質の変更を調査の対象としていた東京都条例と名古屋市条例の届出情報では、900 m²以上の土地の形質変更は 3,000 m²未満の土地の形質変更の内の約 50%となっている※。そのため、これまで届出が不要であった工事等の半分程度が届出の対象となる可能性がある。

■メリット■

早期に調査・対策を行うことで、汚染が拡散する前に対策を行うことにより将来的な調査・対策の費用の圧縮につながる可能性がある。また、事業実施中は調査を行わず、事業終了後に土壤汚染が発覚すると対策費用が捻出できず、その後の土地利用や土地取引に想定外の影響を及ぼす可能性も考えられる。

※中央環境審議会土壤農薬部会土壤制度小委員会（第 11 回）資料 2 p. 11

②要措置区域における汚染除去等計画の提出の義務化（法第 7 条）

【改正内容】

土壤汚染が確認された場合、人の健康被害のおそれがある土地については、措置を行う必要がある要措置区域に指定される。改正前は、要措置区域に指定された土地は都道府県知事等から汚染状態に応じた措置を実施することを指示され、指示された措置、または同等以上の効果がある措置を行うこととなっていたが、措置の計画を提出することは義務付けられていなかった。改正後は、要措置区域に指定された土地の所有者等に、汚染除去等計画を作成し提出することが義務付けられ、計画が技術的基準に適合していない場合、都道府県知事等は変更命令を発出できることとなった。また、都道府県知事等による計画の審査のため、計画提出から 30 日間は措置に着手できないこととされたが、この審査期間は都道府県知事等の判断により短縮することができることとされた。

【改正の背景】

改正前は、計画の提出義務が定められていないため、都道府県知事等が措置の内容を把握できず、不適切な措置が行われることが懸念された。そのため、汚染除去等計画の作成・提出が義務付けられた。

【事業者等に与える影響の推定】

影響の区分	強化
影響の種類・大きさ	手続きへの影響 大 調査費用への影響 特になし 対策・工事費用への影響 特になし 調査・対策期間への影響 大

汚染除去等計画の作成が義務付けられたため、事業者等に以下の影響を与えることが考えられる。

■デメリット■

- ・ 計画作成に要する事務量の増加
- ・ 30 日間の着手制限があることによる事業スケジュールの遅れ

ただし、一部の自治体では、要措置区域に指定された土地においても条例や要綱、行政指導により工事計画の提出を求めているため、そのような自治体内の土地については大きな負担の増加はないと考えられる。また、汚染除去等計画の作成は事業者等ではなく措置を実施する業者が作成することが想定されるため、事業者等への影響は限定的となることも考えられる。

しかしながら、法令上記載事項が厳密に定められたことや、短縮できるものの 30 日間の着手制限が設けられたことから、事業者等が影響を受ける可能性もあると考えられる。

■メリット■

行政に相談しながら措置の方法を決定するため、措置の手戻りや汚染拡大のリスクが少なくなるメリットが期待できる。また、行政の確認を受けることで、住民説明時等にも理解を得られやすくなる。

③土壌汚染状況調査における調査対象深さの限定(法第3条)

【改正内容】

土壌汚染対策法の調査は原則として深さ 10m までを対象としており、改正前は土地の形質の変更を契機として行う土壌汚染状況調査においても、土地の形質の変更を行う深さに係らず、深さ 10m までに汚染があるかを確認する必要があった。改正後は、土地の形質の変更を契機として行う調査については、土地の形質の変更を行う深さ+1m までに汚染があるかを確認することで調査を終了することができることとなった。

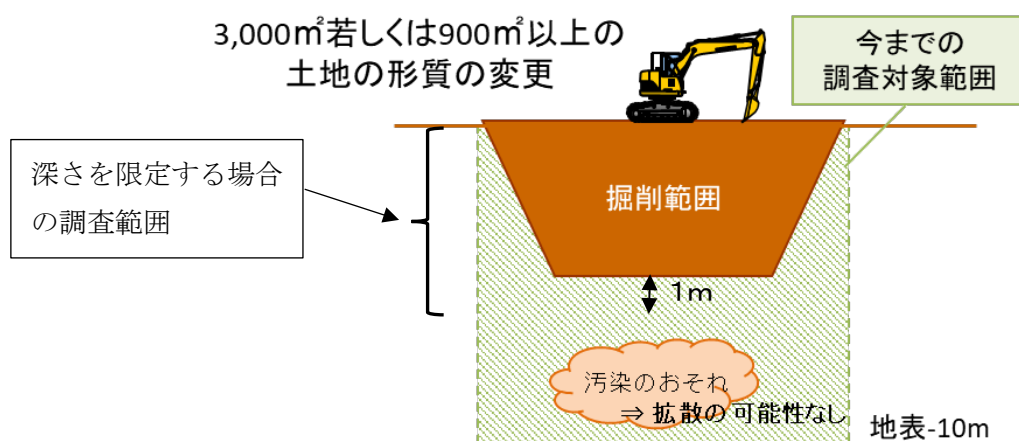


図 3.2-1 調査対象とする深さ限定のイメージ

【改正の背景】

例えば駐車場整備など、深さ 1m 程度の掘削工事を行う場合においても、深い位置に有害物質を含む水が流れる配管がある場合や、自然由来のおそれがある地層がある場合は、当該位置での試料採取等を行う必要があった。しかし、土地の形質の変更を行わない深さについては、工事により土壌汚染の拡散を引き起こすリスクが少ないと考えられるため、調査範囲に含めないことができることとなった。

【事業者等に与える影響の推定】

影響の区分	緩和
影響の種類・大きさ	手続きへの影響 特になし 調査費用への影響 大 対策・工事費用への影響 大 調査・対策期間への影響 大

■メリット■

調査の対象とする深さを限定することができるため、事業者等には以下のメリットがあると考えられる。

- ・ 調査費用が安価になる。
- ・ 調査にかかる時間が短縮できる。
- ・ 浅い深さまでの土地の形質の変更であれば、深い位置の汚染による工期等への影響を回避することができる。
- ・ 浅い深さまでの土地の形質の変更であれば、深い位置にあるかもしれない汚染に対する対策を行わないことにより、対策工事が安価・短期間になる。

■デメリット■

調査対象深さの範囲外とした位置に汚染のおそれが確認されている場合、その情報は調査結果に記載されることとなり、後日汚染のおそれが確認されている位置まで形質変更を行う際は、その位置での調査が必要となる。そのため、事業者等としても記録を保存し、同じ場所で土地の形質の変更を行う際にはどの深さまで調査をしているかを都度確認する必要がある。さらに、長期的にみると、同一範囲を複数回調査することにより、調査費用の総額が高くなるケースも考えられる。

■留意事項■

調査対象とする深さは10m×10m単位区画ごとに設定するため、細かく設定すると調査計画が複雑になり、調査設計や調査計画書の作成、自治体との協議、自治体による審査に時間がかかることが想定される。

④措置における目標土壌溶出量、目標地下水濃度の導入（法第7条）

【改正内容】

土壌溶出量基準不適合に係る措置を行う場合、改正前は基準不適合の土壌全てに対して措置を行い、地下水を地下水基準に適合させる必要があったが、改正後は、最低限、有害物質の人への暴露経路を遮断すれば、基準適合になるまで措置を行わなくても措置を完了できることとなった。

具体的には、措置を行う際に、基準値より高い目標土壌溶出量や目標地下水濃度を設定し、その値を超過している範囲を対象に措置を行えばよいこととなった。目標土壌溶出量濃度、目標地下水濃度とは、要措置区域の指定の事由となった飲用井戸において地下水基準に適合するために、土壌汚染が存在する場所で達成する必要がある土壌溶出量及び地下水濃度を指す（どの位置で基準に適合すればよいとするかは事業者等が任意に設定でき、飲用井戸より近い敷地境界等に設定することもできる。目標土壌溶出量及び目標地下水濃度として、現行通りに土壌溶出量基準及び地下水基準を設定することも可能である。）。目標土壌溶出量濃度、目標地下水濃度は、汚染の状況や地下水の流れやすさ等から計算で求める値であり、そのための計算ツールやツールのマニュアルが環境省から公開されている。

なお、土壌含有量基準不適合に係る措置については、特に変更はない。

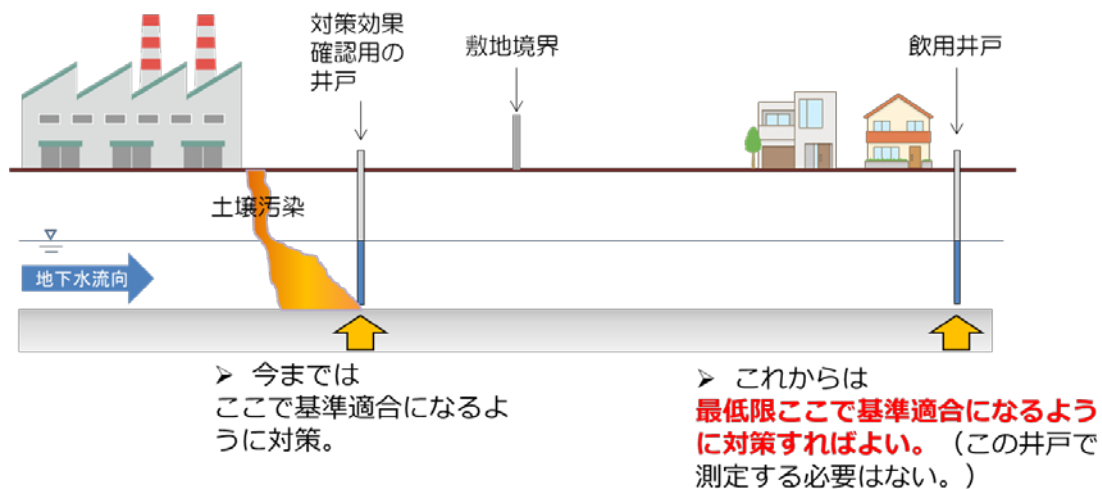


図 3.2-2 措置の完了目標のイメージ

【改正の背景】

土壌汚染対策法の目的は人の健康被害の防止であり、土壌溶出量基準不適合に対する汚染の除去等の措置の完了については、人への暴露経路を遮断すればよいと考えられることから、必ずしも措置実施場所付近で地下水基準に適合させる必要はないとされた。

【事業者等に与える影響の推定】

影響の区分	緩和
影響の種類・大きさ	手続きへの影響 特になし 調査費用への影響 特になし 対策・工事費用への影響 大 調査・対策期間への影響 大

■メリット■

事業者等に与える影響としては、掘削除去の範囲が狭くなる、基準適合まで浄化等を行う必要がなくなる等、対策費用が低減できることが想定される。また、地下水汚染が生じている土地であっても、汚染状態が設定した目標土壌溶出量、目標地下水濃度を超えていない場合、地下水の水質の測定を行えばよいこととされたため、封じ込めや掘削除去等の措置を行う必要はなくなり、最低限の費用で措置を行うことができる。

これまでと同様に、土壌溶出量基準及び地下水基準適合を目標に措置を行うことも可能なため、事業者等が対策にかかる費用に応じて、任意に措置のレベルを選択できることはメリットになると考えられる。

■デメリット■

目標土壌溶出量、目標地下水濃度の計算が必要になるため、汚染除去等計画の作成の手間が増える可能性がある。

■留意事項■

設定した目標土壌溶出量、目標地下水濃度に適合するよう土壌汚染の除去をしても全ての汚染が除去されるわけではないため、区域指定が解除されるわけではない。要措置区域の指定解除後は形質変更時要届出区域に指定される。区域を完全に解除したい場合は従来通りの範囲（土壌溶出量基準適合、地下水基準適合）での措置が必要である。

また、「土壌汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壌汚染対策法の施行について」（平成 31 年 3 月 1 日 環水大土発第 1903015 号）では、「都道府県から土地の所有者等に飲用井戸等の位置に関する情報を提供することが個人情報保護等の観点から適当ではない場合にあっては、評価地点を当該要措置区域のある敷地の地下水の下流側の境界に設定すること等が考えられる。」とされており、自治体から計算に必要な井戸までの距離の情報を入手できない場合は、地下水基準に適合させる地点までの距離を地下水流向の下流側の敷地境界までの距離として計算することとなる。その場合、地下水基準に適合させる地点までの距離が短く、目標土壌溶出量及び目標地下水濃度が、土壌溶出量基準及び地下水濃度とほぼ同様の値となる可能性があることに注意が必要である。

また、基準不適合土壌が残置することや敷地境界を越えて地下水環境基準を超過した地下水が流出することに関しては、周辺住民とのリスクコミュニケーションの必要性を認識

しておくべきである。

⑤「地下水の水質の測定」の措置の完了条件の設定（法第7条）

【改正内容】

改正前は、汚染の除去等の措置の一種である地下水の水質の測定の措置には完了条件がなく、半永久的に測定を行うこととされていた。改正後は、地下水の水質の測定を5年間継続しており、直近の2年間において年4回以上の測定を実施している場合で、「今後地下水基準に適合しない又は目標地下水濃度を超えるおそれがないこと」が確認された場合は、措置を完了できることとなった。（措置が完了した後は形質変更時要届出区域に指定される。）

ただし、降雨による移動性が高い物質（六価クロム、砒素、ふっ素、ほう素、シアン、水銀（アルキル水銀を含む）、セレン、チウラム、シマジン、有機リン）が区域指定対象物質であり、降雨浸透がない土地（被覆されている土地）については今後地下水基準に不適合又は目標地下水濃度を超えるおそれがないとは認められないとされた（完了条件の設定は不可）。

【改正の背景】

土壌溶出量基準超過により要措置区域に指定された土地において、現に地下水汚染がない場合、地下水の水質の測定が指示される。土壌汚染状況調査の施行状況調査では、要措置区域に指定された事例の約6割において地下水の水質の測定が指示されていたが、実施された汚染の除去等の種類については約8割が掘削除去を行っていた。地下水の水質の測定は期限の定めがないということが、掘削除去を選択するケースが多くなる一因であると考えられたことから、完了条件を設定することとした。

【事業者等に与える影響の推定】

影響の区分	緩和
影響の種類・大きさ	手続きへの影響 特になし 調査費用への影響 特になし 対策・工事費用への影響 大 調査・対策期間への影響 大

■メリット■

事業者等に与える影響としては、条件を満たすことによって地下水の水質の測定を完了することができ、継続的な費用負担がなくなることから地下水の水質の測定の措置を選択しやすくなることが考えられる。地下水の水質の測定は、土壌溶出量基準不適合に係る措置の中では費用負担が最も少ないと考えられるため、事業者等の対策費用の低減につながる事が想定される。

また、半永久的な測定を行う必要がなくなることから対策期間についても負担軽減とな

ると考えられる。

■留意事項■

- ・ 汚染土壌が残っている状態でモニタリングが終了する
- ・ 要措置区域解除までの期間が他の措置より長い
- ・ 要措置区域の指定解除後は形質変更時要届出区域に指定される

汚染土壌が残っている状態で措置を終了するため、周辺住民等が抵抗感を感じる可能性があることに留意が必要である。

また、最低5年は測定を継続する必要がある、掘削除去等をした後の測定などに比べると長い期間の測定が必要になる。さらに、対象物質の地下水濃度変動、対象物質の種類や周囲の舗装状況によっては、5年で測定が終了できない場合もあることに留意が必要である。

なお、土壌汚染は残っているため、要措置区域の指定解除後は形質変更時要届出区域に指定される。

⑥要措置区域等内における施工方法の見直し（法第7条）

【改正内容】

要措置区域や形質変更時要届出区域で土地の形質の変更を行う際に、土壌溶出量基準不適合土壌が帯水層に接する場合、地下水汚染の拡大の防止のため、改正前は準不透水層への遮水壁の設置等を行い、工事を行う範囲の地下水の流れを遮断した上で施工する必要がある。改正後は、準不透水層までの遮水壁の設置を行うことなく、釜場排水や井戸方式による揚水により、地下水位を管理し、かつ地下水の水質を監視しながら施工することができることとされた。ただし第一種特定有害物質の第二溶出量基準不適合が確認されている場合、及び最も浅い位置にある準不透水層より深い位置にある帯水層まで形質変更を行う場合は、従来通り、準不透水層までの遮水壁の設置が必要となる。

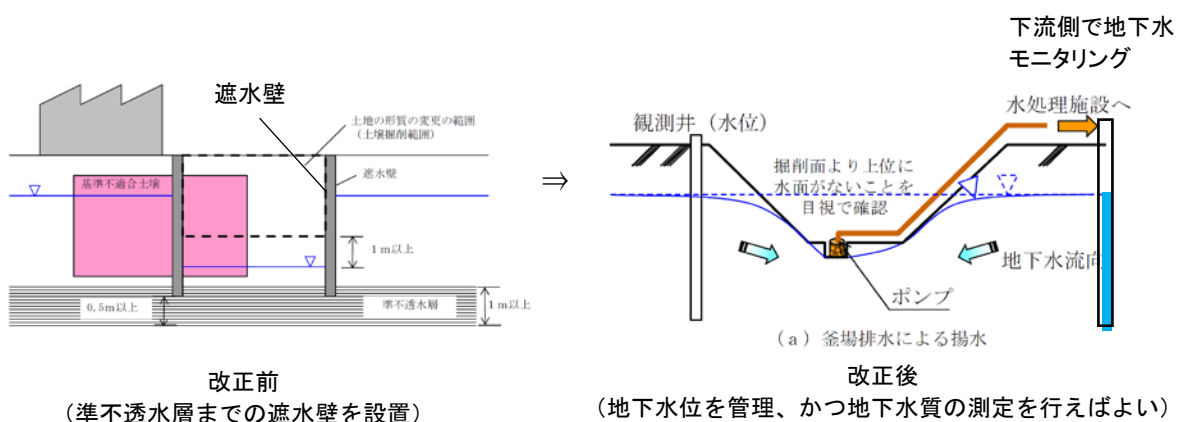


図 3.2-3 土地の形質の変更を行う際の施行方法の見直し

【改正の背景】

準不透水層が数十mといった深い位置にある場合、工事費用が莫大となり、事業が中止となる事例が確認されていた。そのため、環境省は実験を行い、地下水位を適切に管理して施工すれば地下水汚染の拡大を防止できることを確認した上で、施行方法の見直しを行った。ただし、第一種特定有害物質については、高濃度で存在する場合は地下水汚染が拡大する可能性を否定できないことから、第二溶出量基準不適合が確認されている場合は従来の施行方法とされた。

【事業者等に与える影響の推定】

影響の区分	緩和
影響の種類・大きさ	手続きへの影響 特になし 調査費用への影響 特になし 対策・工事費用への影響 大 調査・対策期間への影響 大

■メリット■

遮水壁の設置が必要なくなるため、遮水壁を設置する場合に比べて工事費用が大きく低減できると推定される。また、大規模な工事を行う必要がなくなるため、工期を短縮することもできると考えられる。

これまで準不透水層が深い位置にある区域は、施行方法の規制のため、施設の設置等が難しくなっている可能性があったが、本改正により、最も浅い準不透水層までの施行方法が緩和されたため、準不透水層が深い位置にある土地では比較的深い位置までの工事の施行方法が緩和されたこととなり、土地の利用がし易くなると考えられる。

また、土壤汚染が存在する土地における施行方法が緩和されたことにより、掘削除去等の土壤汚染の除去を行って区域を解除する必要性が低下し、土壤汚染を残したまま土地を利用することが容易になると考えられる。

⑦臨海部特例区域の創設（法第 12 条）

【改正内容】

形質変更時要届出区域で土地の形質の変更を行う際は、改正前は一律土地の形質の変更の 14 日前までに届出が必要であったが、改正後は要件を満たす土地（臨海部特例区域）の形質の変更は事後届出（1 年ごと）とする特例制度を設けた。

これまで、形質変更時要届出区域には自然由来特例区域、埋立地特例区域、埋立地管理区域といった特例の区域が存在したが、これらの区域は土地の形質の変更の施行方法が緩和されていることに対し、臨海部特例区域は届出の手続きが緩和されている点が特徴となっている。

臨海部特例区域となる土地の要件は、特定有害物質による汚染が専ら自然又は水面埋立にて用いられた土砂に由来し、かつ、人の健康に係る被害が生ずるおそれがないことである。臨海部特例区域の指定を受けようとする場合は、土地の所有者等が土地の形質の変更の施行管理方針を都道府県知事等に提出し、一定の基準に適合することの確認を受ける必要がある。

➤ 臨海部特例区域とは

以下の条件を満たし、施行管理方針の確認申請を行い認められた土地

- ・ 工業専用地域又は工業港区（ただし、海域までの間の地下水の下流側に工業専用地域等以外の地域がないこと）
- ・ 汚染が自然由来又は埋立土砂由来

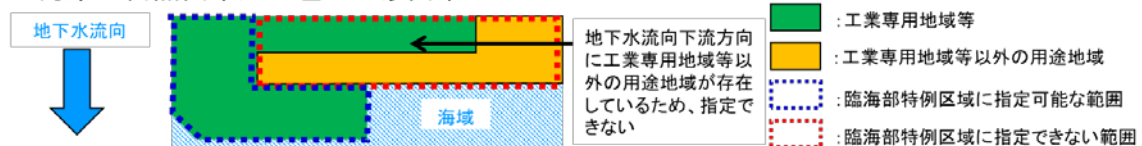


図 3.2-4 臨海部特例区域のイメージ

【改正の背景】

都市計画法で規定される工業専用地域では、工場が立地していることから土壤汚染の可能性はあるものの、臨海部にあっては一般の居住者による地下水の飲用及び土壤の直接摂取による健康被害のリスクが低いと考えられ、産業活性化及び土地の有効利用のためにも、人の健康へのリスクに応じた規制とする観点から、土地の形質の変更を事後届出（1 年ごと）とする特例制度が設けられた。

臨海部特例区域は、現在、形質変更時要届出区域に指定されている土地について指定されることが想定されているが、法第 14 条に基づく指定の申請を活用することで区域指定を受けていない土地についても指定を受けることができる。

【事業者等に与える影響の推定】

影響の区分	緩和
影響の種類・大きさ	手続きへの影響 中※ 調査費用への影響 特になし 対策・工事費用への影響 特になし 調査・対策期間への影響 中※

※資料調査の段階では影響を大と評価したが、アンケート結果でメリットを感じる事業者等が少なかったことから、影響を中とした。

■メリット■

臨海部特例区域に指定されることによる事業者等への影響は、土地の形質の変更を行う際の事前の届出が不要になるため、手続き期間（法第4条に基づく届出の場合30日間、法第12条に基づく届出の場合14日間）が不要となり、手続きにかかる事務作業が削減され、工事スケジュールの管理が容易となることである。

■留意事項■

留意点は以下のとおりである。

- ・ 区域指定を受けることとなるため、土地の形質の変更の際の施行方法や汚染土壌の搬出に係る規制は適用される。
- ・ 届出は事後となるが、届出が必要な土地の形質の変更の規模要件等は形質変更時要届出区域と同じとなるため、区域指定されていない土地（3,000㎡又は900㎡未満の土地の形質の変更の場合は届出不要）と比べると必要な届出は多くなる可能性がある。
- ・ 場内の土壌の移動を行う場合もその量や場所等を記録しておく必要がある。
- ・ 汚染土壌の場外への搬出を行う場合は、事後届出ではなく搬出の14日前までに法第16条に基づく届出が必要となる。
- ・ 土地の形質の変更を行わない場合においても1年毎の届出が必要となる。
- ・ 人為等由来の汚染が確認された場合は、臨海部特例区域の指定が解除される。

これらを踏まえると、臨海部特例区域は、既に形質変更時要届出区域の指定を受けている土地で、定期的に土地の形質の変更を伴うメンテナンスを行う必要がある土地等や、区域指定を受けていない事業場の敷地で、比較的頻繁に一定規模（調査義務の一時的免除中の土地で、有害物質使用特定施設がある土地を想定すると900㎡）以上の土地の形質の変更を行うケースでメリットがあると考えられるが、頻繁に土地の形質の変更を行わない土地では、メリットは感じづらいものと想定される。

⑧認定調査における試料採取等対象物質の見直し（法第 16 条）

【改正内容】

区域指定された土地から土壌を搬出しようとする場合、原則汚染土壌として汚染土壌処理施設に搬出する必要があるが、認定調査を行い、都道府県知事等が基準に適合すると認めた土壌については非汚染土壌として取り扱うことができる。

認定調査において試料採取等の対象なる物質は、改正前は原則として全物質であり、調査の費用負担が大きかったが、改正後は原則として区域指定対象物質のみが対象とされた。ただし、認定調査における地歴調査の結果、区域指定時から汚染状況の変化があった特定有害物質の種類及び区域指定時の土壌汚染状況調査において試料採取等の対象としなかった特定有害物質の種類等について基準に適合していないおそれがあると認められる場合等は、それらの状況も踏まえて認定調査の試料採取等の対象となる特定有害物質の種類を追加することとされた。

【改正の背景】

認定調査が原則として全ての特定有害物質（PCB を除く第三種特定有害物質は、認定調査時地歴調査結果により対象外とすることが可能）を対象としていたため、制度が十分に利用されていなかったことから、試料採取等対象物質の見直しを行った。

【事業者等に与える影響の推定】

影響の区分	緩和
影響の種類・大きさ	手続きへの影響 特になし 調査費用への影響 中 対策・工事費用への影響 大 調査・対策期間への影響 特になし

■メリット■

事業者等に与える影響としては、分析項目が減り、分析費が低減されることが推定される。また、認定調査を行うことによって汚染土壌の量が減り、工事における汚染土壌の処理費用が低減されれば、工事費用を大きく削減できる可能性もあると考えられる。

■デメリット■

- ・ 場外から搬入した土壌については、継続して 1 年毎に土壌の搬入や汚染状態に係る記録を届出なければ全項目の分析が必要となる。
- ・ 改正法施行前(平成 31 年 3 月 31 日以前) に要措置区域等に指定された土地は、土壌の搬入の記録がないため、原則全ての物質について調査を行う必要がある。

既に区域指定を受けている土地についてはメリットを受けることができないが、今後区

域指定を受ける土地については、認定調査を活用することにより、工事費用を低減できる可能性がある。

◎※土地の形質の変更の届出と併せた調査結果の報告（法第4条）

【改正内容】

改正前は、一定規模以上の土地の形質の変更を行おうとする者は、着手予定日の30日前に都道府県知事等に届出を行い、調査命令が発出されなければそのまま土地の形質の変更に着手できるが、調査命令が発出された場合、調査を行わなければならない、工事着工のスケジュールが遅れる可能性があった。改正後は、土地の所有者の全員の同意を得て、届出の前に土壤汚染状況調査を行い、その結果を土地の形質の変更の届出に併せて都道府県知事に報告することができることになり、調査命令が発出されるか否かの不確定要素を排除することができることとなった。

【改正の背景】

土地の形質の変更を行う際の手続きには時間がかかるため、改正前は、条例等で事前に調査を実施させ、土壤汚染が確認された場合は、法第14条による自主申請を促すことで期間短縮を図っている自治体があった。そのため、法の手続きにおいて期間短縮ができるようにしたものである。

【事業者等に与える影響の推定】

影響の区分	緩和
影響の種類・大きさ	手続きへの影響 中 調査費用への影響 特になし 対策・工事費用への影響 特になし 調査・対策期間への影響 大

事業者等に与える影響としては、自治体からの調査命令の発出という不確定要素を排除できるため、工期管理が容易になることが挙げられる。

※「土地の形質の変更の届出と併せた調査結果の報告」については、後述のセミナー開催都市の多くが、従来から条例などにより同様の対応を行っている自治体であり、影響評価が偏ることが想定されたため、アンケート調査の対象外とした。アンケートの⑨には「自然由来等形質変更時要届出区域間の土壤の移動について」を採用したため、ここでは⑨とせず◎とした（「4.1 アンケート調査方法」参照）。

■メリット■

これまで法第 14 条による自主申請を促すことで期間短縮を図っている自治体については、届出の根拠条文が変わるものの大きな影響はないと想定されるが、法第 14 条による申請では汚染が確認されなかった場合には申請できないため、調査命令の発出を受けずに汚染無しの結果を報告できることは事業者等によってメリットになると考えられる。

■デメリット■

本規定は、事業者等が任意に行うものであり、必ず事前の調査が求められるわけではない。調査命令が発出される可能性が低い土地では、通常の手続きを行えば調査自体が不要になることもあるため、事業者等は土地の利用状況等を踏まえた上で利用するか否かを検討する必要があると考えられる。また、事前に調査を行ったが、都道府県知事等が調査が不十分である判断した場合には、調査命令が発出される可能性があるため、調査計画を自治体と事前にすり合わせておくことが重要であると考えられる。

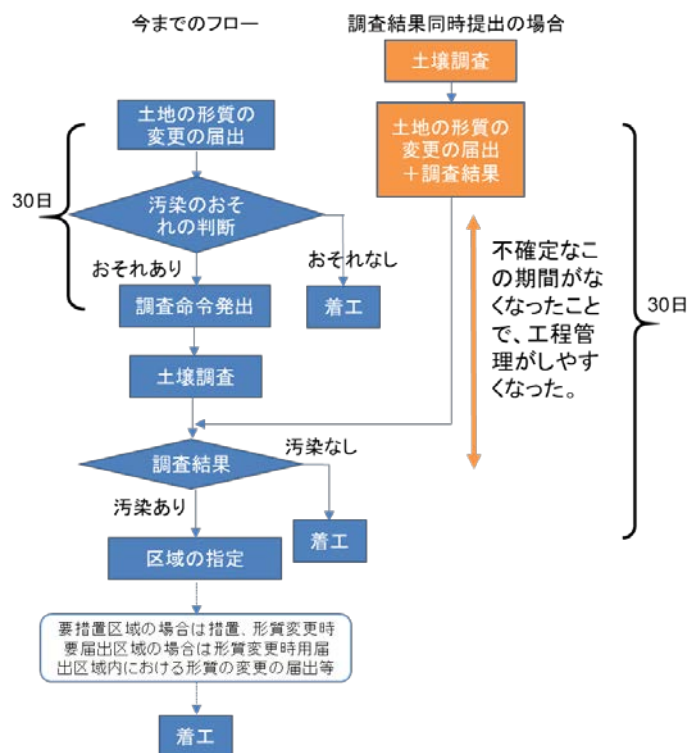


図 3.2-5 土地の形質の変更の届出と併せた調査結果の報告のフロー

(3) その他の改正点

以下の改正点については、該当すれば事業者等への影響が大きいですが、現状では該当するケースが少ないと考えられるため、影響の大きさを中または小と判断した。

1) 水質汚濁防止法に基づく地下浸透防止措置が行われている土地の取扱い（法第3条）

【改正内容】

改正水質汚濁防止法が平成24年6月から施行され、有害物質の地下浸透防止措置のための施設の構造基準や点検義務が定められた。改正前は水質汚濁防止法による地下浸透防止措置は特段考慮されていなかったが、改正後は水質汚濁防止法に基づき適切に地下浸透防止措置が行われた土地については、土壤汚染状況調査において汚染のおそれがない土地として取り扱われ、試料採取等が不要となった。

【改正の影響】

対象となる施設は改正水質汚濁防止法が施行された平成24年6月以降に設置された設備のみとなるため、現状ではそれらの施設は稼働中の可能性が高く、該当するケースは少ないと考えられる。将来、それらの施設の廃止や撤去を行う際に本改正により調査費用が圧縮されることが想定される。汚染のおそれがない土地に事業場を新設する事業者にとって、「地下浸透防止措置と点検等」の徹底は大きなメリットとなりうる。

2) 水面埋立て土砂由来汚染調査の採取地点の合理化（法第3条）

【改正内容】

水面埋立て土砂由来の汚染があると考えられる土地については、汚染が生じた位置を明確に判断できないため、30m格子ごとに試料採取等を行うこととされている。改正前は、第二種及び第三種特定有害物質を試料採取等対象物質とする場合は、30m格子あたりに5地点で、深さ10mまでのボーリングが必要であった。改正後は、調査地点が30m格子に1地点となり、ボーリング本数が1/5に減少することとなった。

【改正の影響】

調査費用全体に占めるボーリング費用の割合は大きいため、調査費用の大幅な削減が期待できる。ただし、水面埋立て土砂由来汚染調査のみが対象であり、調査件数が少ないと想定されるため、影響は中程度と判断した。

3) 土地の形質の変更の届出が不要となる土地（法第4条）

【改正内容】

改正前は、原則全ての土地で、一定規模以上の土地の形質の変更を行う時は届出が必要とされていた。しかし、土地の形質の変更の届出が行われた土地のうち、調査命令が発出されたのは2%程度であったことから、本改正により都道府県知事等が土壤汚染状況調査

に準じた方法に調査した結果、汚染のおそれがない又はすべての特定有害物質が基準適合であると認められるものとして指定した土地では土地の形質の変更の届出を不要とした。

【改正の影響】

土地の形質の変更の届出が不要となると影響は大きいと考えられるが、民有地について都道府県知事等が調査を行うことは考えづらく、指定を受けることもほとんどないと想定されるため、影響は小さいと判断した。

4) 地下水汚染の到達距離の設定方法の合理化（法第5条）

【改正内容】

要措置区域の指定要件である健康被害の可能性判断のために、自治体では地下水汚染の到達距離を設定し、その範囲内で飲用井戸の有無を確認する。到達距離については、改正前においても「地層等の条件により大きく異なるため個々の事例ごとに地下水の流向・流速等や地下水質の測定結果に基づき設定されることが望ましい。」とされていたものの、実際には施行通知で示された一般値を基に区域指定の判断が行われていた。今回の法改正に合わせて、土地ごとに地下水汚染が到達し得る距離を計算するためのツールが環境省から公表された。ただし、旧来の「一般値」として示されていた距離を超える場合は、一般値を採用することが適当であるとされている。

【改正の影響】

個々の事案ごとに到達距離を計算することで、到達距離が短くなり、範囲内に飲用井戸がない事案が増えることが期待される。ただし、到達距離が短くなるケースがどの程度あるのか、その結果、要措置区域に指定される件数がどの程度減少するのか、現段階で判断が難しいため、影響は中程度とした。

5) 区域間移動、飛び地間移動の汚染土壌の処理の委託の例外の追加（法第18条）

【改正内容】

改正前は、汚染土壌は汚染土壌処理業者に搬出することが原則であったが、法改正により、汚染土壌の区域間移動、飛び地間移動を例外として認める規定が設けられた。

・区域間移動

自然由来等形質変更時届出区域（自然由来特例区域及び埋立地特例区域）で、「特定有害物質による汚染の状況が同様」、「土地の地質が同様」の条件を満たせば、離れている区域へ汚染土壌を移動させ、形質変更に使うことができる。

・飛び地間移動

一回の土壌汚染状況調査結果に基づき指定された要措置区域間または形質変更時届出区域間については汚染土壌を移動させることができる。

【改正の影響】

指定区域の間で土壌の移動が可能となり、汚染土壌処理量が削減されることで、工事費が安価になる可能性がある。

ただし、区域間移動の制度を利用できるのは、自然由来特例区域または埋立地特例区域を近距離に複数所有する事業者に限られる。また、飛び地間移動については、改正前から汚染土壌の移動経路を法第 14 条の申請を行い、区域の指定を受けることで同様の効果を得て、円滑に工事や汚染土壌の管理を行うケースもあった。こうしたことから、影響は中程度と判断した。

4. アンケート調査結果

4.1 アンケート調査方法

アンケート調査は、本事業で実施したセミナーの参加者に対して実施した。本事業で実施したセミナーの概要を表 4.1 に示す。

表 4.1-1 本事業で実施したセミナーの概要

開催日	開催都市	参加者数
令和元年 12 月 11 日（水）	札幌	79 名
令和元年 12 月 18 日（水）	大阪	178 名
令和 2 年 1 月 8 日（水）	岡山	75 名
令和 2 年 1 月 9 日（木）	名古屋	147 名
令和 2 年 1 月 15 日（水）	東京	191 名
令和 2 年 1 月 22 日（水）	福岡	80 名
—	—	計 750 名

セミナーでは、土壌汚染対策法の改正点及び想定される事業者等に対するメリット・デメリットを説明した上で、事業者等として受ける影響についてアンケート調査を行った。

セミナーで説明した改正点を表 4.1-2 に示す。（セミナーで使用した説明資料及びアンケート票は添付資料 3 及び添付資料 4 を参照。）

説明及びアンケート対象とした改正点は、「3. 資料調査結果」で事業者への影響が大きい内容とした。ただし、「◎土地の形質の変更の届出と併せた調査結果の報告」については、セミナー開催都市の多くが、従来から条例などにより同様の対応を行っている自治体であり、影響評価が偏ることが想定されたため、アンケート調査の対象外とした。また、「⑨自然由来等形質変更時要届出区域間の土壌の移動について」は、資料調査において影響は中程度と評価したが「土壌汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壌汚染対策法の施行について」（平成 31 年 3 月 1 日環水大土発第 1903015 号）において、リスクに応じた規制の合理化の一環とされている内容であることから、影響を把握するため対象項目に含めた。

表 4.1-2 セミナーで説明した改正内容

番号	区分	改正内容
①	規制強化	土地の形質の変更に係る調査契機の拡大
②		要措置区域における汚染除去等計画の提出の義務化
③	規制緩和	土壤汚染状況調査における調査対象深さの限定
④		措置における目標土壤溶出量、目標地下水濃度の導入
⑤		「地下水の水質の測定」の措置の完了条件の設定
⑥		要措置区域等内における施工方法の見直し
⑦		臨海部特例区域の創設
⑧		認定調査における試料採取等対象物質の見直し
⑨		自然由来等形質変更時要届出区域間の土壤の移動

4.2 アンケート調査結果

アンケート調査結果を以下に示す。調査結果は回収できたアンケート（662 通）を基に整理した。また、アンケート結果は設問ごとに回答があったものを集計しているため、有効回答数は設問ごとに異なる。

なお、報告書中ではアンケート調査結果の一部を抜粋して示す。全ての質問に係るアンケート調査結果は添付資料 5 に示す。

(1) 回答者の立場

アンケート回答者の立場を図 4.2-1 に、回答者の届出等の経験の有無を表 4.2-1 に示す。

セミナーは事業者、土地の所有者、管理者、不動産業者、開発事業者・建設業者を主な対象として募集を行い、参加者の約 7 割が事業者（工場・事業所を操業している者）であった。また、約 8 割が募集対象とした立場の参加者であったため、土壤汚染対策法に基づく指定調査機関や自治体からも参加があったが、以降、セミナー参加者を「事業者等」という。

また、回答者 662 人のうち、土壤汚染に係る届出・調査・対策に関わったことがないと答えた人は 255 人（38.5%）であり、回答者の約 6 割は土壤汚染対策法や条例等による届出等の経験があった。

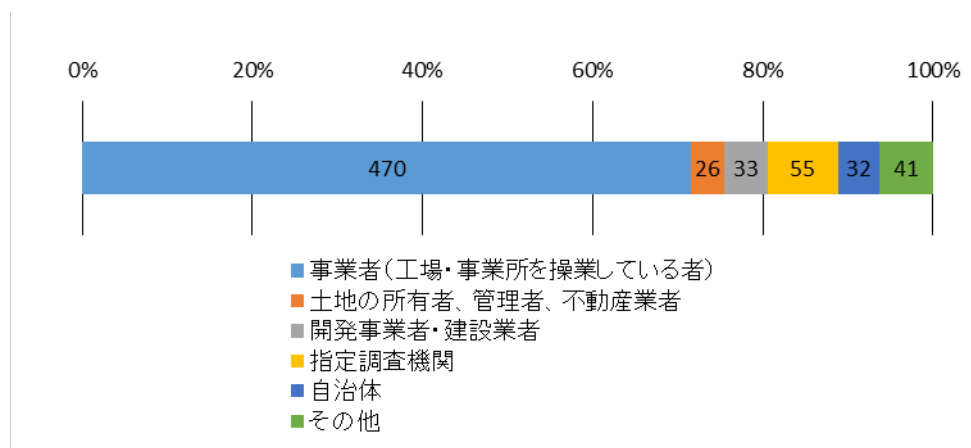


図 4.2-1 アンケート回答者の立場

表 4.2-1 回答者（本人）の届出等の経験の有無

参加者本人の届出等経験の有無	回答数	回数内訳		
		3回以上	1、2回	無回答
土壤汚染対策法による届出・調査・対策	278	125	145	8
自治体の条例による届出・調査・対策	157	83	69	5
建設発生土、残土調査	131	70	57	4
自主調査・対策	243	116	114	13
その他	16	7	6	3
関わったことはない	255			

(2) 改正点に係る影響

【改正点ごとのメリット・デメリット】

改正点ごとに事業者の感じるメリット・デメリットの大きさを図 4.2-2 に示す。

説明した改正点のうち規制強化となる事項では、①調査契機の拡大について、デメリットが大きい又はあると回答した者が多く、36.7%であった。一方、汚染の早期発見等のメリットがある又は大きいと回答した者も 9.4%存在した。

規制緩和となる事項では、⑤地下水の水質の測定の完了が最もメリットが大きい又はあると回答した者が多く（42.2%）、次いで⑥施工方法の見直し（34.2%）、③調査対象深さの限定（33.3%）であった。最もメリットとして感じられなかった項目は、⑦臨海部特例区域の創設（11.8%）であった。

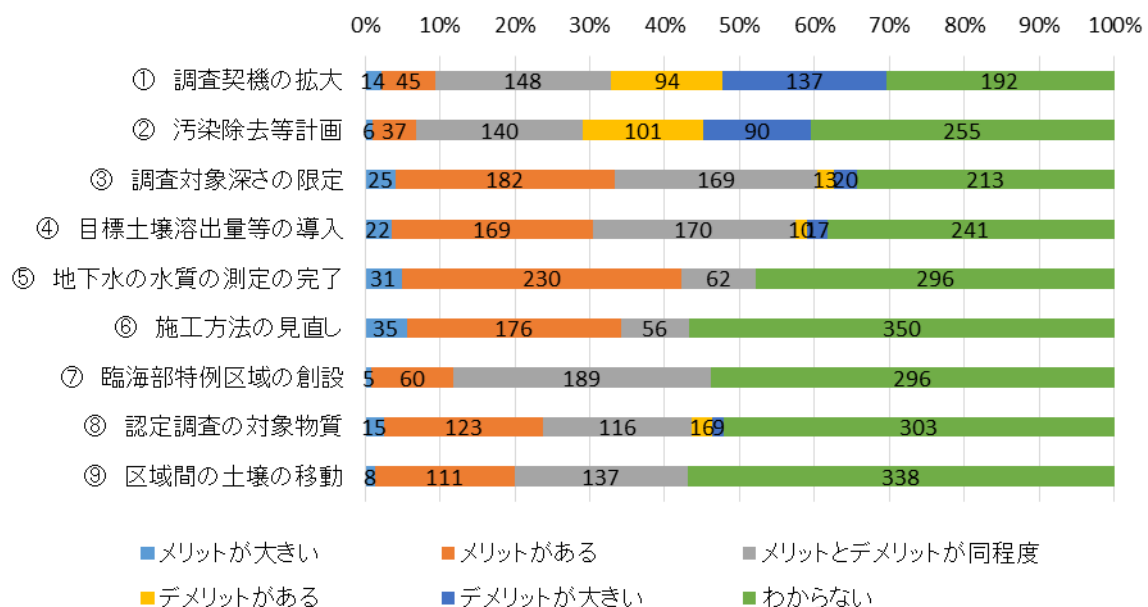


図 4.2-2 事業者の感じるメリット・デメリットの大きさ

①土地の形質の変更に係る調査契機の拡大

【改正内容】

法第 3 条ただし書きによる調査義務の一時的免除を受けている土地や有害物質使用特定施設が存在する土地では、土地の形質の変更に係る届出対象面積が 3,000 m²から 900 m²に見直された。

アンケート結果における法改正により想定される届出件数の増加を図 4.2-3 に示す。回答者全体でみると、届出が増える（大きく増える（5 件以上/年）、増える（2～3 件/年）、やや増える（1～2 件/年）のいずれか）と回答した事業者等は 40.1%であった。一方増えないと回答した事業者等は 18.2%であり、多くの事業者で届出件数が増加することが想定される。

届出件数が増加した場合、届出・調査を行うことによる事務作業や費用が増加することが想定される。

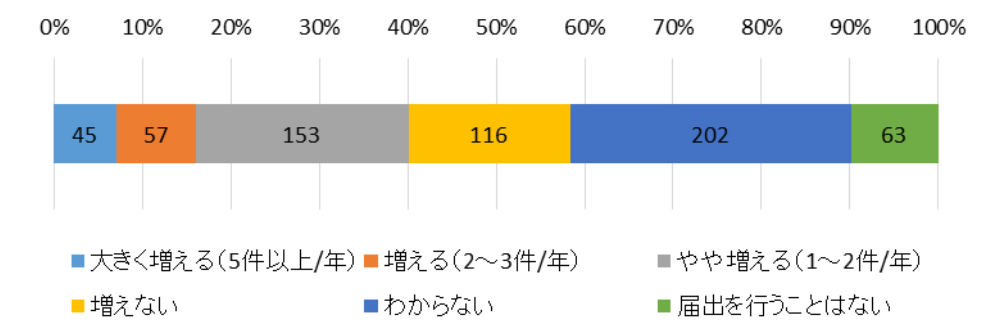


図 4. 2-3 法改正により想定される届出件数の増加

②要措置区域における汚染除去等計画の提出の義務化

【改正内容】

要措置区域に指定された土地では、措置実施にあたり汚染除去等計画を都道府県知事に提出することが義務付けられた。(ただし、一部の自治体では、条例や指導によって既に計画の提出を求めている場合があり、その場合、大きな負担の増加にはならないと想定される。)

アンケート結果における汚染除去等計画作成による負担の増加を図 4. 2-4 に示す。もともと計画を作成しており負担が増えると感じないと回答した者が 12.6%いるが、負担が増えると感じる者が 34.6%となった。

また、本改正により汚染除去等計画は自治体を確認することになり、措置の着手制限も設けられたことから、円滑に工事を行うためには自治体の協力が必要という意見や自治体や職員ごとに異なる指導をされるのではないかという意見が挙げられており、自治体の運用面への対応が不安視されていることが伺える。

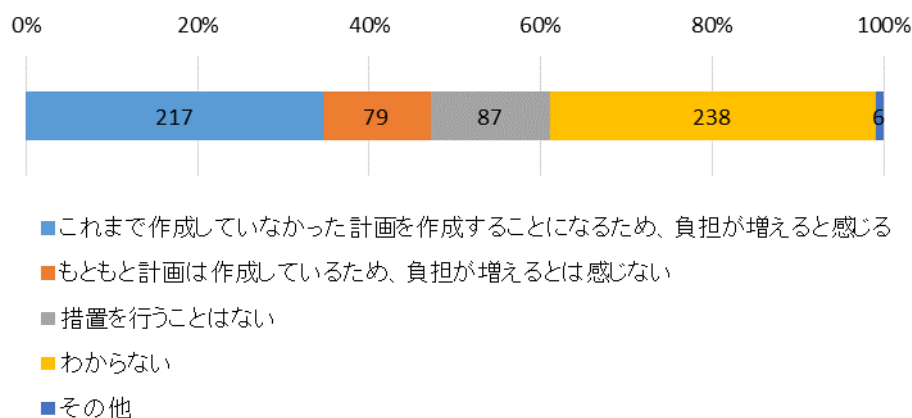


図 4. 2-4 汚染除去等計画作成による負担の増加

③土壌汚染状況調査における調査対象深さの限定

【改正内容】

法改正により、土地の形質の変更が調査契機となる土壌汚染状況調査（法第3条第8項並びに法第4条第2項及び第3項に基づく調査）においては、土地の形質の変更を行う深さより1 m深い位置までを試料採取等の対象深さとすることができることとなった。

アンケート調査結果における、今後、調査契機があった場合の深さを限定した調査制度の利用想定を図4.2-5に、その理由を図4.2-6に示す。

深さを限定した調査制度を利用する又は利用を検討すると回答した者は59.1%であり、多くの事業者が利用する可能性があると考えられる。一方利用しないと回答した者も5.7%おり、理由としては深さを限定した記録の保管を行うことが負担になるという回答が最も多かった。

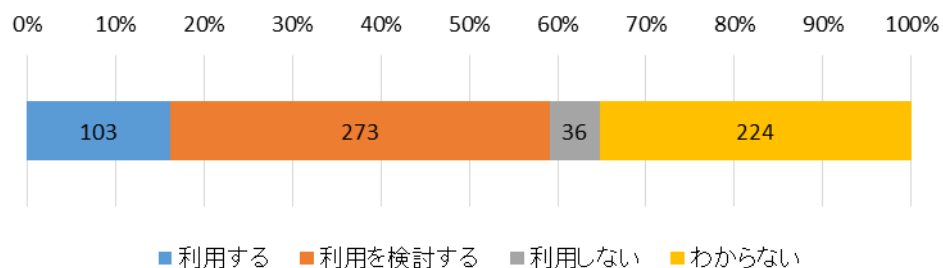


図 4.2-5 深さを限定した調査制度の利用想定

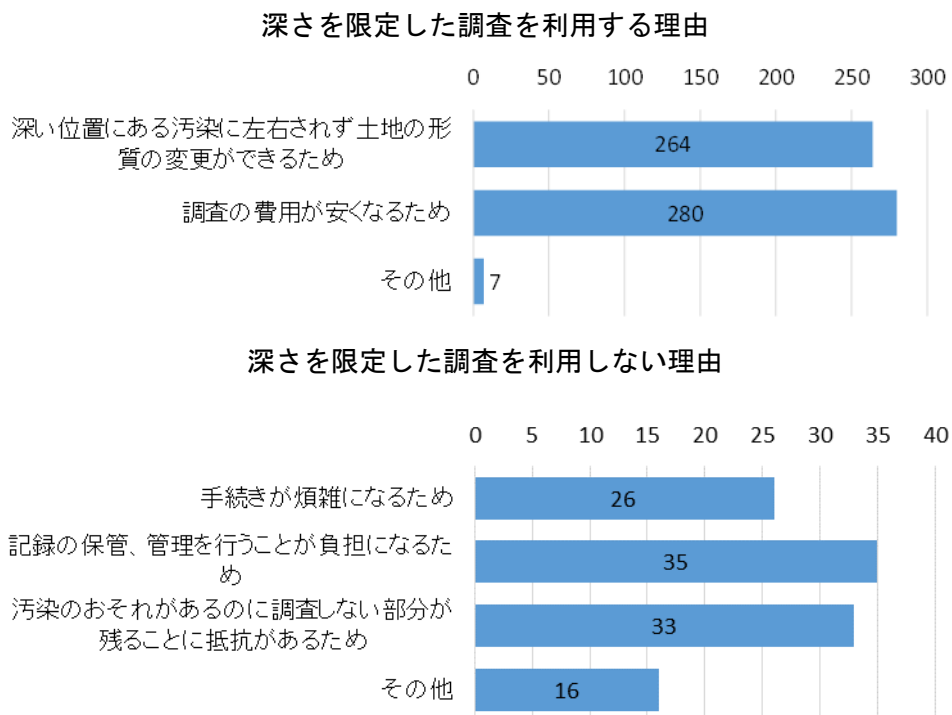


図 4.2-6 深さを限定した調査制度を利用する又は利用しない理由

④措置における目標土壌溶出量、目標地下水濃度の導入

【改正内容】

法改正により、要措置区域等で措置を行う場合に、基準値より高い目標土壌溶出量、目標地下水濃度を設定し、当該値を目標に措置を行うことができることとなった。

アンケート調査結果における、今後、措置を実施する場合の目標土壌溶出量等の制度の利用想定を図 4.2-7 に、その理由を図 4.2-8 に示す。

目標土壌溶出量等の制度を利用する又は利用を検討すると回答した者は 56.0%であり、多くの事業者が利用する可能性があると考えられる。一方、制度を利用しないと回答した者も 10.2%おり、理由としては区域指定が解除されないためという回答が最も多かった。

アンケートでは、汚染土が残るため土地の流動化にはつながらないという意見やステークホルダーから理解を得られるかわからないという意見も挙げられた。

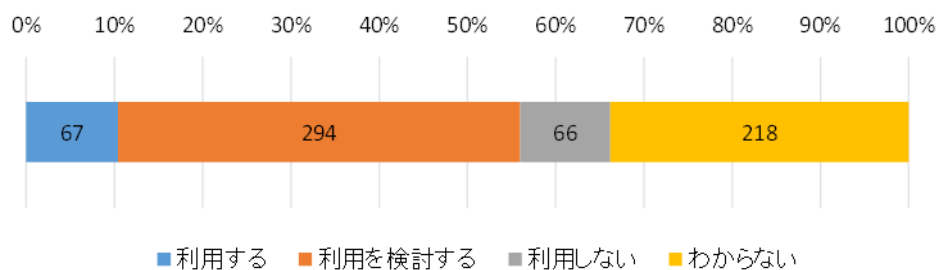
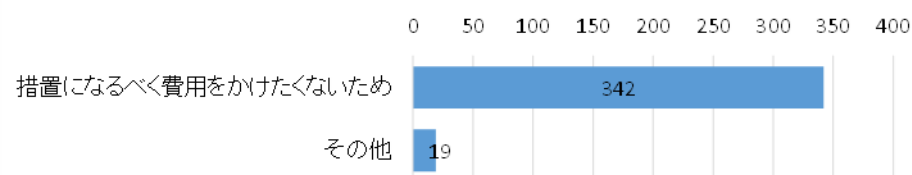


図 4.2-7 目標土壌溶出量等の制度の利用想定

目標土壌溶出量等を利用する理由



目標土壌溶出量等を利用しない理由

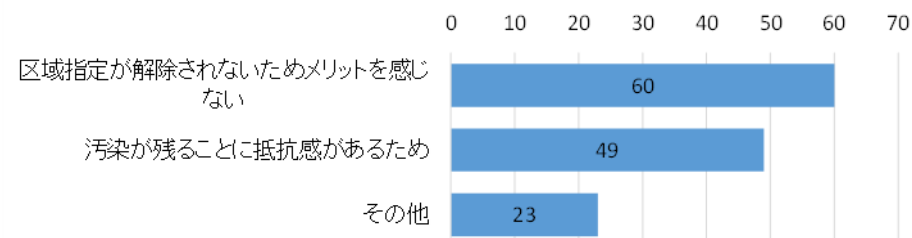


図 4.2-8 目標土壌溶出量等の制度を利用する又は利用しない理由

⑤「地下水の水質の測定」の措置の完了条件の設定

【改正内容】

法改正により、これまで無期限の措置であった「地下水の水質の測定」に完了条件が設けられた。

アンケート調査結果における、今後、措置を実施する場合の地下水の水質の測定の措置の選択の有無を図 4.2-9 に、その理由を図 4.2-10 に示す。

今後、措置を行う際に掘削除去等ではなく地下水の水質の測定を行うことが考えられる又は検討すると回答した者は 53.9%であった。理由としては措置になるべく費用をかけずに要措置区域の指定が解除されることが最も多く、特に費用面の理由で地下水の水質の測定が選ばれる可能性は高まったと考えられる。また、現在既に地下水の水質の測定を行っており、措置の終了を検討するという意見もあった。

一方、地下水の水質の測定を選択しないと回答した者も 12.3%おり、理由としては区域指定が解除されないためという回答が最も多かった。また、法的な測定を終了した後でもリスクコミュニケーションの材料として自主的な測定を続けるという意見や終了のためにはステークホルダーへの説明と理解が必要であるという意見があった。

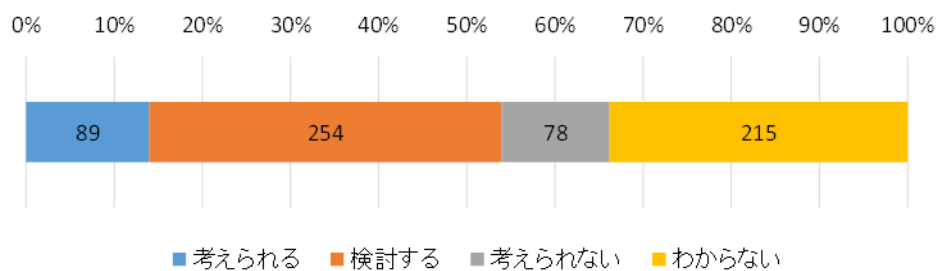
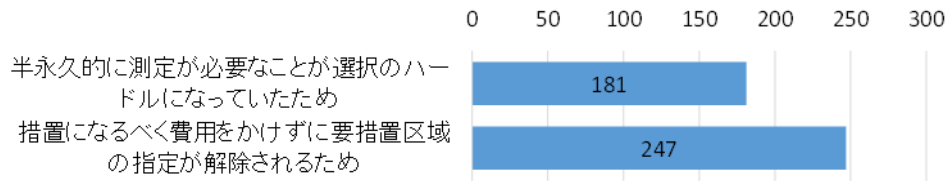


図 4.2-9 地下水の水質の測定の措置の選択の有無

地下水の水質の測定を選択する理由



地下水の水質の測定を選択しない理由

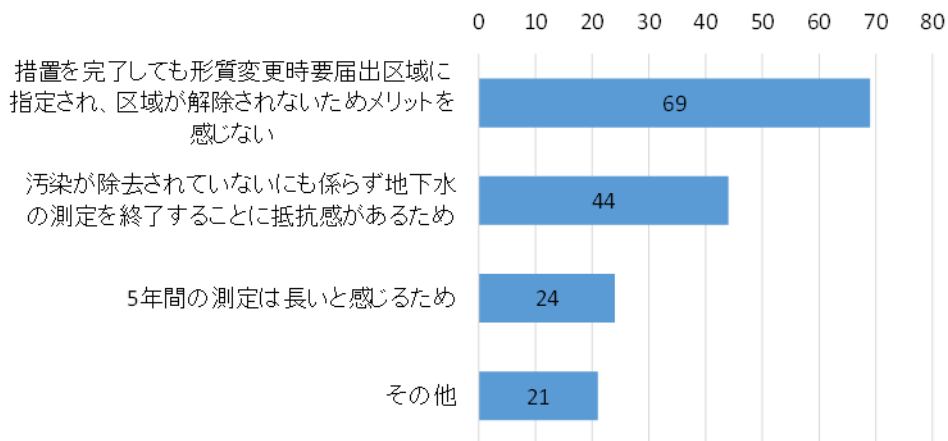


図 4.2-10 地下水の水質の測定の措置を選択する又はしない理由

⑥要措置区域等内における施工方法の見直し

【改正内容】

法改正により、要措置区域等内で基準不適合土壤が帯水層に接している土地で行う工事の施行方法が見直された。具体的には、第一種特定有害物質が第二溶出量基準を超過している場合を除き、これまで求められていた準不透水層までの遮水壁の設置が必要なくなり、地下水位を管理しつつ地下水のモニタリングを行えばよいこととなった。ただし、第二帯水層まで工事を行う際はこれまでと同様の対応が求められる。

アンケート調査において、施行方法が緩和されたことにより、工事費用が削減できる場合があることの影響について質問した結果を図 4.2-11 に示す。影響（メリット）が大きい又は影響（メリット）があると回答した者は 44.5%、あまり影響（メリット）がない又は影響（メリット）がないと回答した者は 22.4%であった。

アンケートでは、遮水壁の設置コストが抑えられるという意見がある一方、第一種特定有害物質が対象外であることや一般的に深部まで施工することになる杭工事が対象外になることから、あまりメリットがないという意見もあった。

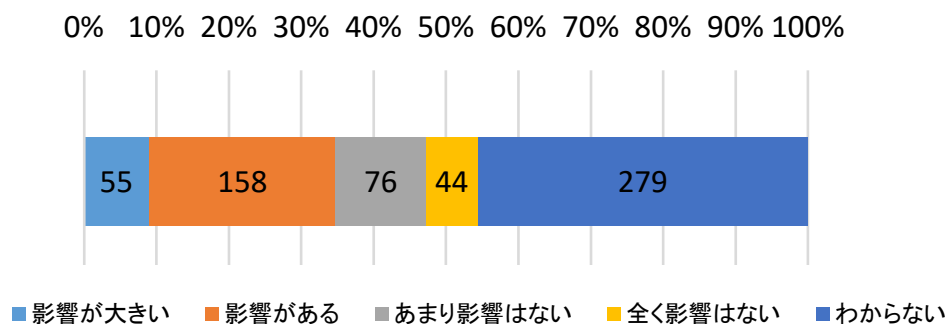


図 4.2-11 施行方法が緩和されたことにより工事費用が削減できる場合があることの影響

⑦臨海部特例区域の創設

【改正内容】

法改正により、臨海部の工業専用地域等、一定の要件を満たした土地は臨海部特例区域の指定を受けることができることとなった。臨海部特例区域に指定された場合、形質変更時要届出区域で求められる土地の形質の変更の都度の届出が不要となり、年 1 回の事後届出を行えばよいこととなる。

アンケート調査結果における、臨海部特例区域制度の利用想定を図 4.2-12 に、その理由を図 4.2-13 に示す。

臨海部特例区域制度を利用すると思う又は検討すると回答した者は 7.9%であった。他の制度と比べると利用を想定する者が少ないが、臨海部の土地がない者が 58.4%であるため、そもそも対象となる事業者等自体が少ない制度であると考えられる。また、利用しない理由として、頻繁に土地の形質の変更を行うことがなく、事後届出のメリットを感じられないことや自然由来や水面埋め立て土砂由来の汚染であるという条件が厳しいという点が多く挙げられた。

また、アンケートでは条件が厳しく活用できるケースは極一部であるという指摘や飲用井戸が存在する可能性は少ないので人為由来の汚染であっても認めて欲しいという意見が挙げられた。

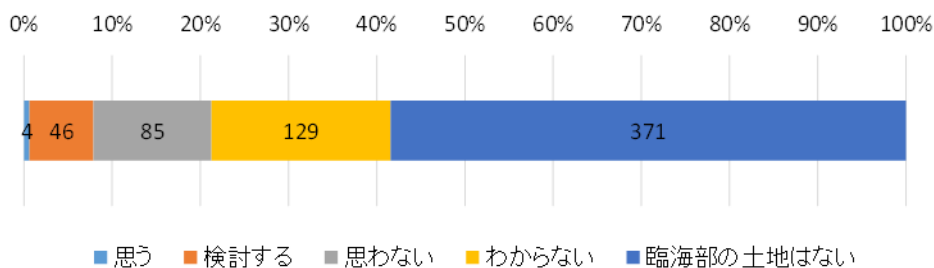
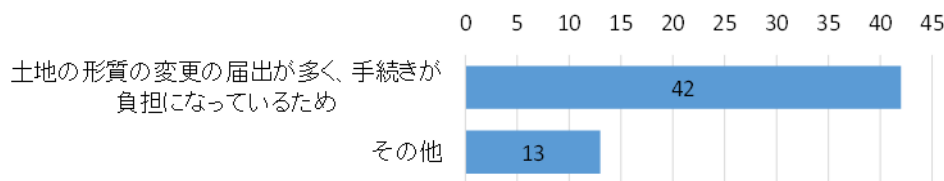


図 4.2-12 臨海部特例区域制度の利用想定

臨海部特例区域制度を利用する理由



臨海部特例区域制度を利用しない理由

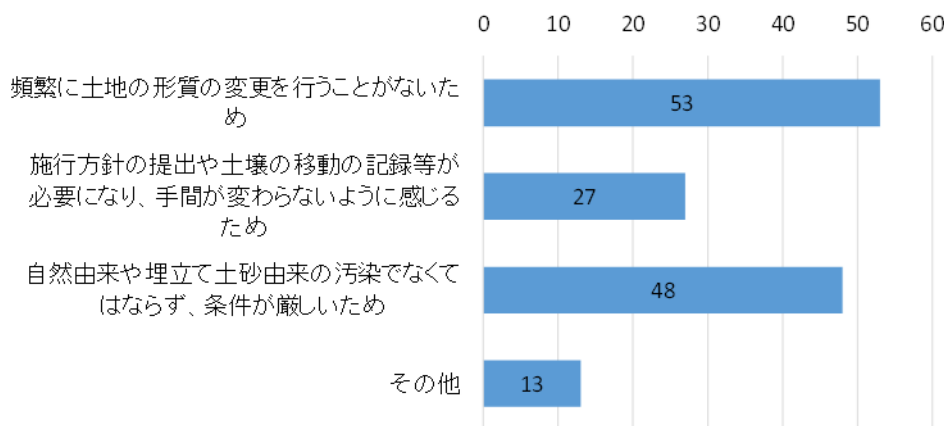


図 4.2-13 臨海部特例区域制度を利用する又はしない理由

⑧認定調査における試料採取等対象物質の見直し

【改正内容】

要措置区域等から土壌を搬出する場合、原則として土壌汚染対策法に基づく許可を受けた汚染土壌処理施設に搬出する必要があるが、都道府県知事から汚染がないことの認定を受けた土壌については、法の規制の対象外とすることができる。汚染がないことの認定を受けるための調査は認定調査と呼ばれているが、認定調査を行う場合、原則として特定有害物質全項目の調査が求められていた。法改正により、認定調査を行う際の調査対象項目が見直され、原則として搬出を行う土壌がある要措置区域等の指定に係る物質のみを調査すればよいこととなった。

アンケート調査において、今度、土壌を搬出する際に認定調査を利用しようと思うかを質問した結果を図 4.2-14 に、その理由を図 4.2-15 に示す。

認定調査を利用しようと思う者は 42.2%であり、利用しようと思う理由としては汚染土壌の量を削減することが期待できるためが多かった。汚染土壌の量が削減できれば工事費用を圧縮することができるため、費用面から認定調査を検討する事業者等が多いと考えられる。

一方、利用しないと思う理由は緩和されても調査費用の負担が重いと感じるためが多く、認定調査の実施以前に調査費用自体を負担と考えている事業者等も一定数存在する。

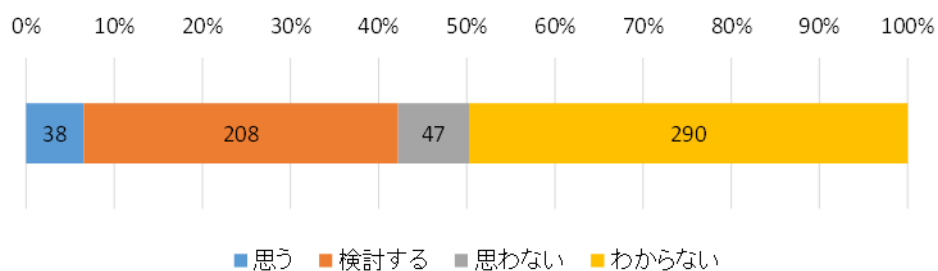


図 4.2-14 認定調査の利用想定

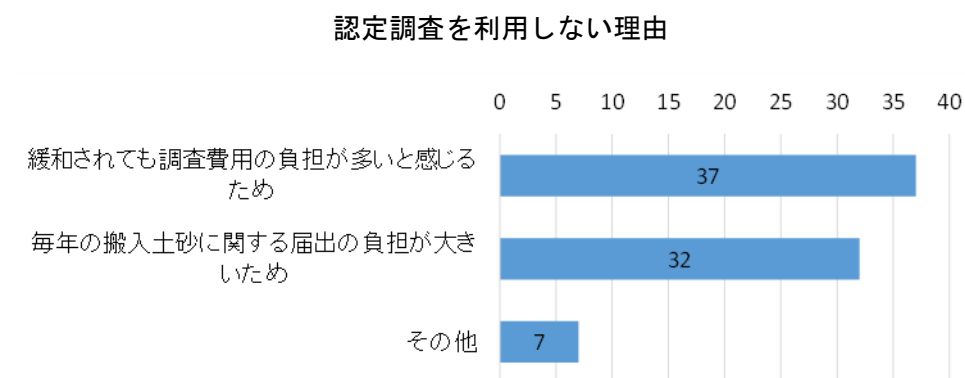
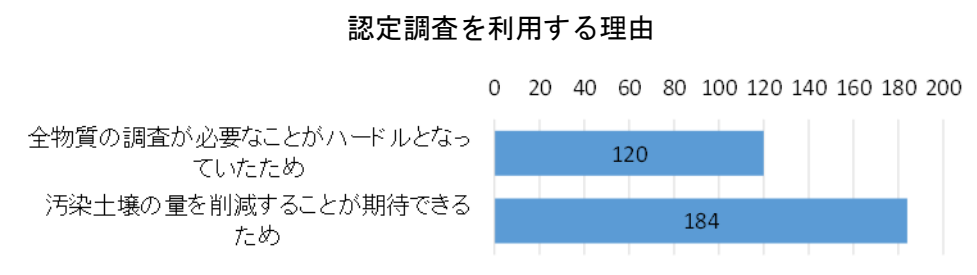


図 4.2-15 認定調査を利用する又はしない理由

⑨自然由来等形質変更時要届出区域間の土壌の移動

【改正内容】

要措置区域等から土壌を搬出する場合、原則として土壌汚染対策法に基づく許可を受けた汚染土壌処理施設に搬出する必要があるが、法改正により、認定調査以外でも自然由来又は水面土砂由来の汚染土壌であれば、指定された自然由来等形質変更時要届出区域（汚染が専ら自然由来又は専ら水面埋立て土砂由来である形質変更時要届出区域）で汚染土壌を移動することが可能となった。

アンケート調査結果における自然由来等形質変更時要届出区域間の土壌の移動制度の利用想定を図 4.2-16 に、その理由を図 4.2-17 に示す。

自然由来等形質変更時要届出区域間の土壌の移動制度を利用しようと思う又は検討す

る者は22.2%であったが、利用しようと思わない者は29.5%であった。利用しようと思わない者が多い原因としては、理由に挙げられているようにそもそも汚染土壌を持っていける土地がない場合や自然由来等形質変更時要届出区域に指定されるような土地がない場合が多いことが考えられる。本制度も臨海部特例区域制度と同様に制度の対象となる事業者が限られている制度である。

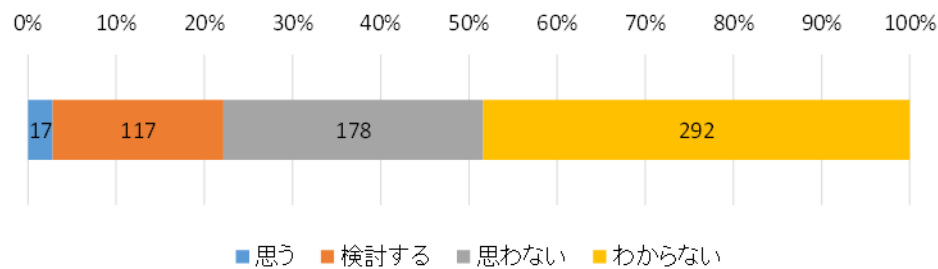
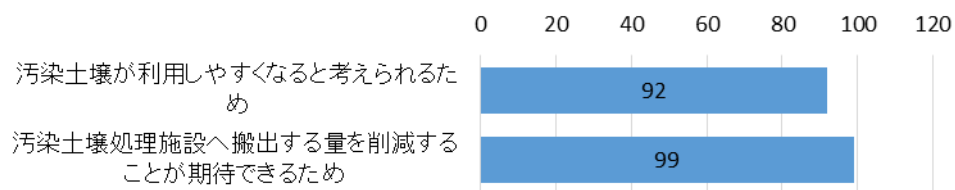


図 4.2-16 自然由来等形質変更時要届出区域間の土壌の移動制度の利用想定

自然由来等形質変更時要届出区域間の土壌の移動制度を利用する理由



自然由来等形質変更時要届出区域間の土壌の移動制度を利用しない理由

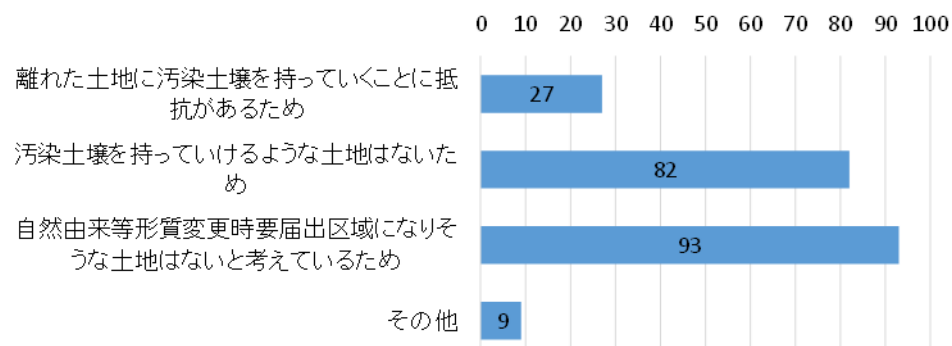


図 4.2-17 自然由来等形質変更時要届出区域間の土壌の移動制度を利用する又はしない理由

5. 事業者等への影響の推察

5.1 事業者等への影響の整理

(1) 改正事項の対象となる事業者等

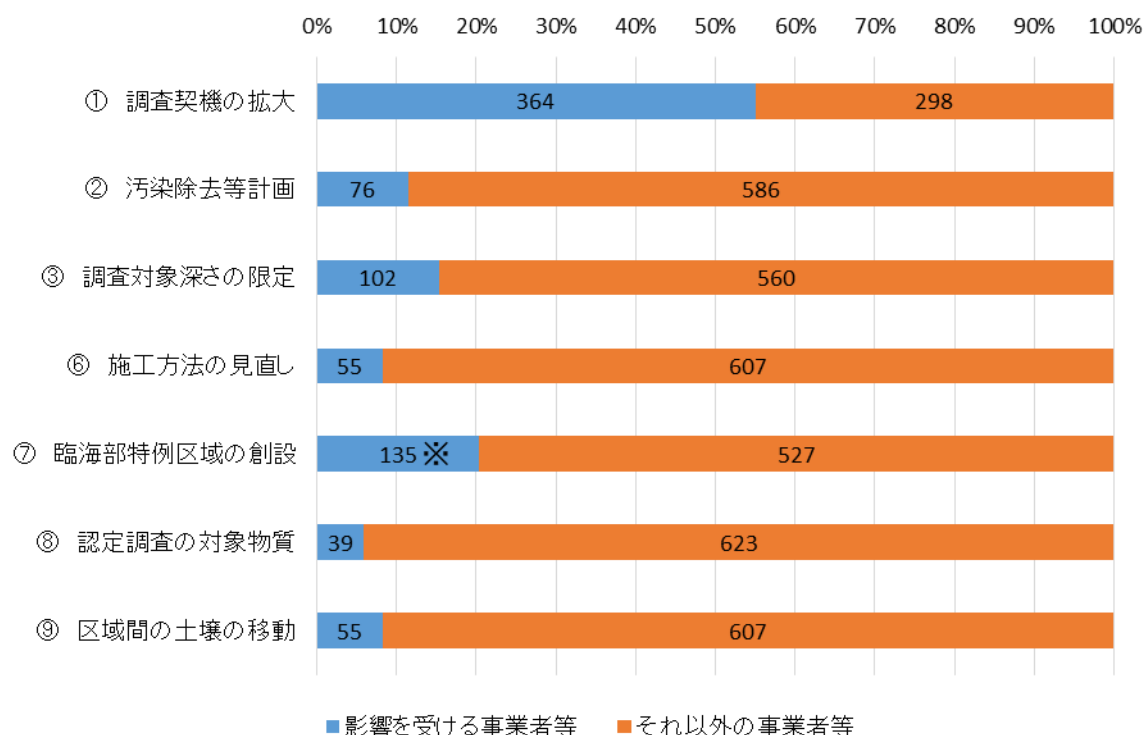
アンケートでは、改正事項ごとにどの程度の事業者等が対象となるかを把握するための質問を実施している。

影響を受けることが想定される事業者等の割合を表 5.1-1 及び図 5.1-1 に示す。

表 5.1-1 改正事項ごとに影響を受けることが想定される事業者等の割合

番号	区分	改正内容	影響を受けることが想定される事業者等	割合
①	規制	土地の形質の変更に係る調査契機拡大	調査義務の一時的免除を受けている又は有害物質使用特定施設を設置している事業者等	55.0% 364 者
②	強化	要措置区域における汚染除去等計画の提出の義務化	過去に土壌汚染対策を行った際に自治体に計画書を提出していない事業者等	11.5% 76 者
③	規制緩和	土壌汚染状況調査における調査対象深さの限定	過去の調査で、掘削する深さより深い位置にある汚染の調査が必要とされたことがある事業者等	15.4% 102 者
④		措置における目標土壌溶出量、目標地下水濃度の導入	措置を行う全ての事業者等 【質問は実施していない】	—
⑤		「地下水の水質の測定」の措置の完了条件の設定	措置を行う全ての事業者等 【質問は実施していない】	—
⑥		要措置区域等内における施工方法の見直し	過去に要措置区域等で措置を行った際に、準不透水層までの遮水壁の設置を行うことにより工事費用が増加したり、工事に支障があったことがある事業者等	8.3% 55 者
⑦		臨海部特例区域の創設	臨海部に土地を所有する事業者等※	20.4% 135 者
⑧		認定調査における試料採取等対象物質の見直し	過去に認定調査の実施を検討したが、分析費用が高額になる等の理由で実施しなかったことがある事業者等	5.9% 39 者
⑨		自然由来等形質変更時要届出区域間の土壌の移動	過去に自然由来や水面埋立土砂由来の汚染土壌を汚染土壌処理施設に搬出したことがある事業者等	8.0% 53 者

※臨海部特例区域制度を利用するかを聞いた質問で、思う、検討する、思わないと回答した者の割合を示す。なお、現在、臨海部の土地を所有していない事業者等もこれらの回答をしている場合もあると考えられる。



※臨海部特例区域制度を利用するかを聞いた質問で、思う、検討する、思わないと回答した者の割合を示す。
 なお、現在、臨海部の土地を所有していない事業者等もこれらの回答をしている場合もあると考えられる。

図 5.1-1 改正事項ごとに影響を受けることが想定される事業者等の割合

規制強化となる「①土地の形質の変更に係る調査契機の拡大」については、セミナーに参加した事業者等の 55.0%、364 者が対象となる土地を所有・管理しているという結果となり、影響を受ける者が他の改正より多いと想定される。

「②要措置区域における汚染除去等計画の提出の義務化」については、11.5%、76 者の事業者等が過去に土壤汚染対策を行った際に自治体に計画書を提出せずに措置を行ったという回答であった。セミナーの会場別にみると、大阪会場が 26 者（各会場の参加者中の割合は 14.6%。以下（ ）の割合は同じ意味を示す。）、名古屋会場が 17 者（11.6%）、東京会場が 13 者（6.8%）、岡山会場が 9 者（12.0%）、福岡会場が 8 者（10.0%）、札幌会場が 3 者（3.8%）であり、地域によって自治体の指導等の差があることが伺える。また、過去 3 年の土対法における要措置区域の指定の件数は、平成 29 年度：56 件、平成 28 年度：41 件、平成 27 年度：40 件※であり、全国で年間 40～60 件程度の汚染除去等計画の提出が求められることとなる。

規制緩和となる事項のうち、「③土壤汚染状況調査における調査対象深さの限定」、「⑥要措置区域等内における施工方法の見直し」、「⑧認定調査における試料採取等対象物質の見直し」、「⑨自然由来等形質変更時要届出区域間の土壌の移動」については、法改正後であれば規制緩和を受けられる事例が過去にどの程度あったかを確認したところ、「③土壤汚染状況調査における調査対象深さの限定」の緩和を受けられる事例があった事業者

等が 15.4%で最も多く、次いで「⑥要措置区域等内における施工方法の見直し」(8.3%)、「⑨自然由来等形質変更時要届出区域間の土壌の移動」(8.0%)であった。今回、規制緩和された点については、広く事業者全体に係るというよりは、1割程度のケースで緩和が適用されるという事項であると考えられる。

※出典) 平成 27 年度、平成 28 年度、平成 29 年度土壌汚染対策法の施行状況及び土壌汚染調査・対策事例等に関する調査結果(環境省)

(2) 規制強化に係る影響

規制強化に係るアンケート調査を行った事項のうち、事業者等が最もデメリットがあると感じた事項は、「①土地の形質の変更に係る調査契機の拡大?」(デメリットが大きい又はあると回答した者が 36.7%。以下()内の割合は同じ意味を示す。図 4.2-2 参照)であり、次いで「②要措置区域における汚染除去等計画の提出の義務化」(30.4%)であった。

「①土地の形質の変更に係る調査契機の拡大?」については、本改正により届出が増えるという回答した者が 40.1%であり、およそ 4 割の事業者等でこれまでよりも調査契機が増えることが想定される。また、本改正の対象となる調査義務の一時的免除を受けている土地または有害物質使用施設が設置された土地の所有者等の回答では、届出が増える(大きく増える(5 件以上/年)、増える(2~3 件/年)、やや増える(1~2 件/年)のいずれか)と回答した事業者等は 53.5%であった。このうち、届出件数が年 5 件以上増えるという回答した事業者等が 28 者おり、これらの事業者等は年 5 回以上の届出・調査を求められることとなることから、相当の負担増加が見込まれる。(図 5.1-2 参照。)

本改正について、事業者等が事業にとって影響が大きい又はあると回答した事項は事務作業が増えることが 53.1%、費用が増えることが 51.0%、施設更新計画の見直しが必要 42.4%であった。調査義務の一時的免除中の土地や有害物質使用特定施設が存在する土地では、届出だけではなく調査が必要となるため、事業者等は本改正によって事務作業が増えることや調査・措置のための費用が増えることの影響が大きいと感じていることが推察される。なお、届出件数の増加は、届出を受ける自治体の事務量の増加にも繋がるため、自治体における手続き期間への影響も考えられる。

本改正については、デメリットを感じる事業者等が多い一方、メリットが大きい又はあると回答した事業者等も 9.4%(59 者 図 4.2-2 参照)いた。このうち、25 者は指定調査機関・自治体であったが、調査義務の一時的免除を受けている又は有害物質使用特定施設を設置している事業者等も 22 者含まれている。土壌汚染は一度発生すると自然に解消されることは期待できず、また小規模事業所であっても有機塩素系溶剤などの場合、基準値の数万倍という極めて高濃度で放置されていることも少なくないため、早期に調査・対策を行うことは、汚染が地中深くまで浸透してより対策困難となったり周囲に広がって健康被害の懸念を発生させたりする前に対策できることに繋がり、将来的に必要な調査・対策の費用の大幅な低減や社会的リスクの低下を防げる可能性がある。ま

た、事業実施中は調査を行わず、事業終了後に土壤汚染が発覚すると対策費用が捻出できず、その後の土地利用や土地取引に想定外の影響を及ぼす可能性も考えられることから、調査契機の拡大による汚染の早期発見をメリットとして捉えている事業者等もいるようである。実際に、本改正の対象となる事業者（調査義務の一時的免除を受けている又は有害物質使用特定施設を設置している事業者等）のうち 32.9%は「早期に土壤汚染を発見することができることで対策の計画が立てやすくなる」の質問に、影響（メリット）が大きい又はあると回答している。

これらを踏まえると、本改正は短期的には事業者等への負担が大きいと考えられる。長期的には早期対策を行うことによるメリットを受ける場合も多いと考えられるが、規制強化による土地利用の停滞も考えられるため、メリット、デメリット両面の影響があると考えられる。

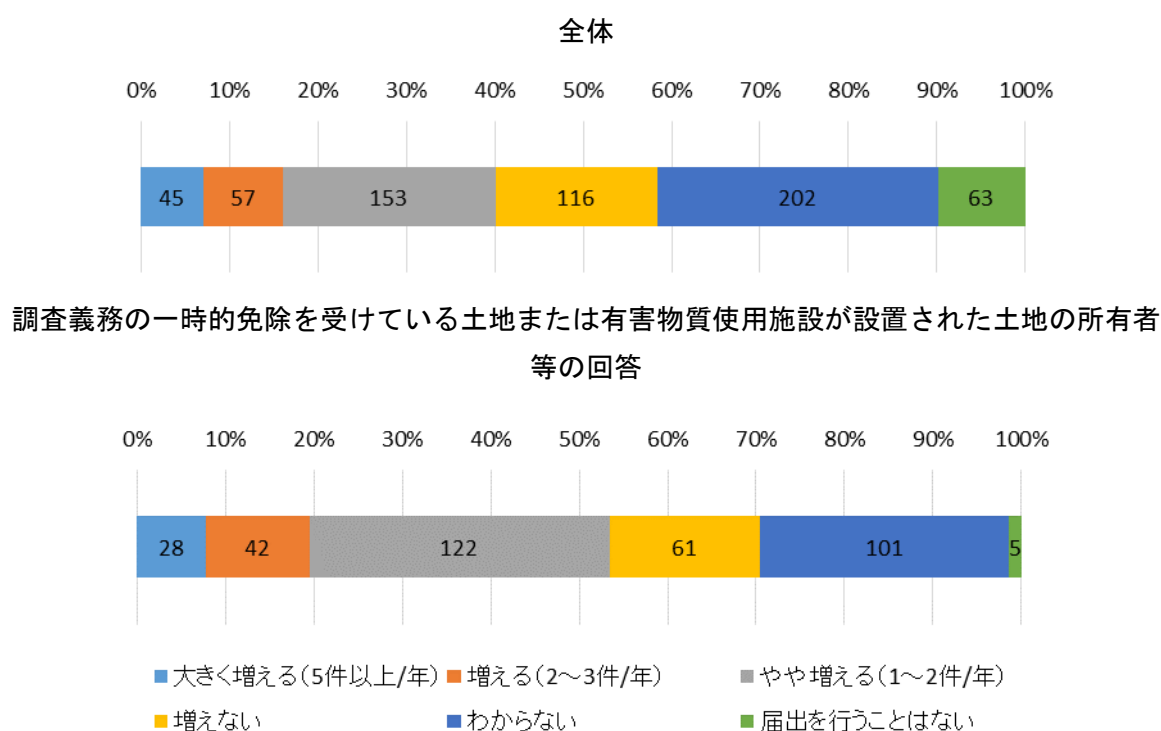


図 5.1-2 法改正により想定される届出件数の増加

「②要措置区域における汚染除去等計画の提出の義務化」については、事業への影響として措置計画のための事務作業や費用の増加、着手制限による工事計画の遅れが考えられるが、それらの影響を受けると回答した者は4割程度（41.1～42.3%）であった。一方、自治体の確認を受けることがメリットと回答した者は 25.6%であった。回答者の意見では、自治体の確認による工期への影響や自治体間の指導の差が不安事項として挙げられている。本改正はあくまで要措置区域に指定された場合に適用されるものであり、全ての事業者等に直ちに影響があるわけではないが、自治体が計画に介入することによ

る不安を感じている事業者等も多いものと考えられる。

これらを踏まえると、規制強化項目では、「①土地の形質の変更に係る調査契機拡大」が特に事業者等に大きな影響があると考えられる。

(3) 規制緩和に係る影響

規制緩和に係るアンケート調査を行った事項のうち、事業者等が最もメリットがあると感じた事項は、「⑤「地下水の水質の測定」の措置の完了条件の設定」（メリットが大きい又はあると回答した者が42.2%。以下（ ）内の割合は同じ意味を示す。）、次いで「⑥要措置区域等内における施工方法の見直し」（34.2%）、「③土壤汚染状況調査における調査対象深さの限定」（33.3%）であった。また、事業者等が最も活用しようと思う事項は「③土壤汚染状況調査における調査対象深さの限定」（利用する又は利用を検討すると回答した者が59.1%。以下（ ）内の割合は同じ意味を示す。）であり、次いで「④措置における目標土壌溶出量、目標地下水濃度の導入」（56.0%）、「⑤「地下水の水質の測定」の措置の完了条件の設定」（53.9%）であった（図4.2-2参照）。

全体的に緩和された制度を利用する又は検討すると回答した割合よりメリットが大きい又はあると回答した割合が低くなっており、事業者等としては現段階ではメリットがあるかわからないが、機会があれば活用してみようという状況であると推察される。

「③土壤汚染状況調査における調査対象深さの限定」は調査段階の緩和措置であるため、「④措置における目標土壌溶出量、目標地下水濃度の導入」、「⑤「地下水の水質の測定」及び「⑥要措置区域等内における施工方法の見直し」の措置の完了条件の設定」といった土壤汚染が存在する土地における緩和措置よりも、事業者等が活用しやすいと感じていると推察される。

また、「⑧認定調査における試料採取等対象物質の見直し」や「⑨自然由来等形質変更時要届出区域間の土壌の移動」といった汚染土壌の搬出に係る緩和事項は、メリットがあると感じる割合が土壤汚染状況調査や措置の方法、施工方法の緩和項目に比べて低くなっている。これらの緩和項目は区域指定され、かつ汚染土壌を搬出するというケースに限られるため、現段階でメリットを感じる事業者等は限定されているものと推察される。

一方、規制緩和の事項では、全体ではメリットを感じる事業者等や制度を利用しようとする事業者等が多くないものの、過去に緩和対象となった事例を経験した事業者等では、多くがメリットを感じるケースや制度を利用しようとするケースがある。

「⑥要措置区域等内における施工方法の見直し」では、メリットが大きい又はメリットがあるとする事業者等は、全体では31.9%であるが、過去に要措置区域等で措置を行った際に、準不透水層までの遮水壁の設置を行うことにより工事費用の増加や工事に支障があった事業者等55者については、78.2%がメリットが大きい又はメリットがあると回答している。（図5.1-3参照。）工事の方法に関する緩和は費用への影響が大きいいため、実際の事例を経験した者はメリットを大きく感じていると考えられる。

「⑧認定調査における試料採取等対象物質の見直し」についても、制度を利用したい

と思う又は検討する事業者等は、全体では 42.2%であるが、過去に利用を検討したが分析費用が高額になること等の理由で実施しなかったことがある事業者等 39 者については、94.7%が利用したいと思う又は検討すると回答している。（図 5.1-4 参照。）また、

「⑨自然由来等形質変更時要届出区域間の土壌の移動」については、制度を利用したいと思う又は検討する事業者等は、全体では 22.2%であるが、過去に自然由来や水面埋立土砂由来の汚染土壌を汚染土壌処理施設に搬出したことがある事業者等 53 者については、60.4%が利用したいと思う又は検討すると回答している。（図 5.1-5 参照。）

これらの制度については、制度のメリットを理解し、制度を利用する機会があれば、他の事業者等についても制度利用につながる可能性があると考えられる。

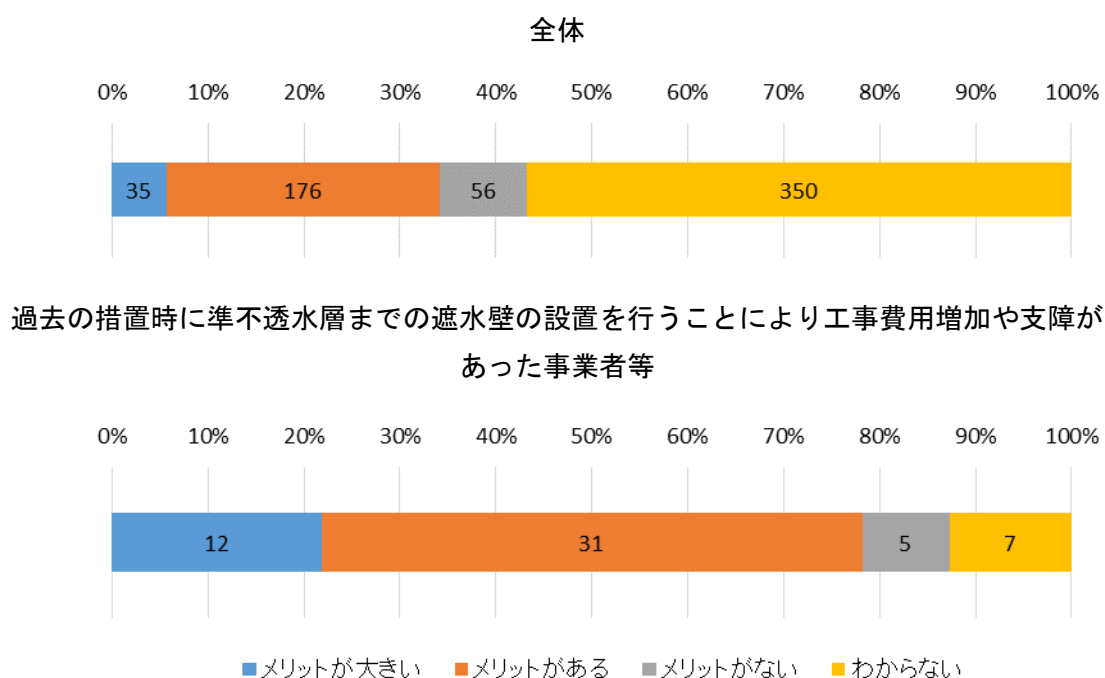


図 5.1-3 施工方法の見直しのメリット比較

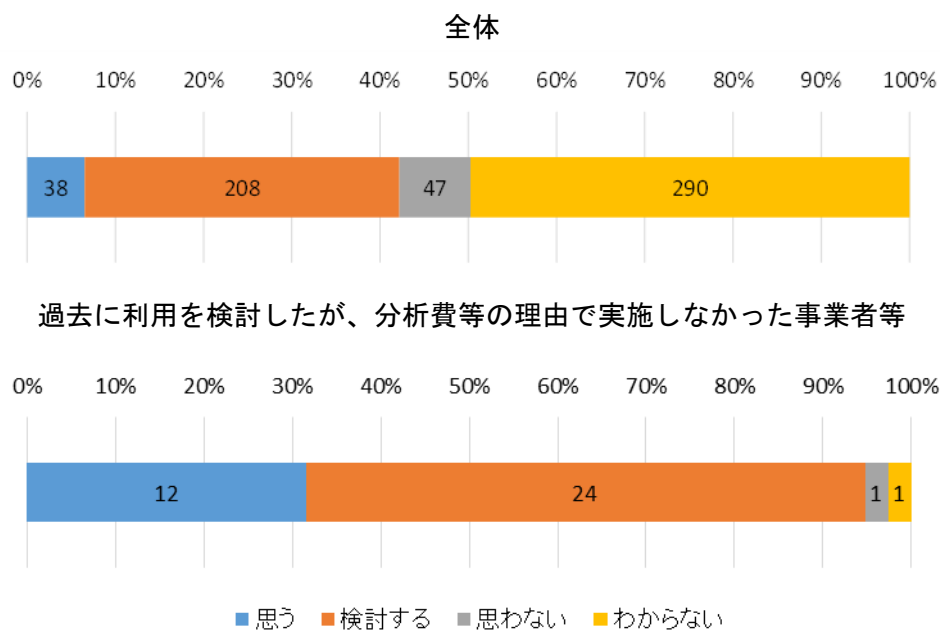


図 5. 1-4 認定調査の利用想定と比較

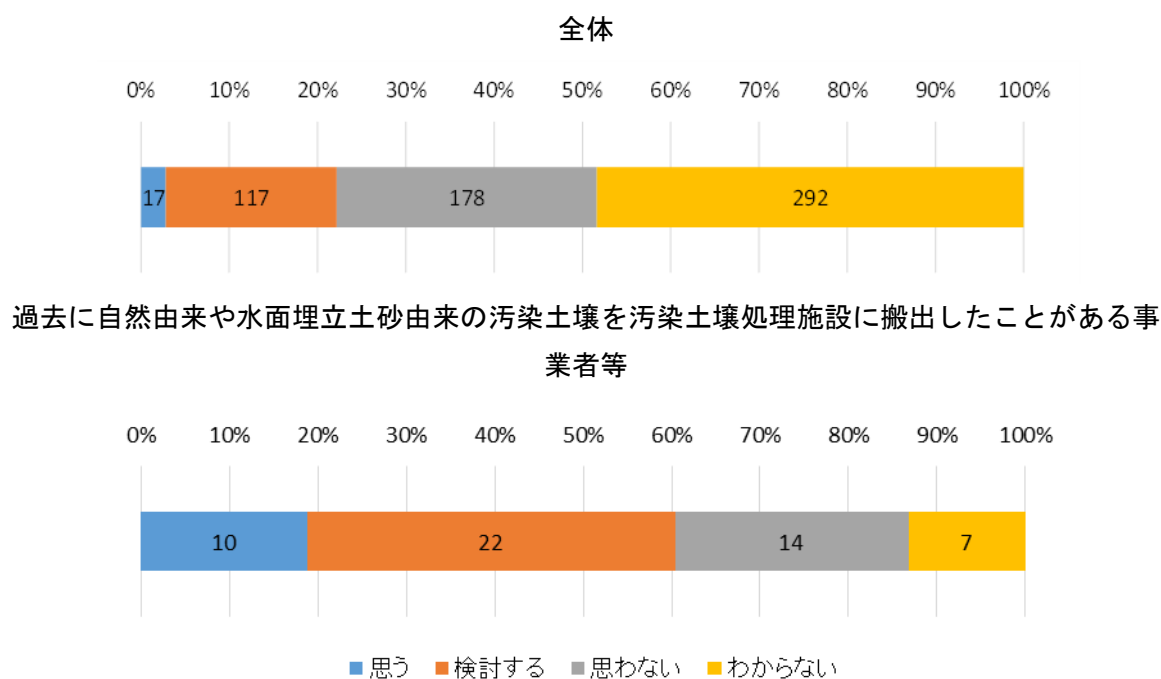


図 5. 1-5 自然由来等形質変更時要届出区域間の土壌の移動制度の利用想定と比較

規制緩和に係る事項を利用する理由としては、多くの項目で費用が安くなることが最も多く理由として挙げられており、また、メリット、デメリットごとの事業への影響についても、調査や措置の費用が低減できることが事業への影響が大きいと回答する者が多い。このことから土地利用や工事のし易さや手続きの簡略化といったことよりも、調査

や措置の費用が削減できる緩和がより望まれており、事業にとってメリットが大きいと考えられる。調査や措置に係る緩和事項については、上手く活用できれば費用の削減が見込めるため、事業者等の調査、措置等の費用削減に一定の効果はあると考えられる。

一方、「⑦臨海部特例区域の創設」は臨海部の土地はないと回答した事業者等を除いても、利用しようと思う又は検討すると回答した割合が 17.2%であり、他の措置よりも活用しようとする事業者等が少なかった。本改正は、対象となる土地が自然由来や水面埋立て土砂由来の汚染に限られ、人為汚染があれば適用されない。また、臨海部特例区域の指定を受けるために施行方針の提出が必要になる等、適用までのハードルが高い。アンケートにおいても、「条件が厳しいため、活用できるケースは極一部しかない」という意見や「一定の条件付きでもよいので人為等由来についても適用を認めて欲しい」という意見が挙がっている。土地の形質の変更の届出が多く手続きが負担になっているという事業者等も 42 者いたため、周囲への健康被害が生じない土地であれば人為等由来の汚染についても同様の緩和を行う等、適用のハードルが下がれば利用を検討する事業者等もいると考えられるが、現状では利用を検討する事業者等は限られている。

(4) その他

アンケート結果全般として、メリットやデメリットがあるか、どのような影響を受けるかがわからないと回答した事業者等が多かった。回答者の意見でも土壤汚染対策法が複雑すぎるという意見があり、土壤汚染対策法の理解が十分進んでいない事業者等も多いと思われる。また、事業者等が適切な対応を行うためにも、土壤汚染対策法の理解度向上の取組みが求められていると考えられる。

また、回答者の意見として、自治体の運用に関する不安や不満が複数挙げられていた。自治体職員の知識向上や自治体間の運用の差の是正を求める意見が多かった。

5.2 事業者等への影響のまとめ

影響調査から、今回の土壤汚染対策法の改正による事業者等への影響は以下のとおりと推察される。

- (ア)法改正は、事業者等にとって規制強化となる点と規制緩和となる点の両面がある。
改正点としては規制緩和に係る点が多いが、区域指定された土地に係る緩和が多いため、利用するケースは土地が区域指定をされた場合に限定される。規制強化に係る点については区域指定される前の調査契機に係る点のため、影響を受ける事業者は多くなる。
- (イ)事業者への影響が特に大きいのは、規制強化（デメリット）として「①土地の形質の変更に係る調査契機の拡大」、規制緩和（メリット）として「③土壤汚染状況調査における調査対象深さの限定」、「④措置における目標土壤溶出量、目標地下水濃度の導入」、「⑤「地下水の水質の測定」の措置の完了条件の設定」、「⑥要措置区域等内における施工方法の見直し」である。
- (ウ)メリットと認識される規制緩和に係る点は、措置の方法や土地の形質の変更の際の施工方法、土壤の搬出先の緩和といった、要措置区域等に指定された土地に関わる事項が中心となっている。まだ区域指定されていない土地については、調査契機の拡大が適用されるため、規制強化のデメリットと認識される影響が特に大きいと想定される。
- (エ)規制強化となる「①土地の形質の変更に係る調査契機の拡大」については、調査契機の拡大の対象となる調査義務の一時的免除を受けている又は有害物質使用特定施設を設置している事業者等はセミナー受講者の半数程度以上であり、届出・調査が増えると想定される事業者は4割程度である。
- (オ)規制緩和された点について、改正点ごとの実際に緩和された事項を活用できる事業者等は1～2割程度と想定される。今回の規制緩和は広く全ての事業者等が対象になるというよりは、限られたケースで適用される事項が多い。ただし、区域指定された土地での措置や搬出を行ったことのある者は、緩和を積極的に利用しようと考えている傾向があるため、事業者等が負担を感じていた点の軽減につながる事が考えられる。
- (カ)規制緩和による事業への影響としては、調査や措置の費用低減につながる事項が事業への影響がより大きいと考えられている。一般的に費用が大きくなる汚染土壤への措置や要措置区域等内での工事についての緩和が事業へのメリットが大きい傾向にある。新設された臨海部特例区域や汚染土壤の搬出に係る改正は、利用できるケースが限られているため、事業への影響は大きくないと考えられている。
- (キ)現時点では、どのような影響があるかわからない事業者等が多く、土壤汚染対策法が複雑なことも一因となっているため、土壤汚染対策法の理解を促進する必要があると考えられる。また、自治体間での指導の差を指摘する意見もあるため、あわせて自治体職員の方の理解の促進も重要であると考えられる。

＜リンク集＞

- 土壤汚染対策法のしくみ（パンフレット 環境省・（公財）日本環境協会）

https://www.env.go.jp/water/dojo/pamph_law-scheme/pdf/00_full.pdf

- 「改正土壤汚染対策法について」

中央環境審議会土壤農薬部会土壤制度小委員会（第1回）資料6

土壤汚染対策の現状と主な課題

<https://www.env.go.jp/council/10dojo/y1011-01/mat06.pdf>

土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成29年法律第33号）の概要

http://www.env.go.jp/water/dojo/law/rm_area0417.pdf

平成29年度 改正土壤汚染対策法説明会 環境省水・大気環境局土壤環境課説明資料

https://www.env.go.jp/water/dojo/pamph_law-scheme_0404.pdf

平成30年度 改正土壤汚染対策法説明会 環境省水・大気環境局土壤環境課説明資料

https://www.env.go.jp/water/dojo/pamph_law-scheme_190404.pdf

- 土壤汚染対策法、施行令、施行規則（三段表）

https://www.env.go.jp/water/dojo/law/kaisei2009/ref02_4.pdf

- 施行通知

土壤汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壤汚染対策法の施行について
（平成31年3月1日付け環水大土発第1903015号）

http://www.env.go.jp/water/dojo/law/kaisei2009/no_1903015.pdf

●ガイドライン

土壤汚染対策法ガイドライン第1編：

土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第3版）

https://www.env.go.jp/water/dojo/gl-man/dojogl2019_1.pdf

土壤汚染対策法ガイドライン第2編：

汚染土壌の運搬に関するガイドライン（改訂第4版）

https://www.env.go.jp/water/dojo/dojogl2019_2.pdf

土壤汚染対策法ガイドライン第3編：

汚染土壌の処理業に関するガイドライン（改訂第4版）

http://www.env.go.jp/water/dojo/dojogl2019_3.pdf

土壤汚染対策法ガイドライン第4編：

指定調査機関に関するガイドライン

http://www.env.go.jp/water/dojo/gl-man/dojogl2019_4.pdf

アンケートの対象とした改正内容に関するガイドラインの主な記載ページ

番号	改正内容	ガイドラインと 主な記載ページ
①	土地の形質の変更に係る調査契機の拡大	第1編 p.147～148
②	要措置区域における汚染除去等計画の提出の義務化	第1編 p.396～403
③	土壤汚染状況調査における調査対象深さの限定	第1編 p.212～225
④	措置における目標土壌溶出量、目標地下水濃度の導入	第1編 Appendix14
⑤	「地下水の水質の測定」の措置の完了条件の設定	第1編 p.492～501
⑥	要措置区域等内における施工方法の見直し	第1編 Appendix12
⑦	臨海部特例区域の創設	第1編 p.743～770
⑧	認定調査における試料採取等対象物質の見直し	第1編 p.688～705
⑨	自然由来等形質変更時要届出区域間の土壌の移動	第2編 p.13

添付資料 1

法令等の概要

添付資料1 法令等の概要

No.	施行時期	分類	元の法令等名称	改正法令等名称	改正法令番号	施行日	改正の概要
1	第一段階施行	法律	土壤汚染対策法	土壤汚染対策法の一部を改正する法律	平成29年法律第33号	平成30年4月1日	土壤汚染状況調査の実施対象となる土地の拡大、汚染の除去等の措置内容に関する計画提出命令の創設等、リスクに応じた規制の合理化等を改正。改正内容の一部が平成30年4月1日から施行され、全面施行は平成31年4月1日とされた。
2	第一段階施行	政令	土壤汚染対策法施行令	土壤汚染対策法施行令の一部を改正する政令	平成29年政令第269号	平成30年4月1日	改正法第一段階施行に伴い、汚染土壌処理業の許可の基準に係る使用人の範囲を規定した。
3	第一段階施行	省令	土壤汚染対策法施行規則	土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令	平成29年環境省令第29号	平成30年4月1日	改正法第一段階施行に伴い、土地の所有者等の同意の方法の規定、指定が解除された要措置区域等の台帳に係る調製・保管の方法、記載事項、添付図面等の規定といった改正が行われた。
4	第一段階施行	省令	汚染土壌処理業に関する省令	汚染土壌処理業に関する省令の一部を改正する省令	平成29年環境省令第30号	平成30年4月1日	汚染土壌処理業の申請時に欠格要件に該当しないことを証明するための記載内容等の追加や、汚染土壌処理業の譲渡・譲受、合併・分割及び相続についての新規規定が行われた。
5	第一段階施行	省令	土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令	土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令の一部を改正する省令	平成29年環境省令第31号	平成30年4月1日	技術管理者が試験に合格後に実務経験を積むことができるようにするため、技術管理者証の交付期間を1年間から3年間に延長した。
6	第一段階施行	省令	環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則	環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令	平成29年環境省令第32号	平成30年4月1日	管理表や指定調査機関が記録する帳簿の電磁的記録による保存を可能とするよう改正された。
7	第二段階施行	政令	土壤汚染対策法施行令	土壤汚染対策法施行令の一部を改正する政令	平成30年政令第283号	平成31年4月1日	改正法第二段階施行に伴い、国等が行う汚染土壌の処理の特例の規定の適用に関する読替え規定の改正が行われた。また、あわせて特定有害物質が「シス-1,2-ジクロロエチレン」から「1,2-ジクロロエチレン」に改正された。

No.	施行時期	分類	元の法令等名称	改正法令等名称	改正法令番号	施行日	改正の概要
8	第二段階 施行	省令	土壤汚染対策法施行規則	土壤汚染対策法施行規則 の一部を改正する省令	平成31年環境省 令第3号	平成31年4月1日	改正法第二段階施行に伴い、以下の事項が改正された。 ・調査義務が猶予されている土地の形質の変更を行う場合、900m²未満の土地の形質の変更等を届出の対象外の行為として規定。 ・土地の所有者等が提出する汚染の除去等の措置内容に関する計画の記載事項等を規定。 ・土地の形質の変更の施行及び管理に係る方針に基づく土地の形質の変更の要件のうち、人の健康に係る被害が生ずるおそれがないものとして、臨海部の工業専用地域であること等を規定。 ・自然由来等形質変更時要届出区域内の自然由来等土壌を、他の自然由来等形質変更時要届出区域内の土地の形質の変更に使用するために搬出を行う場合の当該自然由来等土壌があった土地の地質と同じであることの基準として、搬出側の土地と受入側の土地の両方が、同一の地層が広がっている土地にあること等を規定。 ・その他、リスクに応じた規制の合理化を図るため、所要の改正を実施。

No.	施行時期	分類	元の法令等名称	改正法令等名称	改正法令番号	施行日	改正の概要
9	第二段階 施行	省令	汚染土壌処理業に関する省令	汚染土壌処理業に関する省令の一部を改正する省令	平成31年環境省令第4号	平成31年4月1日	自然由来等による汚染土壌を活用するための自然由来等土壌利用施設が汚染土壌処理施設に追加され、許可申請の記載事項や許可及び処理の基準、施設に配置する者の資格要件、許可の取り消しの場合の措置義務の規定が新規に追加された。
10	第二段階 施行	省令	土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令	土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令の一部を改正する省令	平成31年環境省令第5号	平成31年4月1日	指定調査機関が業務開始前に作成する業務規程の記載事項に「技術管理者による土壌汚染状況調査等に従事する他の者の監督に関する事項」が追加された。
11	第二段階 施行	告示	要措置区域内における土地の形質の変更の禁止の例外となる行為の施行方法の基準を定める件	土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壌が要措置区域内の帯水層に接する場合における土地の形質の変更の施行方法の基準を定める件	平成31年環境省告示第5号	平成31年4月1日	要措置区域において土地の形質の変更を行う際の施行方法は、平成23年環境省告示第53号で定められていたが、施行方法の見直しにより新たな告示が公布された。 平成31年告示第5号では、汚染土壌が帯水層に接する場合における土地の形質の変更において、準不透水層までの遮水壁の設置を必ずしも求めないこととされた。
12	第二段階 施行	告示	(新規)	要措置区域外から搬入された土壌を使用する場合における当該土壌の特定有害物質による汚染状態の調査方法を定める件	平成31年環境省告示第6号	平成31年4月1日	第二段階施行において、要措置区域外から搬入された土壌を使用する際に汚染状態を確認することが義務付けられたことを受け、調査方法が新規に規定された。要措置区域外から搬入された土壌を使用する場合は、搬出元の土地の利用履歴等により設定された分析頻度ごとに分析を行い、汚染状態を確認する必要がある。

No.	施行時期	分類	元の法令等名称	改正法令等名称	改正法令番号	施行日	改正の概要
13	第二段階施行	告示	(新規)	自然由来等土壤構造物利用施設に係る事業場からの自然由来等土壤に含まれる特定有害物質を含む液体の地下への浸透による新たな地下水汚染を防止するための措置を定める件	平成31年環境省告示第7号	平成31年4月1日	第二段階施行において、自然由来等による汚染土壤の活用の一環として、自然由来等土壤構造物利用施設が汚染土壤処理施設の種類として位置付けられたことから、利用する(受け入れる)自然由来等土壤の特定有害物質の種類及び汚染状態に応じて、新たな地下水汚染を生じさせないための措置を規定した。措置として、1.汚染土壤を利用した構造物の下部を帯水層から50cm以上離す、2.計算ツールによる盛土等部分底面から帯水層までの距離を確保する、3.盛土等部分底面が帯水層に接しないこと及び利用する土壤を遮水工等を設けることが定められている。
14	第二段階施行	告示	(新規)	浄化等処理施設において浄化又は溶融が行われた汚染土壤の特定有害物質による汚染状態の調査方法を定める件	平成31年環境省告示第8号	平成31年4月1日	第二段階施行において、法第16条に基づく認定調査の方法が変更されたことを受け、認定調査と同様の方法としていた浄化等処理施設における浄化確認検査の方法が新規告示として公布された。浄化確認検査の方法は法改正前と同様である。
15	第二段階施行	告示	土壤ガス調査に係る採取及び測定の方法を定める件	土壤ガス調査に係る採取及び測定の方法を定める件の一部を改正する件	平成31年環境省告示第10号	平成31年4月1日	特定有害物質のシス-1,2-ジクロロエチレンが1,2-ジクロロエチレンに見直されたことを受け、所要の改正が行われた。また、ガスクロマトグラフへの導入時に、加熱脱着装置の利用が可能となるよう改正された。(法改正とは直接関係しない)
16	第二段階施行	告示	地下水に含まれる試料採取等対象物質の量の測定方法を定める件	地下水に含まれる試料採取等対象物質の量の測定方法を定める件の一部を改正する件	平成31年環境省告示第11号	平成31年4月1日	特定有害物質のシス-1,2-ジクロロエチレンが1,2-ジクロロエチレンに見直されたことを受け、所要の改正が行われた。(法改正とは直接関係しない)
17	第二段階施行	告示	土壤溶出量調査に係る測定方法を定める件	土壤溶出量調査に係る測定方法を定める件の一部を改正する件	平成31年環境省告示第12号	平成31年4月1日	特定有害物質のシス-1,2-ジクロロエチレンが1,2-ジクロロエチレンに見直されたことを受け、所要の改正が行われた。なお、本告示が検液の作成方法を引用している土壤環境基準に係る告示(環境省告示第46号)も同日に改正が行われ、検液作成方法の手順が明確化されており、当該改正は本告示にも適用される。(法改正とは直接関係しない)

No.	施行時期	分類	元の法令等名称	改正法令等名称	改正法令番号	施行日	改正の概要
18	第二段階 施行	告示	土壌含有量調査に係る 測定方法を定める件	土壌含有量調査に係る測 定方法を定める件の一部 を改正する件	平成31年環境省 告示第13号	平成31年4月1日	検液作成方法の手順を明確化する観点から、風乾 温度や使用する水、振とう方向の規定が改正され た。(法改正とは直接関係しない)
19	第二段階 施行	ツール	(新規)	地下水汚染が到達し得る 距離の計算ツール	-	-	土壌汚染状況調査で土壌汚染が確認された土地が 要措置区域又は形質変更時要届出区域のいずれに 指定されるかは、地下水汚染が到達し得る距離の 範囲内に飲用井戸等が存在するか否かで判断され る。法改正前においても地下水汚染が到達し得る距 離は施行通知において「地層等の条件により大きく 異なるため個々の事例ごとに地下水の流向・流速等 や地下水質の測定結果に基づき設定されることが 望ましい。」とされていたものの、実際には施行通知 で示した一般値を地下水汚染が到達し得る距離とし て区域指定の判断が行われていたため、土地ごとに 地下水汚染が到達し得る距離を計算するための ツールを公表した。(ただし、旧来の「一般値」として 示されていた距離を超える場合は、一般値を採用す
20	第二段階 施行	ツール	(新規)	措置完了条件(目標土壌 溶出量・目標地下水濃度 の計算)の計算ツール	-	-	要措置区域に指定された土地の措置完了条件は、 法改正前は区域内又は区域周辺で基準適合となる ことが求められていたが、最低限の措置として要措 置区域の指定の原因となった飲用井戸等まで汚染 が到達しなければよいとの考え方から、評価地点 (要措置区域から飲用井戸の地点までの間で設定) で基準に適合する措置完了条件(目標土壌溶出量 及び目標地下水濃度)を算出し、当該条件まで措置 を行うことで措置を完了することができることとされ た。そのため、目標土壌溶出量及び目標地下水濃 度の計算ツールが作成され、公表された。

No.	施行時期	分類	元の法令等名称	改正法令等名称	改正法令番号	施行日	改正の概要
21	第二段階 施行	ツール	(新規)	自然由来等土壌汚染構造物利用施設における新たな地下水汚染を引き起こさないための措置の決定に係る個別サイト評価の計算ツール	-	-	自然由来等土壌汚染構造物利用施設が汚染土壌処理施設の一つとして規定されたことを受け、当該施設で新たな地下水汚染を引き起こさないために、特定有害物質の汚染状態に応じてどのような地下水汚染防止措置を講じた施設とするか(遮水工の必要性の有無)を判断するための計算ツールが作成され、公表された。 なお、ツールの操作方法については、調査・措置ガイドラインのAppendix-12にまとめられている。
22	第二段階 施行	マニュアル	(新規)	地下水汚染が到達し得る距離の計算ツールの操作マニュアル 措置完了条件(目標土壌溶出量・目標地下水濃度の計算)の計算ツールの操作マニュアル	-	-	地下水汚染が到達し得る距離の計算ツール及び措置完了条件(目標土壌溶出量・目標地下水濃度の計算)の計算ツールの公表とあわせて、上記ツールの操作マニュアルが公表された。 マニュアルではツールの操作方法とあわせて、ツールでの計算に必要な、土質や動水勾配等のパラメータの調べ方についても説明が記載されている。
23	その他	告示	負担能力に関する基準	負担能力に関する基準	平成31年環境省告示第9号	平成31年1月30日	要措置区域に指定された土地で行う汚染の除去等の措置に係る助成金の交付の要件を定めた告示。内容に変更はないが、条項番号の変更に応じた改正を行った。
24	その他	告示	土壌汚染対策法施行規則第五十八条第五項第十二号に該当する区域内の帯水層に接する土地の形質の変更の施行方法の基準	土壌汚染対策法施行規則第五十八条第五項第十二号に該当する区域内の帯水層に接する土地の形質の変更の施行方法の基準	平成31年環境省告示第14号	平成31年1月30日	埋立地管理区域において土地の形質の変更を行う際の施行方法の基準を定めた告示。内容に変更はないが、条項番号の変更に応じた改正を行った。
25	その他	告示	汚水が地下に浸透することを防止するための告示	汚水が地下に浸透することを防止するための告示	平成31年環境省告示第15号	平成31年1月30日	汚染土壌処理施設において、汚水が地下に浸透することを防止するための措置を定めた告示。内容に変更はないが、条項番号の変更に応じた改正を行った。
26	その他	告示	大気有害物質の量の測定方法	大気有害物質の量の測定方法	平成31年環境省告示第16号	平成31年1月30日	汚染土壌処理施設において、大気有害物質を測定する際の測定方法を定めた告示。内容に変更はないが、条項番号の変更に応じた改正を行った。

添付資料 2

改正事項の整理

添付資料2 改正事項の整理

法 条 番 号	(項)	見出し	概要	政令	省令	告示	改正の 有無	内容	改正の概要	改正点	強化 ・緩和	手続きへ の影響	調査費 用への 影響	対策費 用への 影響	期間へ の影響	影響 (総合 評価)	施行時期	アンケート 対象
第1条		総則	目的	－	－	－	無	法の目的を記載	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
第2条		総則	定義	第1条	－	－	無	特定有害物質、土壤汚染状況調査を定義	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
第3条	第1項	土壤汚染状況調査	分解生成物の扱い	－	第3条第2項、別表第1	－	有	試料採取等の対象とする物質について規定	施行通知で記載していた内容を省令条文上で明記試料採取等対象物質における分解生成物の位置づけの明確化	土壤ガス調査で検出した物質の親物質や分解生成物についても土壤溶出量調査の試料採取等対象物質となる	強化	なし	小	なし	なし	小	第二段階施行	
第3条	第1項	土壤汚染状況調査	四塩化炭素の分解経路について	－	第3条第2項、別表第1	－	有	特定有害物質の分解生成物について規定	四塩化炭素の分解経路の追加	四塩化炭素からクロロホルムを経てジクロロメタンが生成する分解経路を追加 なお、クロロホルムは特定有害物質で	強化	なし	小	小	小	小	第二段階施行	
第3条	第1項	土壤汚染状況調査	汚染のおそれの由来に応じた調査	－	第3条第6項	－	有	試料採取等を行う区画の選定等について規定	旧法からある調査の種類を汚染のおそれの由来に応じたて明確化	汚染のおそれのある特定有害物質ごとに、汚染のおそれの由来に応じ「自然由来汚染調査」「水面埋立て土砂由来汚染調査」「人為等由来汚染調査」に区分して試料採取等を行う区画の選定等を行うこととした	なし	なし	なし	なし	なし	なし	第二段階施行	
第3条	第1項	土壤汚染状況調査	地下浸透防止措置		第3条の2	－	有	調査対象地の土地の分類について規定	汚染のおそれがない土地に分類する土地の追加	水質汚濁防止法に基づく地下浸透防止措置が適切に行われている土地を汚染のおそれがない土地に分類	緩和	なし	小	なし	なし	小	第二段階施行	
第3条	第1項	土壤汚染状況調査	深さの限定	－	第4条第4項、第6条第3項第1号、第8条第2項第1号、第10条の2第1項第3号、第4号、第3項第3号、第5号、第10条の3第1項第2号、第3号	－	有	土地の形質の変更を契機とした土壤汚染状況調査における試料採取等深さの限定	最大形質変更深さより1mを超える深さについて調査対象としないことができる場合がある	土地の形質の変更を契機として行う土壤汚染状況調査では、最大形質変更深さより1mを超える深さに汚染のおそれがあると認められる場合は、当該汚染のおそれは試料採取等の対象としないことができる また、一つの試料採取等の結果を用いて評価が行われる範囲のなかにおける最大形質変更深さのうち、最も深い位置の深さより1mを超える深さの位置の土壤の採取を行わないことができる	緩和	なし	大	大	大	大	第二段階施行	③
第3条	第1項	土壤汚染状況調査	土壤汚染状況調査の起点	－	第5条第1項	－	有	対象地が複数ある場合の区画設定についての規定	対象地が複数ある場合の区画の特例の適用範囲を拡大	全ての契機の調査で複数の対象地をまとめて起点の設定ができる	緩和	なし	中	なし	なし	中	第二段階施行	
第3条	第1項	土壤汚染状況調査	土壤汚染状況調査の起点	－	第5条第2項	－	有	過去に行われた土壤汚染状況調査の起点等の利用についての規定	過去に行った土壤汚染状況調査の起点を利用して区画の設定を行うことができる	過去に行った土壤汚染状況調査の起点から格子線を伸ばすことで、敷地内の調査結果の整理がしやすくなる	緩和	なし	中	なし	なし	中	第二段階施行	
第3条	第1項	土壤汚染状況調査	第一種有害物質の検出範囲と代表地点	－	第8条、第9条	－	有	第一種有害物質の採取地点と評価の合理化	土壤ガスの検出範囲のかたまり(検出範囲)ごとに相対的高濃度地点(代表地点)で調査を行い、当該結果に基づいて評価	土壤ガス検出範囲全てについて汚染状態を評価していたが、単位区画が連続する範囲毎の評価となったまた、土壤溶出量調査を行った区画は、当該結果によって評価を行う	緩和	なし	中	中	なし	中	第二段階施行	
第3条	第1項	土壤汚染状況調査	自然由来盛土の調査	－	第10条の2第2項、第3項	－	有	自然由来汚染調査において自然由来盛土等がある場合の調査方法を規定	規定のなかった自然由来盛土についての調査を明記	原則30m格子ごとに試料採取等を実施するただし、自然由来盛土等に使用した土壤が、一の均一な汚染状態にあるとみなすことができる場合は、いずれかひとつの30mで試料採取等を行うとすることもできる	緩和	なし	中	なし	なし	中	第二段階施行	
第3条	第1項	土壤汚染状況調査	自然由来汚染調査の合理化	－	第10条の2第7項、第8項	－	有	自然由来汚染調査における30m格子ごとの調査・評価を規定	900m格子の調査地点に加えて調査を行った場合の評価の取り扱いを明記	30m格子ごとの絞り込み調査を行うことが可能となった	緩和	なし	中	中	なし	中	第二段階施行	
第3条	第1項	土壤汚染状況調査	自然由来汚染調査における第二溶出量基準不適合	－	規則第10条の2第5～8項	－	有	自然由来汚染調査における第二溶出量基準不適合評価明確化	規定されていなかった第二溶出量基準不適合の場合の取り扱いも規定	自然由来汚染調査結果において、第二溶出量基準不適合の場合は、一般管理区域に指定される	なし	なし	なし	なし	なし	なし	第二段階施行	
第3条	第1項	土壤汚染状況調査	水面埋立て土砂由来汚染調査	－	第10条の3第1項	－	有	水面埋立て土砂由来汚染調査の試料採取地点の合理化	水面埋立て土砂由来汚染調査における試料採取地点を第二種、第三種特定有害物質についても30m格子に1地点とすることとする また、試料採取を行う深さの範囲は、埋立層等の位置が明らかである場合は当該範囲内の土壤を採取することと	第二種、第三種特定有害物質について、30m格子の5地点混合法による土壤採取が中央区画1地点での採取に変更になったボーリング本数が最大1/5に減少	緩和	なし	中	なし	中	中	第二段階施行	

法 条 番 号	(項)	見出し	概要	政令	省令	告示	改正の 有無	内容	改正の概要	改正点	強化 ・緩和	手続きへ の影響	調査費 用への 影響	対策費 用への 影響	期間へ の影響	影響 (総合 評価)	施行時期	アンケート 対象
第3条	第1項	土壤汚染状況調査	試料採取等を省略した場合の評価	－	第14条 第2項	－	有	試料採取等を省略した場合の評価の合理化	一部の単位区画の試料採取等を省略した場合の評価について、試料採取等を行った単位区画は当該結果により評価を行うこととした	旧法では、一部の単位区画について試料採取試料採取等を省略した場合、試料採取等を行った単位区画についても、土壤溶出量基準及び土壤含有量基準適合である場合を除き、第二溶出量基準不適合と評価されていたが、土壤溶出量調査を行った区画は、当該結果によって評価を行うこととした	緩和	なし	中	なし	大	中	第二段階施行	
第3条	第1項、第5項	土壤汚染状況調査	一時的免除を受ける土地の範囲の明示	－	第16条 第2項、 第19条 第2項	－	有	調査義務の一時的免除の確認に係る土地の範囲の明確化	ただし書の確認を受けようとする土地の場所を明らかにした図面添付が義務化	土地の所有者等は、法第3条第1項ただし書の確認を受けようとする場合は、ただし書の確認を受けようとする土地の場所を明らかにした図面を添付しなければならない	強化	小	なし	なし	なし	小	第二段階施行	
第3条	第7項、第8条	土壤汚染状況調査	一時的免除を受けた土地における土地の形質の変更の届出	－	第21条 の2～6	－	有	調査義務の一時的免除中の土地において土地の形質の変更を行う場合の調査義務の新設に伴い、土地の形質の変更の届出事項、届出を要しない行為、調査命令の発出に係る事項、調査結果の報告に係る事項を規定。	届出を要しない行為として土地の形質の変更であって、その対象となる土地の面積が900㎡未満であることを規定	調査義務の一時的免除中の土地においても900㎡以上の土地の形質の変更時には届出が必要となった	強化	大	大	大	大	大	第二段階施行	①
第4条	第1項	土壤汚染状況調査	土地の形質の変更の届出が不要となる土地	－	第25条	－	有	法第4条1項の届出が不要となる土地に関する規定。	都道府県知事による法第4条1項の届出が不要となる土地の指定を規定	都道府県知事が土壤汚染状況調査に準じた方法に調査した結果、汚染のおそれがない又はすべての特定有害物質が基準適合であると認められるものとして指定した土地では法第4条第1項の届出が不要となる2019年11月現在指定された土地はない	緩和	小	小	なし	小	小	第二段階施行	
第4条	第1項	土壤汚染状況調査	操業中の土地における土地の形質の変更の届出の規模要件の変更	－	第22条 ～第27 条の2	－	有	一定規模以上の土地の形質の変更をしようとする者に対し、指定調査機関による土壤汚染状況調査を行わせ、行政に報告することを義務付け	有害物質使用特定施設が設置されている事業場の規模要件が強化された	規模要件は3,000㎡以上であるが、現に有害物質使用特定施設が設置されている事業場については土壤汚染の可能性が高いと考えられることから、900㎡以上の土地の形質の変更を行う際に届出が必要とした	強化	大	大	大	大	大	第二段階施行	①
第4条	第2項	土壤汚染状況調査	土地の形質の変更の届出と併せた調査結果の報告	－	第25条 の2	－	有	第4条第1項の土地の形質の変更の届出と併せて調査結果を報告することができる	土地の形質の変更を行おうとする者が先行して土壤汚染状況調査を実施し、土地の形質の変更の届出と併せて調査結果を報告することができる	命令を待つ時間が無くなるため工事工程の管理が容易になる	緩和	中	なし	なし	大	大	第一段階施行	
第5条	第1項 第2項	土壤汚染状況調査	人の健康被害のおそれがある土地における土壤汚染状況調査	第3条第4条	第28条 ～第30 条の2	－	有	都道府県知事等は、土地の所有者等に対し、土壤の汚染による人の健康被害のおそれがある土地について、土壤汚染状況調査を行わせ、結果の方向を義務付け。施行通知で調査命令の発出要件に係る地下水汚染の到達距離の設定方法を規定。	地下水汚染の到達距離の設定方法の合理化	地下水汚染の到達距離の設定を、環境省が作成・公開した計算ツールにより算出する 算出した値が、従来から用いられている一般値より到達距離が長い場合は一般値を採用してよい	緩和	なし	なし	中	中	中	第二段階施行	
第5条		土壤汚染状況調査		－	第30条 の2	－	有	調査結果の報告に関する事項を規定	規定されていなかった報告事項を規定	土壤汚染による健康被害が生ずるおそれがある土地の調査命令が発出された場合の報告事項が規定された	強化	小	なし	なし	なし	小	第二段階施行	
第6条	第1項 ～第5 項	区域の指定(要措置区域)	要措置区域の指定	第5条	第31条 第32条	－	無	要措置区域に指定される要件を規定	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
第7条	第1項 ～第8 項	区域の指定(要措置区域)	汚染除去等計画の提出等	－	第33条 ～第38 条	－	有	要措置区域に指定された土地の所有者等に、汚染除去等計画を作成し提出することを義務付け	措置等を講じる前に汚染除去等計画の提出を義務付け	措置等を講じる前に汚染除去等計画を提出し、提出から30日間を経過したのちに着手(着手制限)	強化	大	なし	なし	大	大	第二段階施行	②
第7条	第1項 ～第8 項	区域の指定(要措置区域)	地下水汚染が生じている土地の地下水の水質の測定	－	第36条 第1項～ 第3項、 別表第6	－	有	指示措置と同等以上の効果を有すると認められる措置の見直し	旧法では現に地下水汚染が生じている土地では、地下水の水質の測定を行うことは認めていなかったが、目標土壤溶出量及び目標地下水濃度に適合している場合は、指示措置と同等以上の効果を有すると認められる汚染の除去等の措置として地下水の水質の測定を行うことができる	目標地下水濃度の設定を規定したことにより、目標地下水濃度を下回り、地下水基準を超過している状態で管理する土地が生ずるため、「地下水の水質の測定」を「地下水汚染が生じていない土地における地下水の水質の測定」「地下水汚染が生じている土地における地下水の水質の測定」に区分	緩和	なし	なし	大	大	大	第二段階施行	④
第7条	第1項 ～第8 項	区域の指定(要措置区域)	目標土壤溶出量濃度、目標地下水濃度	－	第40条 第1項、 別表第8	－	有	汚染の除去等の措置の技術的基準の見直し	評価地点の設定、目標土壤溶出量や目標地下水濃度の設定を規定	措置の完了条件として、目標土壤溶出量及び目標地下水濃度を設定することとした(揚水施設による措置を除く) 目標土壤溶出量及び目標地下水濃度として、現行通りに土壤溶出量基準及び地下水基準を設定することも可能	緩和	なし	なし	大	大	大	第二段階施行	④
第7条	第1項 ～第8 項	区域の指定(要措置区域)	施行方法の緩和	－	第40条 第2項	第5号	有	要措置区域において措置を行う際の形質変更の施行方法等の規定	要措置区域で汚染の除去を行う際、土壤溶出量基準不適合土壤が帯水層に接する場合は、地下水位を管理し、かつ地下水の水質を監視しながら措置を行うことが定められた	準不透水層までの遮水壁設置が不要になった(ただし第一種特定有害物質の第二溶出量基準不適合が確認されている場合及び最も浅い位置にある準不透水層より深い位置にある帯水層まで形質変更を行う場合を除く)	緩和	なし	なし	大	大	大	第二段階施行	⑥
第7条	第1項 ～第8 項	区域の指定(要措置区域)	搬入土壤の調査	－	第40条 第2項	第6号	有	要措置区域外から搬入された土壤を使用する場合の汚染状態を確認のための分析頻度の規定	ガイドラインとして存在していた内容を明記したもの。搬出元の土地の利用履歴等により100m ³ 、900m ³ 、5000m ³ 毎に土壤調査を行う必要がある	同左	強化	なし	小	なし	なし	小	第二段階施行	

法 条 番 号	(項)	見出し	概要	政令	省令	告示	改正の 有無	内容	改正の概要	改正点	強化 ・緩和	手続きへ の影響	調査費 用への 影響	対策費 用への 影響	期間へ の影響	影響 (総合 評価)	施行時期	アンケート 対象
第7条	第9項	区域の指定(要措置区域)	工事完了報告、実施措置完了報告	－	第42条の2、別表第9	－	有	工事完了時に報告が必要な措置を規定	完了できる措置においては完了報告が必要であるが、工事を伴う措置に関しては工事完了時にも完了報告が義務付けられた	要措置区域での掘削除去を例とすると、掘削除去工事完了時に工事完了報告、2年間モニタリング後に措置完了報告を提出掘削除去範囲不十分等一定の条件のもと、5年間継続して測定しており、直近の2年間に於いて年4回以上の測定を実施している場合で、「今後地下水基準に適合しない又は目標地下水濃度を超えるおそれがないこと」が確認された場合は、地下水モニタリングを完了できる	強化	小	なし	なし	なし	小	第二段階施行	
第7条	第9項	区域の指定(要措置区域)	地下水の水質の測定措置の完了	－	第40条第1項、第42条の2、別表第8	－	有	措置の完了条件を見直し	これまで措置の完了がなかった地下水の水質の測定に完了条件が設けられた	一定の条件のもと、5年間継続して測定しており、直近の2年間に於いて年4回以上の測定を実施している場合で、「今後地下水基準に適合しない又は目標地下水濃度を超えるおそれがないこと」が確認された場合は、地下水モニタリングを完了できる	緩和	なし	なし	大	大	大	第二段階施行	⑤
第8条		区域の指定(要措置区域)	費用の請求	－	－	－	有	汚染原因者に費用を要求できる事項を規定	汚染原因者に請求できる費用に汚染除去等計画の作成に要した費用を追加	汚染原因者に請求できる費用に汚染除去等計画の作成に要した費用を追加	強化／緩和	なし	中	中	なし	中	第二段階施行	
第9条		区域の指定(要措置区域)	要措置区域内の土地の形質の変更の禁止	－	第43条	－	有	要措置区域内の土地の形質の変更の禁止及びその例外について規定	例外事項に土壤調査、観測井設置のためのボーリングを追加	規則に定められた方法で行う場合は、土壤調査、観測井設置について届出なしでボーリングが可能になった	緩和	中	なし	なし	中	中	第二段階施行	
第10条		区域の指定(要措置区域)	適用除外	－	－	－	無	汚染除去等計画に基づく実施措置として行う土地の形質の変更に土地の形質の変更を契機として調査命令の規定が適用されないように適用除外を設けたもの	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
第11条		区域の指定(形質変更時要届出区域)	形質変更時要届出区域の指定	－	第47条	－	無	形質変更時要届出区域に指定される要件を規定	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
第12条		区域の指定(形質変更時要届出区域)	臨海部特例区域	－	第49条、第52条	－	有	形質変更時要届出区域に指定された土地の形質の変更をする場合に必要な届出について規定	土地の形質の変更の届出の例外となる区域の新設(臨海部特例区域)	形質変更時要届出区域で土地の形質の変更を行う際は、土地の形質の変更の14日前までに届出が必要であったが、要件を満たす土地の形質の変更は事後届出(1年ごと)とする特例制度とした	緩和	中	なし	なし	中	中	第二段階施行	⑦
第13条		区域の指定(形質変更時要届出区域)	適用除外	－	－	－	無	既に形質変更時要届出区域に指定されて、土地の形質の変更が規制されている土地に、土地の形質の変更を契機として調査命令の規定が適用されないように適用除外を設けたもの	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
第14条		区域の指定(雑則)	指定の申請	－	第54条～第57条	－	無	自主的な調査の結果、土壤汚染が発見された場合に、土地の所有者等の申請に基づき、区域指定を行うことができる	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
第15条		区域の指定(雑則)	台帳	－	第58条	－	有	要措置区域等内の土壤汚染の状況、汚染の除去等の措置の実施状況、土地の形質の変更の履歴等を記載した台帳を、都道府県知事が調製し、保管する	旧法では、要措置区域等を解除した場合は台帳から削除することとしていたが、改正法では解除台帳として調製することとなった	要措置区域等に指定された記録が解除後も残る一方で、措置が完了した証拠にもなりうる	強化	小	なし	なし	なし	小	第一段階施行で追加。第二段階施行で記載事項及び添付図面の規定を一部追加	
第16条		汚染土壤の搬出時の措置	認定調査の対象物質	－	第59の2、第59条の3	－	有	認定調査の試料採取等対象物質の見直し	認定調査において試料採取等の対象とする物質は、原則として区域指定対象物質となる	区域指定から1年毎に搬入土壤の調査結果や使用場所などを都道府県知事に届け出た場合は、区域指定対象物質と搬入土壤の調査結果で基準不適合か確認された物質のみに絞ることができる	緩和	なし	中	大	なし	大	第二段階施行	⑧
第16条		汚染土壤の搬出時の措置	汚染土壤の搬出	－	第60条第2項	－	有	認定の申請における添付図面の追加	認定の申請時に図面添付が義務化された	同左	強化	小	なし	なし	なし	小	第二段階施行	
第16条		汚染土壤の搬出時の措置	汚染土壤の搬出	－	第61条第62条第64条	－	有	汚染土壤の搬出届出の記載事項を規定	記載事項等の追加	飛び地間移動、区域間移動(第18条参照)に関する記載事項が追加された	強化	小	なし	なし	なし	小	第二段階施行	
第17条		汚染土壤の搬出時の措置	運搬に関する基準	－	第65条	－	無	汚染土壤の運搬に関する基準を規定	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
第18条	第1項	汚染土壤の搬出時の措置	区域間移動、飛び地間移動	－	第65条の2、第65条の3	－	有	汚染土壤を要措置区域等外へ搬出する場合に、汚染土壤処理業者への処理の委託を義務付け(例外規定あり)	区域間移動、飛び地間移動の汚染土壤の処理の委託の例外の追加	自然由来等形質変更時要届出区域間で搬出する場合と、一の土壤汚染状況調査結果に基づき指定された要措置区域等の間(飛び地間)で搬出する場合には、汚染土壤であっても汚染土壤処理業者へ搬出しなくてもよい区域間移動、飛び地間移動の際は、汚染の状況が同様であること、かつ、地質が同じであることが条件	緩和	小	なし	大	小	中	第二段階施行	⑨
第18条	第2項	汚染土壤の搬出時の措置	自然由来等形質変更時要届出区域の要件	－	第65条の4	－	有	自然由来等形質変更時要届出区域の要件を規定	区域間移動に伴い、自然由来等形質変更時要届出区域の要件を明確化	区域間移動に伴い、汚染が専ら事前由来であると認められる要件と、汚染が専ら埋立土砂由来であると認められる要件(埋立地特例区域の指定条件と同じ)を明確化 これにより、その他の汚染は人為による汚染となる	なし	なし	なし	なし	なし	なし	第二段階施行	
第19条		汚染土壤の搬出時の措置	措置命令	－	－	－	無	都道府県知事は、汚染土壤を区域外へ搬出する者が運搬に関する基準、処理の委託義務に違反している場合に、必要な措置を命ずることができる	－	－	－	－	－	－	－	－	－	

法 条 番 号	(項)	見出し	概要	政令	省令	告示	改正の有無	内容	改正の概要	改正点	強化・緩和	手続きへの影響	調査費用への影響	対策費用への影響	期間への影響	影響(総合評価)	施行時期	アンケート対象
第20条		汚染土壌の搬出時の措置	管理票	－	第66条 第76条の2	－	有	要措置区域等から搬出された汚染土壌が、適性に運搬、処理又は土地の形質の変更に使用されたことを確認するために交付される管理表について規定	搬出された汚染土壌が汚染土壌処理業者によって処理されず、他の区域内の土地の形質の変更に使用される場合にも、管理表の仕組みが利用ができるように規定された	区域間移動、飛び地間移動の際に管理票を利用する場合は、「処理受託者」を「土壌使用者」に読み替えるなどして使用する	なし	なし	なし	なし	なし	なし	第二段階施行	
第21条		汚染土壌の搬出時の措置	虚偽の管理表の交付等の禁止	－	－	－	無	虚偽の管理表の交付等の禁止	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
第22条		汚染土壌処理業	汚染土壌処理業	－	処)第1条	－	有	土壌汚染の処理を業として行おうとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。汚染土壌処理施設の種類の処理省令で定める5種類	自然由来等土壌利用施設の追加	構造物自体を汚染土壌処理施設とすることで、自然由来等土壌を道路の盛土や港湾の堤防等の材料として利用できるようになった	緩和	なし	なし	小	なし	小	第二段階施行	
第22条		汚染土壌処理業		第6条	処)第2条～第7条	－	有	汚染土壌処理業の許可の申請等、許可の基準について規定	汚染土壌処理業の許可における暴力団の排除を規定	汚染土壌処理業の許可における暴力団の排除を規定	なし	なし	なし	なし	なし	なし	第一段階施行	
第23条		汚染土壌処理業	変更の許可等	－	処)第8条～第12条	－	無	許可申請の際の申請書に記載した汚染土壌処理施設の種類の、構造、処理能力、処理する汚染土壌の汚染状態に変更がある場合には、都道府県知事の許可を受けなければならない	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
第24条		汚染土壌処理業	改善命令	－	－	－	無	処理の基準に適合しない汚染土壌の処理が行われたと判断される場合、都道府県知事は、汚染処理業者に対し、必要な措置を講ずべきことを命ずることができる	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
第25条		汚染土壌処理業	許可の取消し等	－	－	－	有	処理の基準に適合しない等法で定める要件に該当すると判断された場合に、都道府県が許可の取消し等を命ずる	暴力団の排除を規定したことによる所要の改定		なし	なし	なし	なし	なし	なし	第一段階施行	
第26条		汚染土壌処理業	名義貸しの禁止	－	－	－	無	無許可業者に対し、許可業者が許可証を貸与すること等によって許可業者の名義をもって業を行わせてはならない。	－	同左	－	－	－	－	－	－	－	
第27条		汚染土壌処理業	許可の取消し等の場合の措置義務	－	処)第13条	－	無	汚染土壌の処理の事業を廃止、取り消された土壌汚染処理業者は、必要な措置を講じなければならない	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
第27条の2		汚染土壌処理業	譲渡及び譲受	－	処)第14条	－	有	都道府県知事に申請して承認を受けることにより、地位を継承できる	同左	同左	なし	なし	なし	なし	なし	なし	第一段階施行	
第27条の3		汚染土壌処理業	合併及び分割	－	処)第15条	－	有	都道府県知事に申請して承認を受けることにより、地位を継承できる	同左	同左	なし	なし	なし	なし	なし	なし	第一段階施行	
第27条の4		汚染土壌処理業	相続	－	処)第16条	－	有	都道府県知事に申請して承認を受けることにより、地位を継承できる	同左	同左	なし	なし	なし	なし	なし	なし	第一段階施行	
第27条の5		汚染土壌処理業	国等が行う汚染土壌の処理の特例	第7条	－	－	有	国等が行う汚染土壌の処理の特例を規定	自然由来等土壌利用施設(自然由来等土壌構造物利用施設又は自然由来等土壌海面埋立施設)の新設に伴う改定	国又は地方公共団体が公共事業として汚染土壌の処理の事業を行うに際し、都道府県知事と協議して成立すれば、法22条の許可を受けることなく汚染土壌の処理の事業を行うことが可能	なし	なし	なし	なし	なし	なし	第一段階施行	
第28条		汚染土壌処理業	環境省への委任	－	処)第17条	－	無	処理業に関して必要な事項を包括的に環境省令に委任	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
第29条		指定調査機関	指定調査機関の指定の申請	－	指定)第1条	－	無	指定調査機関の申請について規定	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
第30条		指定調査機関	欠格条項	－	－	－	無	指定調査機関の欠格条項について規定	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
第31条		指定調査機関	指定の基準	－	指定)第2条	－	無	指定調査機関に指定されるための要件について規定	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
第32条		指定調査機関	指定の更新	－	指定)第3条	－	無	指定調査機関の指定の更新について規定。5年ごとに更新を受けなければならない失効する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
第33条		指定調査機関	技術管理者の設置	－	指定)第4条～第17条、第22条	－	無	指定調査機関は技術管理者を選任しなければならない	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
第34条		指定調査機関	技術管理者の職務	－	－	－	無	土壌汚染状況調査等を行うときは、技術管理者が従事又は従事する他の者の監督しなければならない	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
第35条		指定調査機関	変更の届出	－	指定)第18条	－	有	事務所の名称又は所在地その他環境省令で定める事項を変更したときは、遅滞なく届け出なければならない。	変更の届出が「変更しようとする日の14日前まで」から「変更したときは」「遅滞なく」に改正	指定調査機関の事務所の名称又は所在地その他環境省令で定める事項の変更が事後届出になった	なし	なし	なし	なし	なし	なし	第二段階施行	
第36条		指定調査機関	土壌汚染状況調査等の義務	－	－	－	無	土壌汚染状況調査等の引き受けの義務を規定。土地の所有者等が自ら調査を実施することを認めず、指定調査機関に調査を実施させる必要がある	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
第37条		指定調査機関	業務規程	－	指定)第19条	－	有	指定調査機関に対し、業務規程の届出を義務付け	技術管理者による土壌汚染状況調査等に従事する他の者の監督に関する事項を追加	同左	なし	なし	なし	なし	なし	なし	第二段階施行	
第38条		指定調査機関	帳簿の備え付け等	－	指定)第20条	－	有	指定調査機関が実施した土壌汚染状況調査等の方法、結果、技術管理者による監督の状況等について、帳簿に記載して、保存することを義務付け	指定調査機関による帳簿の保存を電磁的記録の保存でも可能とした	同左	なし	なし	なし	なし	なし	なし	第一段階施行	
第39条		指定調査機関	適合命令	－	－	－	無	環境大臣、地方環境事務所長、都道府県知事は、指定調査機関が指定を受けた後に指定基準に適合しなくなる場合に、指定基準に適合させるよう命令できる	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
第40条		指定調査機関	業務の廃止の届出	－	－	－	無	土壌汚染状況調査等を行わなくなった指定調査機関に対し届出を義務付け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
第41条		指定調査機関	指定の失効	－	－	－	無	指定調査機関の業務の廃止と指定の効力について明記	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
第42条		指定調査機関	指定の取消し	－	－	－	無	指定の取消しの要件について規定	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
第43条		指定調査機関	公示	－	－	－	無	指定の内容についての公示について規定	－	－	－	－	－	－	－	－	－	

法 条 番 号	(項)	見出し	概要	政令	省令	告示	改正の 有無	内容	改正の概要	改正点	強化 ・緩和	手続きへの 影響	調査費 用への 影響	対策費 用への 影響	期間への 影響	影響 (総合 評価)	施行時期	アンケート 対象
第44条		指定支援法人	指定支援法人の指定の申請	－	指定)第23条～第25条	－	無	指定支援法人の指定について規定。指定されているのは公益財団法人日本環境協会	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
第45条		指定支援法人	業務	第8条	－	－	有	指定支援法人の業務の内容を規定	汚染除去等計画の作成及び変更も照会、相談、助言の対象に追加	汚染除去等計画の作成及び変更の相談ができるようになった	緩和	小(支援)	なし	なし	なし	小	第二段階施行	
第46条		指定支援法人	基金	－	－	－	無	基金について規定	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
第47条		指定支援法人	基金への補助金	－	－	－	無	基金への補助金について規定。政府が一定の補助を行うとするも	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
第48条		指定支援法人	事業計画等	－	－	－	無	指定支援法人は、事業年度ごとに事業計画書、収支予算書について環境大臣の許可を受けるとともに、事業報告書、収支決算書を環境大臣に提出することとするもの	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
第49条		指定支援法人	区分経理	－	－	－	無	指定支援法人に対し、支援業務に用いるべき資金がその他の事業に用いられることのないよう、区分経理を義務付け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
第50条		指定支援法人	秘密保持義務	－	－	－	無	秘密保持義務について規定。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
第51条		指定支援法人	監督命令	－	－	－	無	環境大臣が指定支援法人に対して監督上必要な命令をできるとするもの	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
第52条		指定支援法人	指定の取消し	－	－	－	無	指定支援法人の指定の取消しにつて規定	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
第53条		指定支援法人	公示	－	－	－	無	環境大臣が、指定支援法人の名称等を公示することとするもの	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
第54条		雑則	報告及び検査	－	第77条指定)第22条	－	無	汚染の除去等の措置を行つた者等、指定調査機関、指定支援法人に対する立入検査及び報告徴収について規定(違反は30万円以下の罰金)	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
第55条		雑則	協議	第9条	－	－	有	公共の目的のために管理される土地の調査や措置は、都道府県知事があらかじめ施設の管理を行う者と協議を行うことを規定	第二段階施行で追加された第3条第8項、第7条4項、第7条8項を協議の対象に追加	同左	なし	なし	なし	なし	なし	なし	第二段階施行	
第56条		雑則	資料の提出の要求等	－	－	－	無	関係機関相互の資料の提出の要求、意見の陳述等について規定	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
第57条		雑則	環境大臣の指示	－	－	－	有	健康被害の発生に直接かわりのある事務について、緊急の必要があるときに、環境大臣が都道府県知事に対し必要な指示ができることを規定	第12条第1項第1号と第二段階施行で追加された第3条第8項、第7条4項、第7条8項を指示の対象に追加	同左	なし	なし	なし	なし	なし	なし	第二段階施行	
第58条		雑則	国の援助	－	－	－	無	土壌汚染状況調査や汚染の除去等の措置の実施について資金のあっせん等の援助を行うことを国の責務として規定	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
第59条		雑則	研究の推進等	－	－	－	無	研究の推進及びその成果の普及について国の責務を明らかにしたもの	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
第60条		雑則	国民の理解の増進	－	－	－	無	国及び地方公共団体の責務として、教育活動、広報活動等を通じて国民の理解を深めるよう努めるとともに、必要な人材の育成を行うよう努めることを明らかにしたもの	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
第61条		雑則	都道府県知事による土壌汚染に関する情報の収集、整理、保存及び提供等	－	－	－	無	都道府県知事が行う土壌汚染、健康被害のおそれの把握に関する規定	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
第61条の2		雑則	有害物質使用特定施設を設置していた者による土壌汚染状況調査への協力	－	－	－	有	有害物質使用特定施設の設置者は、土壌汚染状況調査を行う指定調査機関に対して、製造、使用、又は処理していた特定有害物質の種類の種類等の情報を提供するよう努めることとする規定	有害物質使用特定施設の設置者は、土壌汚染状況調査を行う指定調査機関に対して、製造、使用、又は処理していた特定有害物質の種類の種類等の情報を提供するよう努めることが明	同左	強化	小(努力義務)	なし	なし	なし	小	第一段階施行	
第62条		雑則	経過措置	－	－	－	無	命令の制定又は改廃を行う場合に罰則に関するものを含めて経過措置を定めることができることを規定	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
第63条		雑則	権限の委任	－	第78条指定)第27条	－	無	法において定められている環境大臣の権限を地方環境事務所の長に委任することとするもの	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
第64条		雑則	政令で定める市の長による事務の処理	第10条	－	－	無	一定以上の規模の市が事務を処理する能力を有する場合にはその市が行うこととするもの	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
第65条		罰則	－	－	－	－	有	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金の対象について規定	汚染除去等計画の変更命令、実施命令に違反した者、30日間の着手制限に違反した者を対象に追加	同左	強化	中(罰則)	なし	なし	なし	中	第二段階施行	
第66条		罰則	－	－	－	－	有	3月以下の懲役又は30万円以下の罰金の対象について規定	調査の一時的免除を受けている土地での900㎡以上の改変による届出をせず、又は虚偽の届出をした者を対象に	同左	強化	中(罰則)	なし	なし	なし	中	第二段階施行	
第67条		罰則	－	－	－	－	有	30万円以下の罰金の対象について規定	臨海部特例区域で年1回の形質変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした者を対象に追加	同左	強化	中(罰則)	なし	なし	なし	中	第二段階施行	
第68条		罰則	－	－	－	－	無	法第65～67条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各条の罰金刑を科すことを規定	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
第69条		罰則	－	－	－	－	有	20万円以下の過料の対象について規定	工事完了、措置完了の報告をせず、又は虚偽の報告をした者を対象に追加	同左	強化	中(罰則)	なし	なし	なし	中	第二段階施行	

※変更のある条文については変更箇所のみ記載
省令欄「処)」は汚染土壌処理業に関する省令、「指定)」土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令を示す

添付資料 3

セミナーで使⽤した説明資料

土壤汚染対策法の改正点と影響について



講演3の趣旨について

本事業では、セミナーとあわせて改正土壤汚染対策法の影響に係る調査を実施します。

このプログラムでは、改正点のうち、皆様に影響が大きいと思われる事項をご説明いたします。

項目ごとに説明をお聞きいただいた上で、お手元の「土壤汚染対策法の改正点と影響に関する実態調査」の用紙に、ご記入をお願いいたします。

回答の記入方法について

問1～問5

- ・ 問2は、**ご自身の立場に一番近い選択肢を1つ**選んでください。
例えば、自社が所有している土地で有害物質を使用して操業している工場の方は、土地所有者でもあります。ここでは「事業者(工場・事業場を操業している者)」を選択ください。
また、工場を操業している会社の方でも、不動産事業を行う部署の方は「土地の所有者、管理者、不動産業者」をお選びください。

問6

- ・ 事業者の方に影響がありそうな改正点について説明しますので、聞きながらご自身の立場において影響があるかどうか、☐にチェックを入れてください。
- ・ (複数回答可)とある設問は、2つ以上の☐にチェックを入れていただいて構いません。全て該当しない場合は選択不要です。
- ・ 各改正点の下に自由記述欄がありますので、忌憚ないご意見をお聞かせください。現在のご自身の立場では関係がない項目へ記入いただいても構いません。

問7

- ・ 土壤汚染対策法について課題と感じていることや、ご意見をご自由にお書きください。

2

影響調査項目見出し

規制強化

- ① 有害物質使用特定施設が設置されている土地は900m²以上の土地の形質変更が土対法の対象に
- ② 要措置区域 汚染除去等計画の提出が義務化

規制緩和

- ③ 深さの限定 土壌調査深さは掘削深さ+ 1 mまででも良い
- ④ 要措置区域 目標土壌溶出量、目標地下水濃度で措置可能に
- ⑤ 「地下水の水質の測定」に措置の完了条件が設けられた
- ⑥ 土壌汚染がある土地で帯水層に接する工事の工法緩和
- ⑦ 臨海部特例区域では形質変更届が年に1回の事後届出も可能に
- ⑧ 認定調査の分析対象項目が原則として区域指定対象物質のみに
- ⑨ 区域間の汚染土壌の移動が可能に

3

①

有害物質使用特定施設が設置されている土地は900㎡以上の土地の形質変更が土対法の対象に

➤有害物質使用特定施設が設置されている事業場とは

水質汚濁防止法の特定施設のうち、土壤汚染対策法の特定有害物質を使用している施設が設置されている事業所のこと。廃止の際は、土壤調査（法第3条）が必要。

➤調査義務の一時的免除を受けた土地（法第3条ただし書きの土地）とは

有害物質使用特定施設を廃止して、調査義務が生じたが、

A工場を閉鎖⇒B工場として使用（関係者以外立ち入らない）

個人経営の工場など、閉鎖後も住居部分を使用し続けるので調査ができない等のケースで、土壤調査を一時的に免除されている土地。

今までは、有害物質使用特定施設が設置されている事業場の稼働中に土壤汚染対策法の届出が必要となる規模要件は、3,000㎡以上であった。（法第4条一定規模以上の土地の改変に該当）

有害物質使用特定施設が設置されている事業場では、調査を行うと約50%で土壤汚染が確認される。そこで、リスクに合わせて、その他の大規模開発より規模要件が強化された。

今後は、有害物質使用特定施設が設置されている事業場や、調査義務の一時的免除を受けている土地は、**900㎡以上の土地の形質の変更時に届出及び土壤調査が必要**となる。

4

①

有害物質使用特定施設が設置されている土地は900㎡以上の土地の形質変更が土対法の対象に

【デメリット】 工場・事業場の施設のメンテナンス等の際の事務、費用負担が増える

比較的規模の小さい改築等についても届出・調査が必要になる。

東京都、名古屋市の条例の届出を集計した結果では、これまで届出が不要だった案件の約半数が届出の対象になるとされている。

【デメリット】 届出・調査が必要になるケースが増えることにより、施設管理計画等の見直しが必要になる。

これまでより小さい規模の土地の形質の変更でも届出・調査が必要になり、事業場内の道路や施設のメンテナンス等も対象になる可能性がある。そのため、施設管理計画等の見直しが必要になることも考えられる。

【メリット】 早期に土壤汚染を発見することができるので対策の計画が立てやすくなる

早期に調査・対策を行うことは、汚染が拡散する前に対策を行うことにより将来的な調査・対策の費用の圧縮につながる可能性がある。

また、事業実施中は調査を行わず、事業終了後に土壤汚染が発覚すると対策費用が捻出できず、その後の土地利用や土地取引に想定外の影響を及ぼす可能性も考えられる。

5

②

要措置区域 汚染除去等計画の提出が義務化

➤要措置区域とは

土壤汚染状況調査の結果、汚染が判明した土地の内、人の健康被害が生じる（生じる可能性がある）土地。具体的には土壤溶出量基準値を超過していて、周辺で地下水を飲用している場合。

※土壤含有量基準値超過の場合は立入禁止や被覆など、対策が比較的容易なのでここでは割愛。

都道府県知事から汚染状態に応じた措置が指示され、土地所有者等は指示された措置と同程度またはそれ以上の措置を行う。原則として土地の改変はできない。

今までは、要措置区域には措置の施行方法を確認する仕組みがなかった。

一方で、形質変更時要届出区域（土壤汚染があるが健康被害のおそれがなく、届出を行えば土地の改変を行ってよい土地）には届出様式があった（法第12条、着手制限14日間）。自治体によっては、この様式に準じて条例、要綱、指導等の運用で施行方法の確認を行っていた。

今後は、**要措置区域に指定され、措置の指示を受けた場合は汚染除去等計画を提出する。**

6

②

要措置区域 汚染除去等計画の提出が義務化

【デメリット】 計画作成のための事務量、費用が増える

要措置区域に指定された場合、計画作成のため事務量、費用が増える可能性がある。自治体によっては、改正前から同様の計画の提出を求めていたが、内容が法に定められたため、従来の計画作成より事務量が増え、費用がかかる可能性がある。

記載事項例) 汚染土壤や地下水が流出した時の対応

事故や災害等の緊急事態が起きた場合の対応

周辺環境のモニタリング方法（ガイドラインの「望ましい」レベル）

【デメリット】 着手制限があるため、措置がすぐに行えず工事計画に遅れが生じる

汚染除去等計画の提出から審査期間として30日間の着手制限がかかるため、すぐに措置に取り掛かることができなくなる。ただし、自治体が認めれば期間の短縮が可能。

【メリット】 計画を自治体が確認することにより、安心して工事ができるようになる

汚染除去等計画を自治体が法に基づき必ず審査することになるため、のちの手戻り等が起きる可能性が少なくなり、安心して工事を行うことができる。

7

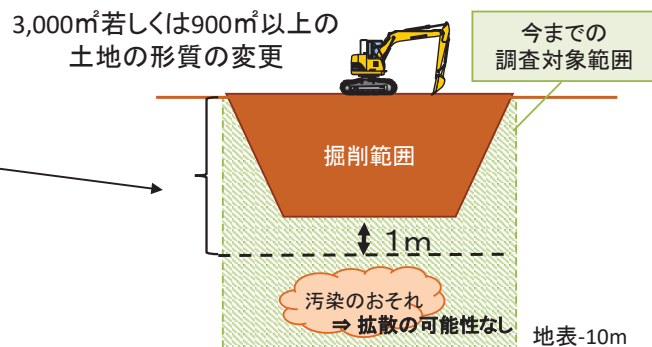
③

深さの限定

土壤調査深さは掘削深さ+1mまででも良い

➤ 深さの限定とは？

土地の形質の変更を契機とする調査については、ボーリング調査が必要になった場合、その対象深度は原則としてGL-10mまでであるが、掘削深度が浅い場合は掘削深さ+1mまでに行えることとなった。



今までは、駐車場整備など表層1m程度の掘削工事でも、地下に汚染のおそれが生じた位置が深い位置にあった場合、土壤ガスが検出された場合の土壤溶出量調査等は原則としてGL-10mまでが調査対象であった。

今後は、**土地の形質の変更を契機とする調査については、掘削深さ+1mまでの調査でも良い**ことになった。ただし、地歴調査の対象はGL-10mまでである。

※土地の形質の変更を契機とする調査とは、法第4条第2項第3項調査(3000㎡または900㎡以上の形質変更時)、法第3条第8項調査(一時免除中土地の900㎡以上の形質変更時)のこと。法第3条第1項(有害物質使用特定施設廃止時)、法第5条(調査命令)、法第14条(指定の申請)は対象外。

8

③

深さの限定

土壤調査深さは掘削深さ+1mまででも良い

【メリット】 ボーリング深さが浅くてよいため、調査費用が安価になる

最大でも形質変更を行う深さ+1mまでの調査を行えばよいため、ボーリングが必要な調査を行う場合は、深さが浅くて済み、費用が抑えられる。

【メリット】 深い位置にある汚染のおそれ及び汚染の有無に左右されずに土地の形質の変更ができる

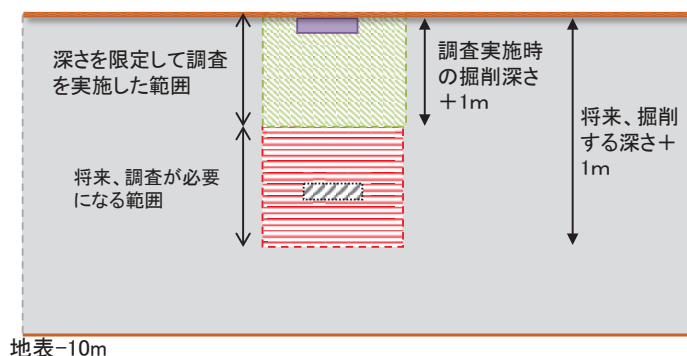
深い位置にある汚染(のおそれ)による区域指定(の可能性)を避けられるため、土地利用がしやすくなる。

【デメリット】 記録の保管、管理体制を整備する必要がある

次の土地改変の際に、どこまで調査が行われたか、措置や工事によりどの範囲の土壤が搬出され、どの範囲が残っているか、地歴調査結果、土壤調査結果や工事による掘削深度の記録の保管・管理が必須となる。将来、未調査の範囲を掘削する際は、当該範囲について、調査が必要になる。(右図参照)

【留意事項】 手続きに時間がかかる場合がある

複雑な深さ限定は調査設計に時間がかかり、自治体との事前相談も審査・確認に時間がかかる可能性があることに留意が必要である。



- 汚染のおそれが生じた位置のうち、調査の対象とした位置
- 深さを限定して調査を実施した範囲
- 汚染のおそれが生じた位置のうち、調査の対象としなかった位置(将来、掘削するときに調査が必要となる)
- 将来、掘削するときに調査が必要となる範囲

措置に伴う形質変更深さが未調査範囲に及ぶ場合は、当該範囲の汚染のおそれについて調査が必要

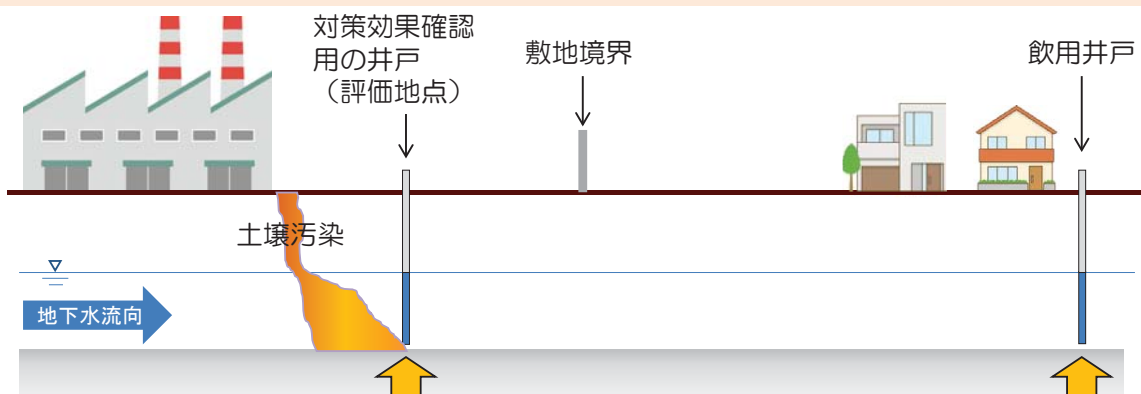
9

④ 要措置区域 目標土壌溶出量、目標地下水濃度で措置可能に

➤ 目標土壌溶出量、目標地下水濃度とは？

要措置区域の指定の事由となった飲用井戸や敷地境界等の評価地点において地下水基準に適合するために達成すべき土壌溶出量及び地下水濃度のことを、それぞれ目標土壌溶出量、目標地下水濃度という。

今までは、汚染がある土地(敷地内)で基準適合を求めているが、今後は、人の健康へのリスクの観点から摂取経路が遮断されれば十分と考え、**要措置区域の指定の事由となった飲用井戸や敷地境界で地下水基準に適合すればよい**こととした。



➤ 今までは
ここで基準適合になるよう
に対策。

➤ 今後は**最低限ここで基準適合になるよう**に対策すればよい。(この
井戸で測定する必要はない。)

10

④ 要措置区域 目標土壌溶出量、目標地下水濃度で措置可能に

【メリット】 対策費用が安価になる可能性がある

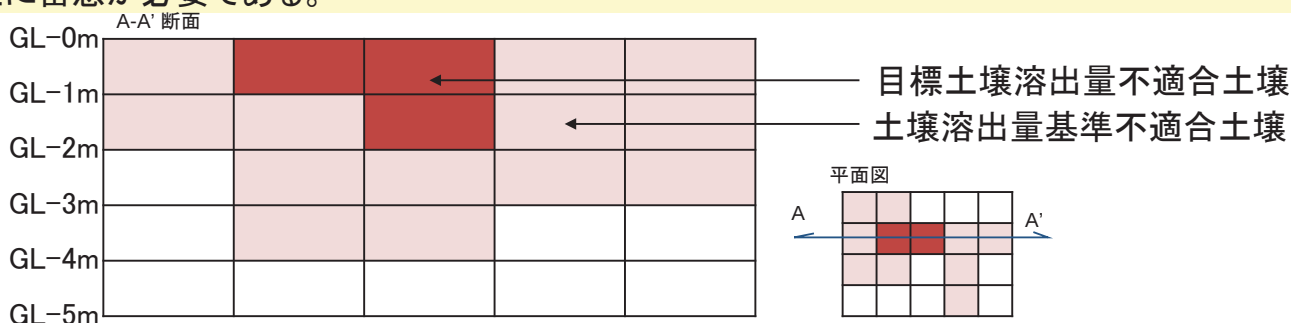
基準適合まで浄化等を行う必要がなくなるため、対策費用が安価になる可能性がある。例えば掘削除去の場合、基準不適合範囲全てを除去せず、目標土壌溶出量を超えた土壌だけ掘削除去することで、搬出土量を減少させ処理費用を削減することができる。

【デメリット】 汚染除去等計画作成の手間が増える

目標土壌溶出量、目標地下水濃度の計算が必要になるため、汚染除去等計画の作成の手間が増える可能性がある。

【留意事項】 区域指定の完全解除はできない

土壌汚染の除去をしても全ての汚染が除去されるわけではないため、区域指定が解除されるわけではない。要措置区域の指定解除後は形質変更時要届出区域に指定される。区域を完全に解除したい場合は従来通りの範囲(土壌溶出量基準適合、地下水基準適合)での措置が必要であることに留意が必要である。



11

⑤ 「地下水の水質の測定」に措置の完了条件が設けられた

➤「地下水の水質の測定」の措置とは？

土壤汚染（土壤溶出量基準不適合）が確認されたが、地下水汚染がない状態で要措置区域に指定された場合に指示される措置。

付近に飲用井戸がある等、健康被害のおそれがあるため要措置区域に指定されるが、現状では地下水汚染がないため「地下水の水質の測定」を続けることが指示される。

今までは「地下水の水質の測定」の措置には期限の定めがなく半永久的に測定することになっていた。しかし、このことが掘削除去を選択するケースが多くなる一因でもあると考えられるため、**完了条件が設定された**。

今後は、法に定められた頻度・条件で5年以上継続して測定し、今後地下水汚染が生じるおそれがないと判断された場合は措置完了にできる。

12

⑤ 「地下水の水質の測定」に措置の完了条件が設けられた

【メリット】「地下水の水質の測定」を措置として選択しやすくなり、措置費用が安価で済む

半永久的な測定を行わなくて済む可能性があるため、選択肢の1つとして選択しやすくなるのが考えられる。地下水の水質の測定は、一般的には掘削除去等に比べれば安価な費用で実施することができる。そのため、掘削除去など他の措置より安価に要措置区域の指定を解除できる可能性がある。（目標地下水濃度を採用してもよい）

【留意事項】 汚染土壌が残っている状態でモニタリングが終了する

汚染土壌が残っている状態で措置を終了するため、周辺住民等が抵抗感を感じる可能性があることに留意が必要である。

【留意事項】 要措置区域解除までの期間が他の措置より長い

最低5年は測定を継続する必要があるが、掘削除去等をした後の測定などに比べると長い期間の測定が必要になる。また、対象物質の地下水濃度変動、対象物質の種類や周囲の舗装状況によっては、5年で測定が終了できない場合もあることに留意が必要である。

【留意事項】 区域指定の完全解除はできない

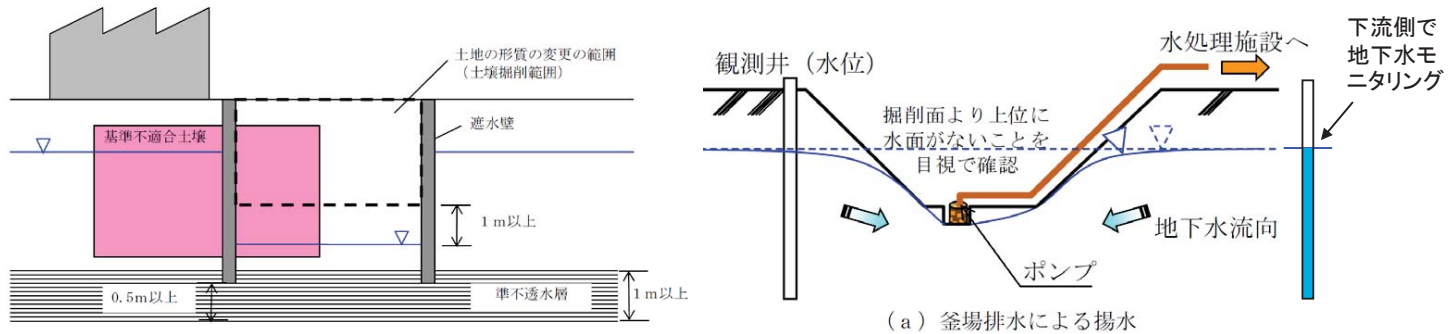
土壤汚染は残っているので、要措置区域の指定解除後は形質変更時要届出区域に指定されることに留意が必要である。

13

⑥ 土壤汚染がある土地で帯水層に接する工事の工法緩和

今までは、土壤汚染がある土地で帯水層に接する工事をするときは、準不透水層までの遮水壁の設置等が必要であった。

今後は、地下水位を管理しながら地下水質の測定をして工事を行えば、準不透水層までの遮水壁の設置は不要となる。ただし、第一種特定有害物質(VOC)の第二溶出量基準不適合土壤が存在する場合は遮水壁が必要である。



出典)環境省 水・大気環境局 土壤環境課「土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン(改訂第3版)」より抜粋した図に加筆

14

⑥ 土壤汚染がある土地で帯水層に接する工事の工法緩和

【メリット】 遮水壁の設置が必要なくなるため、工事費用が安価になる
準不透水層の位置が深い地域では工事費用が大幅に低減できる。

【メリット】 区域指定の解除を行わずに土地を利用することができる
土壤汚染が存在する土地でもこれまでより安価な工法で工事ができるようになるため、土地の利用方法によっては掘削除去等による区域解除の必要性が低下すると考えられる。

15

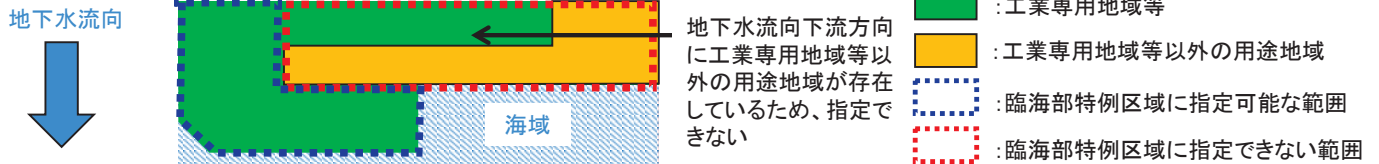
7

臨海部特例区域では形質変更届が年に1回の事後届出も可能に

➤ 臨海部特例区域とは

以下の条件を満たし、施行管理方針の確認申請を行い、認められた土地

- 工業専用地域又は同様の用途規制が行われている工業港区（ただし、海域までの間の地下水の下流側に工業専用地域等以外の地域がないこと）
- 汚染が自然由来又は水面埋立て土砂由来



今までは、健康被害が生じるリスクの少ない臨海部の工業地帯でも、土地改変の都度届出が必要であった。また、その度に着手制限期間が生じていた。

区域指定されていない土地	区域指定されている土地
3,000㎡または900㎡以上の土地の形質の変更の <u>30日前</u> に届出（法第4条）	土地の形質の変更の <u>14日前</u> に届出（法第12条）

今後は、臨海部特例区域の指定を受ければ、土地の形質の変更の内容を年1回まとめて事後届出すればよいことになった。

16

7

臨海部特例区域では形質変更届が年に1回の事後届出も可能に

【メリット】 土地の形質の変更のための手続きの負担が軽減する

頻繁に土地の形質の変更を行う場合は、都度届出を行う必要がなくなり、年1回の事後届出でよくなるため、手続きの負担を軽減することができる。

ただし、土地の形質の変更に関する届出（法第12条による届出）はまとめられるが、汚染土壌の場外搬出は事後届出ではないことに注意が必要（14日前までに「法第16条汚染土壌の搬出の届出」が必要）。

【留意事項】 土地の形質の変更が少ない場合はかえって手続きが増える

臨海部特例区域に指定されることに適用される手続きもあるため、頻繁に土地の形質の変更を行わない土地では、手続きの手間が増える可能性があることに留意が必要である。

- 指定を受ける際には施行管理方針を都道府県知事に提出する必要がある。
- 指定を受けた後は、土壌の移動の記録等を記録し、1年毎に届出の必要がある。（届出しなかった場合、施行管理方針違反となり、臨海部特例区域取り下げになる）
- 指定を受けた土地で人為等由来の汚染が確認された場合には、都道府県知事に届け出る必要がある。（臨海部特例区域の指定要件から外れる）

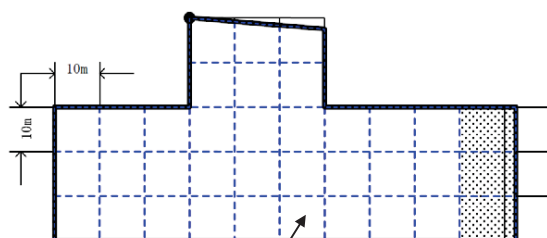
17

⑧

認定調査の分析対象項目が原則として区域指定対象物質のみに

➤ 認定調査とは

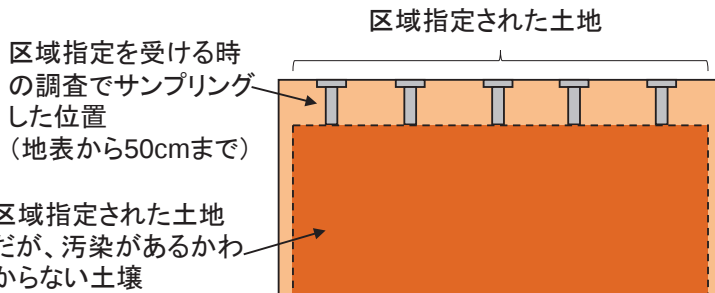
区域指定は平面で指定されるため、区域指定された区画から搬出される土壌の中には、基準適合の土壌もある。そこで、指定調査機関が認定調査を行い、その汚染状況が基準に適合すると都道府県知事が認めたものについては、法の規制対象から外し、汚染土壌の搬出時の届出や汚染土壌処理業者への処理委託をしなくてよいことになっている。



区域は10m×10m単位の平面で指定される。

区域指定の例(平面図)

出典) 土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン(改訂第3版)から抜粋した図に加筆



区域指定を受ける時の調査でサンプリングした位置(地表から50cmまで)

区域指定された土地だが、汚染があるかわからない土壌

この土壌を区域外に搬出するときに認定調査を行う。

今までは、認定調査の調査対象物質は、原則として**全ての特定有害物質**(PCBを除く第三種特定有害物質を除く)であったが、今後は、原則として**指定を受けた物質の調査のみ**でよいことになった。ただし、区域指定された後に汚染のおそれが生じた物質は試料採取等対象物質に追加する必要がある。

18

⑧

認定調査の分析対象項目が原則として区域指定対象物質のみに

【メリット】 分析費が安価になる等、認定調査が利用しやすくなる

試料採取等対象物質が少なくなるため、分析費用が安価になる等のメリットがあり、認定調査を利用しやすくなる。(詳細調査結果を利用できることがある)

【メリット】 汚染土壌の量を減らすことができる可能性がある

認定調査が活用しやすくなり、認定を受ける土壌が増えると汚染土壌の量が削減され、工事費が圧縮できる可能性がある。

【デメリット】 搬入土壌に関する記録や届出が必要となる

区域指定後に汚染のおそれが生じた物質は、認定調査の調査対象物質に追加される。区域指定後に場外から汚染状態が不明な土壌が搬入される可能性があることから、認定調査の物質を限定しようとする際は、1年毎に土壌の搬入に係る記録を都道府県知事に届出ることとされており※、その記録や届出の負担が増える。

※要措置区域等の指定の日が改正法の施行前(平成31年3月31日以前)の土地は当てはまらない。ただし、改正法施行前に指定された土地でも、土壌搬入の日から1年ごとに届出をしていれば搬入土壌に関しては適用される(環水大土発第 1912051号 令和元年12月5日)。

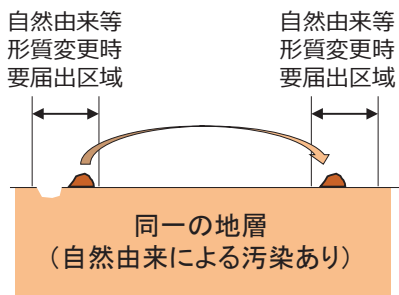
19

⑨

区域間の汚染土壌の移動が可能に

➤ 区域間移動とは

自然由来等形質変更時要届出区域（自然由来特例区域及び埋立地特例区域）で、一定要件（①特定有害物質による汚染の状況が同様、②土地の地質が同様）を満たせば、離れている区域へ汚染土壌を移動させ、形質変更に使することができる。



区域間移動（自然由来）

同一港湾の自然由来等形質変更時要届出区域間で汚染土壌の移動が可能



出典）PORT OF TOKYO 2018（東京都港湾局）

区域間移動（水面埋立て土砂由来）

20

⑨

区域間の汚染土壌の移動が可能に

区域間移動は自然由来や水面埋め立て土砂由来の汚染土壌を活用するための新たな制度である。自然由来による汚染土壌が広がっている同一地層の土地の間、または水面埋立て土砂由来による汚染土壌がある同一港湾内の土地の間で汚染土壌を移動することができるようにすることにより、汚染土壌を活用しやすくなった。

【メリット】 汚染土壌処理施設への搬出土量を減らすことができる可能性がある

汚染土壌を他の土地で活用することにより、汚染土壌処理量が削減され、工事費が圧縮できる可能性がある。

【留意事項】 搬出のための手続きは必要である

区域間で汚染土壌を移動する際は、搬出のための手続き（土地の形質の変更の届出、汚染土壌の搬出届出、管理票（マニフェスト）交付等）は必要となることに留意が必要である。

21

ご清聴ありがとうございました。

アンケートは、セミナー終了後に
スタッフにお渡しください。

添付資料 4

セミナーで使⽤したアンケート票

土壌汚染対策法の改正点と影響に関する実態調査

※あなたの受講会場の番号に○印を記入して下さい。

番号／会場	日程	番号／会場	日程
1 札幌	令和元年 12 月 11 日(水)	4 大阪	令和元年 12 月 18 日(水)
2 東京	令和 2 年 01 月 15 日(水)	5 岡山	令和 2 年 01 月 08 日(水)
3 名古屋	令和 2 年 01 月 09 日(木)	6 福岡	令和 2 年 01 月 22 日(水)

問1【任意回答】あなたの所属や職責をお答えください。

所属(会社名等) (部署:)

職責 ☐ 役員級 ☐ 部長級 ☐ 課長級 ☐ 係長級 ☐ 一般職員級
☐ その他()

問2 あなた(所属先も含む)が該当する立場を1つ選択してください。

☐ 事業者(工場・事業場を操業している者) ☐ 土地の所有者、管理者、不動産業者
☐ 開発事業者・建設業者 ☐ 指定調査機関 ☐ 自治体
☐ その他()

問3 あなたの所属先で、これまで土壌汚染に係る届出・調査・対策を行ったことはありますか？

☐ ある ☐ ない ☐ わからない

問4 あなた自身は、これまで土壌汚染に係る届出・調査・対策に関わったことはありますか？(複数回答可)

☐ 土壌汚染対策法による届出・調査・対策に関わったことがある (☐ 3 回以上 ☐ 1、2 回)
☐ 自治体の条例による届出・調査・対策に関わったことがある (☐ 3 回以上 ☐ 1、2 回)
☐ 建設発生土、残土調査に関わったことがある (☐ 3 回以上 ☐ 1、2 回)
☐ 自主調査・対策に関わったことがある (☐ 3 回以上 ☐ 1、2 回)
☐ その他()に関わったことがある (☐ 3 回以上 ☐ 1、2 回)
☐ 関わったことはない

問5 あなた自身の土壌汚染対策法の理解度はどの程度だと思いますか？

☐ 十分に理解している ☐ ある程度理解している ☐ ほとんどわからない ☐ 全くわからない

問6 説明を聞いた上で、改正土壤汚染対策法による影響に関する以下の質問にお答えください。

① 調査義務の一時的免除を受けている土地や、水質汚濁防止法の有害物質使用特定施設が設置されている土地では、900 m ² 以上の土地の形質変更を行う場合の届出、調査が必要になりました。	
①－1 あなた(所属先も含みます。以下同じ。)の工場・事業場で、調査義務の一時的免除を受けている土地はありますか？	
☐ ある	☐ ない ☐ わからない ☐ 工場・事業場の関係者でない
①－2 あなたの工場・事業場には、有害物質使用特定施設が設置されていますか？	
☐ ある	☐ ない ☐ わからない ☐ 工場・事業場の関係者でない
①－3 あなたが行っている事業では、この改正によりどの程度届出・調査が増えると思いますか？(件数は概ねのイメージで結構です。)	
☐ 大きく増える(5 件以上/年)	☐ 増える(2～3 件/年) ☐ やや増える(1～2 件/年)
☐ 増えない	☐ わからない ☐ 届出を行うことはない
①－4 本改正により想定される影響について、あなたの事業にどの程度の影響があると思いますか？	
【デメリット】	
届出を行うための事務作業が増える可能性がある	
☐ 影響が大きい	☐ 影響がある ☐ あまり影響はない ☐ 全く影響はない ☐ わからない
届出を行うための費用が増える可能性がある	
☐ 影響が大きい	☐ 影響がある ☐ あまり影響はない ☐ 全く影響はない ☐ わからない
届出・調査の要件が拡大されたことにより、施設更新計画等の見直しが必要になる場合がある	
☐ 影響が大きい	☐ 影響がある ☐ あまり影響はない ☐ 全く影響はない ☐ わからない
【メリット】	
早期に土壤汚染を発見することができることで対策の計画が立てやすくなる。	
☐ 影響が大きい	☐ 影響がある ☐ あまり影響はない ☐ 全く影響はない ☐ わからない
①－5 この改正はあなたの事業にとってメリットとデメリットのどちらを感じますか？	
☐ メリットが大きい	☐ メリットがある ☐ メリットとデメリットが同程度
☐ デメリットがある	☐ デメリットが大きい ☐ わからない
①－6 本改正により影響を受けた、または今後受けると考えられる具体的な事例や、改正についてのご意見等をご記入ください。	

② 要措置区域に指定されると汚染除去等計画の提出が義務付けられました。また、計画の提出から 30 日間は措置に着手できないこととなりました(自治体が認めれば短縮可)。

②-1 過去に土壌汚染対策工事を行った際、計画書を自治体に提出しましたか？

☐提出した ☐提出していない ☐わからない ☐対策をしたことがない

②-2 本改正により、今後、措置を行う際の負担が増えると感じますか？

☐これまで作成していなかった計画を作成することになるため、負担が増えると感じる

☐もともと計画は作成しているため、負担が増えるとは思わない

☐措置を行うことはない

☐ わからない

☐その他()

②-3 本改正により想定される影響について、あなたの事業にどの程度の影響があると思いますか？

【デメリット】

措置計画作成のための事務作業が増える可能性がある

☐影響が大きい ☐影響がある ☐あまり影響はない ☐全く影響はない ☐わからない

措置計画作成のための費用が増える可能性がある

☐影響が大きい ☐影響がある ☐あまり影響はない ☐全く影響はない ☐わからない

着手制限があるため、措置がすぐに行えず工事計画に遅れが生じる可能性がある

☐影響が大きい ☐影響がある ☐あまり影響はない ☐全く影響はない ☐わからない

【メリット】

計画を自治体が確認することにより、安心して工事ができるようになる

☐影響が大きい ☐影響がある ☐あまり影響はない ☐全く影響はない ☐わからない

②-4 この改正はあなたの事業にとってメリットとデメリットのどちらを感じますか？

☐ メリットが大きい ☐ メリットがある ☐ メリットとデメリットが同程度

☐デメリットがある ☐デメリットが大きい ☐わからない

②ー５ 本改正により影響を受けた、または今後受けると考えられる具体的な事例や、改正についてのご意見等をご記入ください。

③ 土地の形質の変更を契機とする調査では、調査深さを掘削深さ+1mまでとする「深さ限定」が可能になりました。

③-1 あなたが過去に土地の形質の変更を契機とする調査を行った際、掘削する深さより深い位置にある汚染の調査が必要とされたことはありますか？

☐ある ☐ない ☐わからない ☐調査を行ったことがない

③-2 あなたは、機会があればこの制度を利用すると思いますか？またその理由は何ですか？

☐利用する ☐利用を検討する ☐利用しない ☐わからない

【利用する又は利用を検討する理由（複数回答可）】

- ☐深い位置にある汚染に左右されずに土地の形質の変更ができるため
- ☐調査の費用が安くなるため
- ☐その他（ ）

【利用しない理由（複数回答可）】

- ☐手続きが煩雑になるため
- ☐記録の保管、管理を行うことが負担になるため
- ☐汚染のおそれがあるのに調査しない部分が残ることに抵抗があるため
- ☐その他（ ）

③-3 本改正により想定される影響について、あなたの事業にどの程度の影響があると思いますか？

【メリット】

深い位置の調査を行わないため、調査費用が低減できる可能性がある

☐影響が大きい ☐影響がある ☐あまり影響はない ☐全く影響はない ☐わからない

深い位置の汚染による区域指定を避けられるため、土地の形質の変更がしやすくなる

☐影響が大きい ☐影響がある ☐あまり影響はない ☐全く影響はない ☐わからない

【デメリット】

調査を実施した深さの記録の保管、管理体制を整備する必要がある

☐影響が大きい ☐影響がある ☐あまり影響はない ☐全く影響はない ☐わからない

③-4 この改正はあなたの事業にとってメリットとデメリットのどちらを感じますか？

☐メリットが大きい ☐メリットがある ☐メリットとデメリットが同程度

☐デメリットがある ☐デメリットが大きい ☐わからない

③-5 本改正により影響を受けた、または今後受けと考えられる具体的な事例や、改正についてのご意見等をご記入ください。

④ 措置を行う際に土壌溶出量基準、地下水基準より緩い目標土壌溶出量、目標地下水濃度を目標として措置を行うことが可能になりました。

④-1 あなたは、機会があればこの制度を利用すると思いますか？またその理由は何ですか？

☐利用する ☐利用を検討する ☐利用しない ☐わからない

【利用する又は利用を検討する理由(複数回答可)】

□措置になるべく費用をかけたくないため

□その他()

【利用しない理由(複数回答可)】

☐ 区域指定が解除されないためメリットを感じない

☐汚染が残ることに抵抗感があるため

□その他()

④-2 本改正により想定される影響について、あなたの事業にどの程度の影響があると思いますか？

【メリット】

措置が必要になった際に、費用を低減することができる可能性がある

☐影響が大きい ☐影響がある ☐あまり影響はない ☐全く影響はない ☐わからない

【デメリット】

目標土壌溶出量、目標地下水濃度の計算が必要になるため、計画作成の手間が増える

☐影響が大きい ☐影響がある ☐あまり影響はない ☐全く影響はない ☐わからない

④-3 この改正はあなたの事業にとってメリットとデメリットのどちらを感じますか？

☐ メリットが大きい ☐ メリットがある ☐ メリットとデメリットが同程度☐ デメリットがある ☐ デメリットが大きい ☐ わからない

④ー４ 本改正により影響を受けた、または今後受けると考えられる具体的な事例や、改正についてのご意見等をご記入ください。

⑤「地下水の水質の測定」の措置が、条件を満たすと最短5年間で完了できるようになりました。

⑤ー１ あなたが措置を行うことになった場合、本改正により掘削除去等ではなく地下水の水質の測定を選択することが考えられますか？また、その理由は何ですか？

☐考えられる ☐検討する ☐考えられない ☐わからない

【考えられる又は検討する理由(複数回答可)】

□半永久的に測定が必要なことが選択のハードルになっていたため

□措置になるべく費用をかけずに要措置区域の指定が解除されるため

□その他()

【考えられない理由(複数回答可)】

☐措置を完了しても形質変更時要届出区域に指定され、区域が解除されないためメリットを感じない

☐汚染が除去されていないにも係らず地下水の測定を終了することに抵抗感があるため

☐5年間の測定は長いと感じるため

☐5年間の測定は長いと感じるため

☐その他()

⑤-2. 本改正により想定される影響について、あなたの事業にどの程度の影響があると思いますか？

⑤-2 本改正により想定される影響について、あなたの事業にこの程度の影響があると恐いいますか？

【回答】

【メリット】
 措置が必要になった際に、地下水の水質の測定をセンサーで措置費用を低減できる可能性がある

☐影響が大きい ☐影響がある ☐あまり影響はない ☐全く影響はない ☐わからない

⑤ 3 この改正はあなたの事業にどの程度のメリットがあると思いますか？

③-3 この改正はめなにの事業にこの程度のメリットがあると思いますか？

☐ メリットが大きい
 ☐ メリットがある
 ☐ メリットがない
 ☐ わからない

⑤ー４ 本改正により影響を受けた、または今後受けると考えられる具体的な事例や、改正についてのご意見等をご記入ください。

⑥ 土壌汚染がある土地で帯水層に接する工事をするときは、準不透水層までの遮水壁の設置等が求められていましたが、改正後は地下水位を管理しながら地下水モニタリングをして工事を行うことができるようになりました(第一種特定有害物質が第二溶出量基準不適合の場合は除く)。

⑥ー1 あなたが過去に区域指定された土地で工事を行った際、準不透水層までの遮水壁の設置が必要であったことで工事の費用が増加したり、工事に支障があったことはありますか？

☐よくある ☐たまにある ☐ない ☐わからない ☐事例がない

⑥ー2 本改正により想定される影響について、あなたの事業にどの程度の影響があると思いますか？

【メリット】

施行方法が緩和されたことにより、工事費用が削減できる場合がある

☐影響が大きい ☐影響がある ☐あまり影響はない ☐全く影響はない ☐わからない

施行方法が緩和されたため、区域指定の解除を行わずに土地を利用しやすくなる

☐影響が大きい ☐影響がある ☐あまり影響はない ☐全く影響はない ☐わからない

⑥ー3 この改正はあなたの事業にどの程度のメリットがあると思いますか？

☐メリットが大きい ☐メリットがある ☐メリットがない ☐わからない

⑥ー4 本改正により影響を受けた、または今後受けと考えられる具体的な事例や、改正についてのご意見等をご記入ください。

⑦ 土地の形質の変更の届出を年1回、事後に届け出ればよいこととなる臨海部特例区域が創設されました。

⑦-1 あなたは、所有・管理する土地や工場・事業場の土地について、臨海部特例区域の指定を受けようと思いますか？また、その理由は何ですか？

☐思う ☐検討する ☐思わない ☐わからない ☐臨海部の土地はない

【指定を受けようと思う又は検討する理由(複数回答可)】

☐土地の形質の変更の届出が多く、手続きが負担になっているため

☐その他()

【指定を受けようと思わない理由(複数回答可)】

☐頻繁に土地の形質の変更を行うことがないため

☐施行方針の提出や土壌の移動の記録等が必要になり、手間が変わらないように感じるため

☐自然由来や埋立て土砂由来の汚染でなくてはならず、条件が厳しいため

☐その他()

⑦-2 本改正により想定される影響について、あなたの事業にどの程度の影響があると思いますか？

【メリット】

土地の形質の変更のための手続きの負担が軽減する

☐影響が大きい ☐影響がある ☐あまり影響はない ☐全く影響はない ☐わからない

⑦-3 この改正はあなたの事業にどの程度のメリットがあると思いますか？

☐メリットが大きい ☐メリットがある ☐メリットがない ☐わからない

⑦-4 本改正により影響を受けた、または今後受けると考えられる具体的な事例や、改正についてのご意見等をご記入ください。

⑧ 認定調査の分析対象項目が原則として区域指定対象物質のみとなりました。

⑧-1 過去に認定調査の実施を検討したが、分析費用が高額になること等の理由で実施しなかったことがありますか？

☐よくある ☐たまにある ☐ない ☐わからない ☐対象になる土地がない

⑧-2 認定調査の対象物質が限定されたことで、機会があれば認定調査を利用しようと思いますか？また、その理由はなんですか？

☐思う ☐検討する ☐思わない ☐わからない

【利用しようと思う又は検討する理由(複数回答可)】

☐全物質の調査が必要なことがハードルとなっていたため

☐汚染土壌の量を削減することが期待できるため

☐その他()

【利用しようと思わない理由(複数回答可)】

☐緩和されても調査費用の負担が多いと感じるため

☐毎年の搬入土砂に関する届出の負担が大きいため

☐その他()

⑧-3 本改正により想定される影響について、あなたの事業にどの程度の影響があると思いますか？

【メリット】

認定調査にかかる分析費用が低減される可能性がある

☐影響が大きい ☐影響がある ☐あまり影響はない ☐全く影響はない ☐わからない

認定調査を実施することにより汚染土壌の量を削減し、工事費用を圧縮できる可能性がある

☐影響が大きい ☐影響がある ☐あまり影響はない ☐全く影響はない ☐わからない

【デメリット】

毎年の搬入土砂に関する届出を行う体制を構築する必要がある

☐影響が大きい ☐影響がある ☐あまり影響はない ☐全く影響はない ☐わからない

⑧-4 この改正はあなたの事業にとってメリットとデメリットのどちらを感じますか？

☐メリットが大きい ☐メリットがある ☐メリットとデメリットが同程度

☐デメリットがある ☐デメリットが大きい ☐わからない

⑧-5 本改正により影響を受けた、または今後受けると考えられる具体的な事例や、改正についてのご意見等をご記入ください。

⑨ 自然由来等形質変更時要届出区域間の汚染土壌の移動が可能になりました。
⑨ー１ これまで、自然由来や水面埋立て土砂由来の汚染土壌と考えられる土壌を汚染土壌処理施設に搬出したことはありますか？
☐よくある ☐たまにある ☐ない ☐わからない
⑨ー２ 自然由来等形質変更時要届出区域間の土壌の移動を利用しようと思いますか？
☐思う ☐検討する ☐思わない ☐わからない
【利用しようと思う又は検討する理由（複数回答可）】 ☐汚染土壌が利用しやすくなると考えられるため ☐汚染土壌処理施設へ搬出する量を削減することが期待できるため ☐その他（ ）
【利用しようと思わない理由（複数回答可）】 ☐離れた土地に汚染土壌を持っていくことに抵抗があるため ☐汚染土壌を持っていけるような土地はないため ☐自然由来等形質変更時要届出区域になりそうな土地はないと考えているため ☐その他（ ）
⑨ー３ 本改正により想定される影響について、あなたの事業にどの程度の影響があると思いますか？
【メリット】 汚染土壌処理施設への搬出土量を減らすことができる可能性がある ☐影響が大きい ☐影響がある ☐あまり影響はない ☐全く影響はない ☐わからない
⑨ー４ この改正はあなたの事業にどの程度のメリットがあると思いますか？
☐メリットが大きい ☐メリットがある ☐メリットがない ☐わからない
⑨ー５ 本改正により影響を受けた、または今後受けると考えられる具体的な事例や、改正についてのご意見等をご記入ください。

問7 土壌汚染対策について、課題と感じていることやご意見があればご記入ください。

ご協力ありがとうございました。

添付資料 5

アンケート集計結果

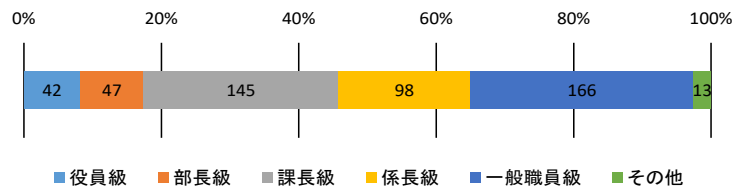
土壤汚染対策法の改正点と影響に関する実態調査

参加者数及びアンケート回収率

会場	参加者数 (人)	アンケート 回収数 (枚)	アンケート 回収率 (%)
札幌	79	57	72.2
大阪	178	159	89.3
岡山	75	70	93.3
名古屋	147	128	87.1
東京	191	171	89.5
福岡	80	77	89.5
合計	750	662	86.8

問1 職責

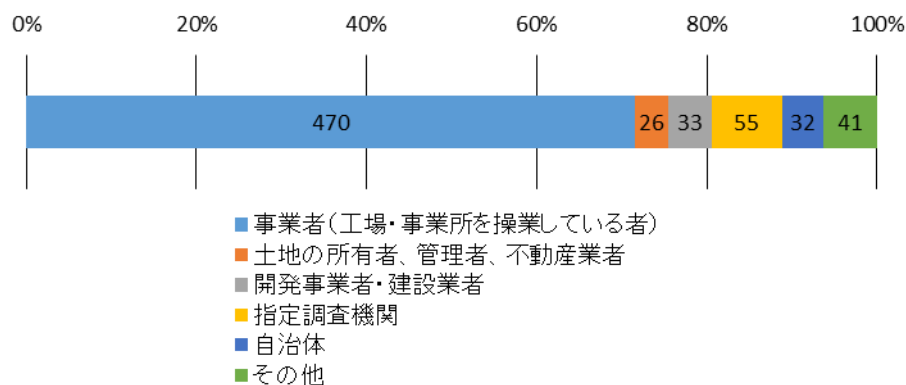
職責	回答数	割合
役員級	42	8.2%
部長級	47	9.2%
課長級	145	28.4%
係長級	98	19.2%
一般職員級	166	32.5%
その他	13	2.5%
合計	511	100%



その他：代表、個人（店主）、事務局員、教員、事務局長、ISO 環境管理責任者、課長補佐、雇用継続、嘱託(2)、副課長、プロダクトマネージャー、公害防止管理者（水質）

問 2 参加者（所属先含む）の立場

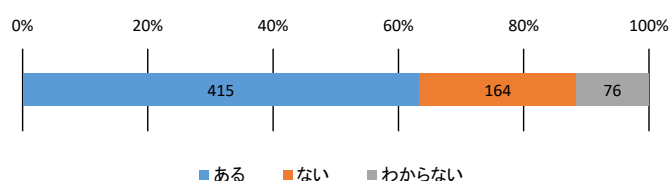
立場	回答数	割合
事業者（工場・事業者を操業している者）	470	71.5%
土地の所有者、管理者、不動産業者	26	4.0%
開発事業者・建設業者	33	5.0%
指定調査機関	55	8.4%
自治体	32	4.9%
その他	41	6.2%
合計	657	100%



その他：ISO9001・14001等の認証、ISO審査員・環境サイトアセッサー、会社に適用される法律を順守（対応）する者、環境管理、環境管理責任者、環境管理部門、環境関連に伴う業務を担当、環境コンサル、業界団体、金融機関、建材メーカー、建設コンサルタント(3)、事業所運営、処理に関する業務、大学、土壤汚染対応のアドバイザー（過去土壤汚染対策実施の経験あり）、土壤汚染調査（自然由来重金属等）法対象外、土壤のセメント資源化、弁護士、マンションの1階での営業（下部(地下は)コンクリート 駐車場他）、元自治体職員（土壤汚染調査技術管理者証保持）、有害物質を使用しない事業者、材料メーカー

問 3 所属先の届出等経験の有無

所属先の届出等 経験の有無	回答数	割合
ある	415	63.4%
ない	164	25.0%
わからない	76	11.6%
合計	655	100%



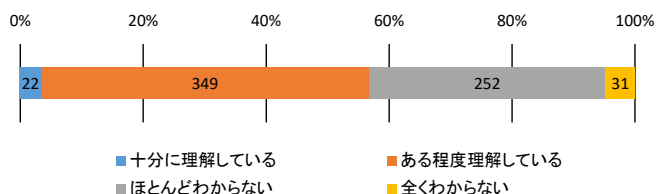
問 4 参加者本人の届出等経験の有無

参加者本人の届出等経験の有無	経験有 回答数	回数内訳		
		3 回以上	1、2 回	無回答
土壌汚染対策法による届出・調査・対策	278	125	145	8
自治体の条例による届出・調査・対策	157	83	69	5
建設発生土、残土調査	131	69	57	5
自主調査・対策	243	115	114	14
その他	16	7	6	3
関わったことはない	255			

その他：地下水調査、売買契約に先だった任意調査、法改正対応、新設に伴う、土地デューデリジェンス、簡易調査、土壌改良、他人の土地、環境保全協定、各種環境法令・条例等、自治体の協定（千葉）、届出の受理・相談等、海底土の調査・処理

問 5 参加者本人の土壌汚染対策法の理解度

理解度	回答数	割合
十分に理解している	22	3.4%
ある程度理解している	349	53.4%
ほとんどわからない	252	38.5%
全くわからない	31	4.7%
合計	654	100%

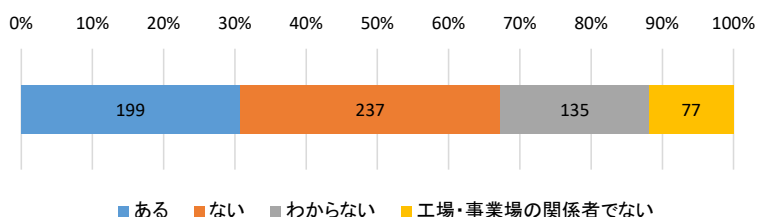


問 6

【①強化】調査義務の一時的免除を受けている土地や、水質汚濁防止法の有害物質使用特定施設が設置されている土地では、900 m²以上の土地の形質変更を行う場合の届出、調査が必要に。

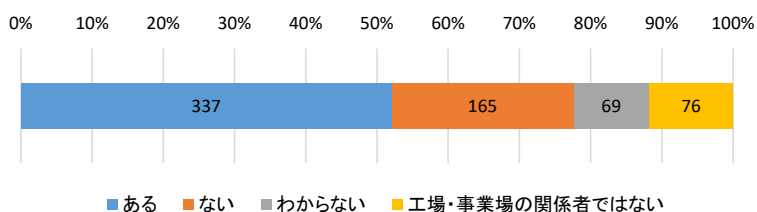
①調査義務の一時的免除を受けている土地はあるか。

	回答数	割合
ある	199	30.7%
ない	237	36.6%
わからない	135	20.8%
工場・事業場の関係者でない	77	11.9%
合計	648	100%

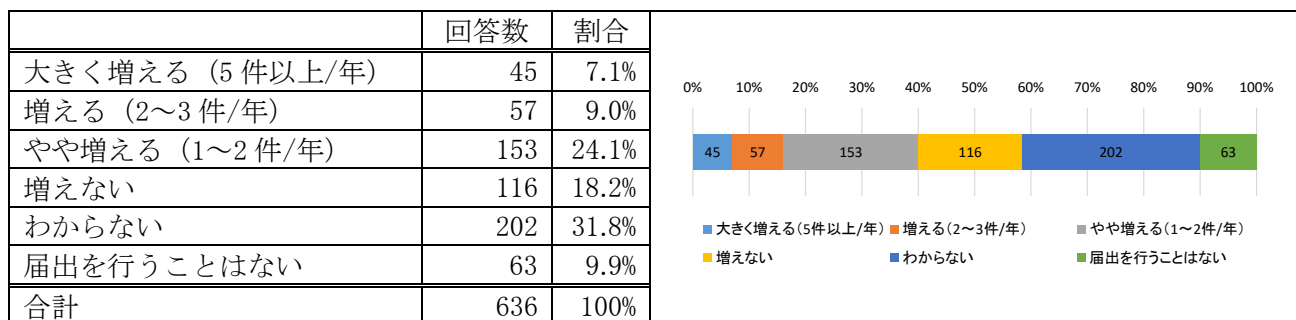


②有害物質使用特定施設が設置されているか。

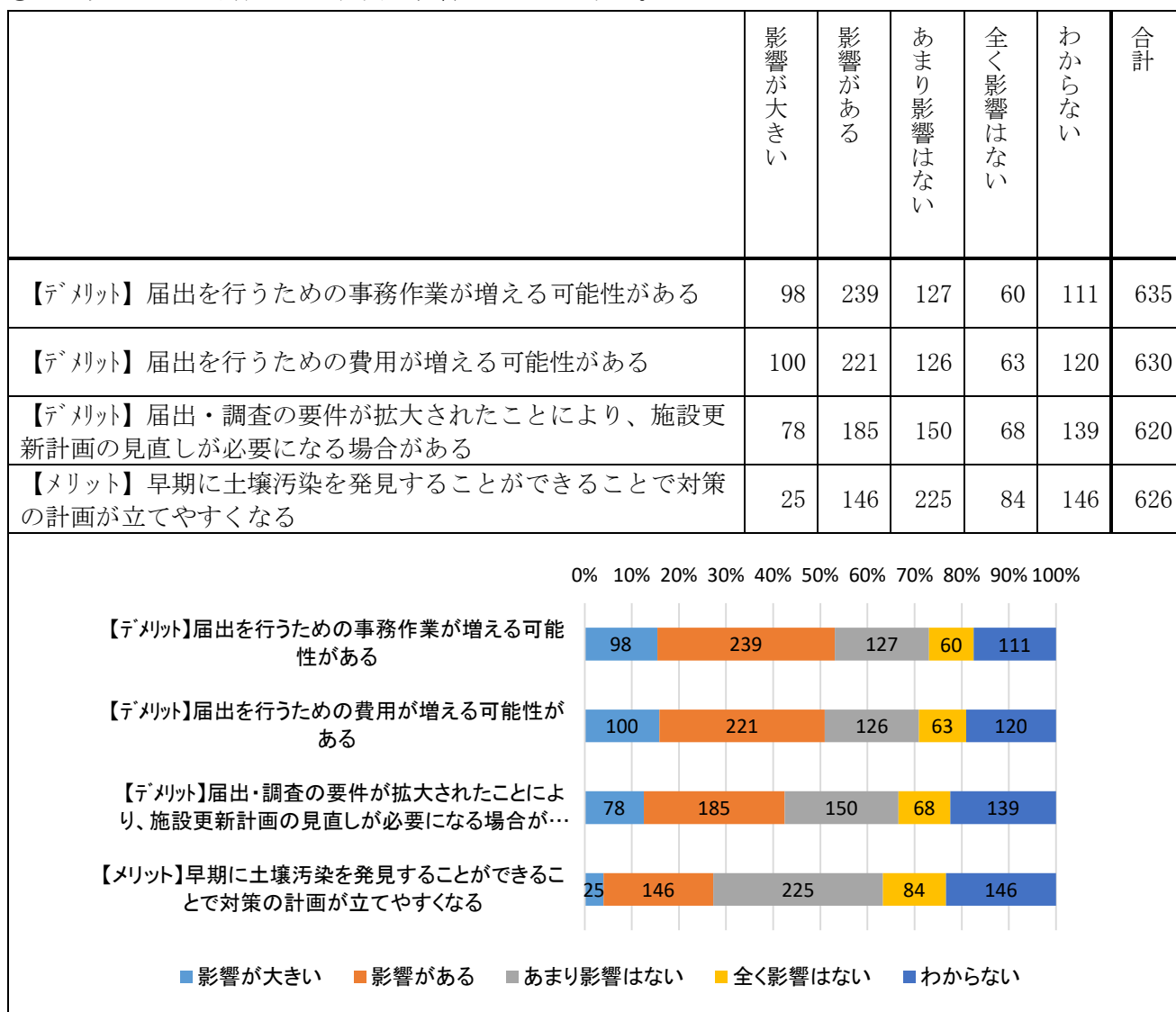
	回答数	割合
ある	337	52.1%
ない	165	25.5%
わからない	69	10.7%
工場・事業場の関係者でない	76	11.7%
合計	647	100%



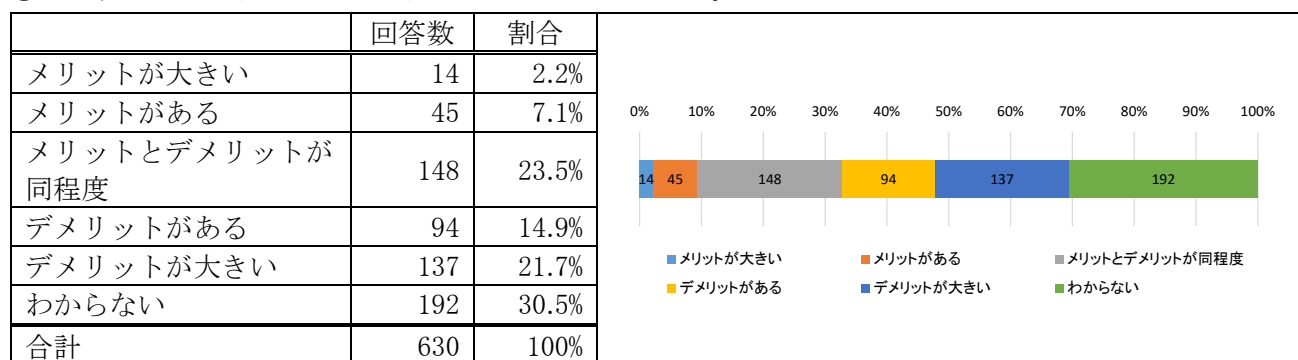
③この改正によりどの程度届出・調査が増えると思うか。



④この改正により事業にどの程度の影響があると思うか。

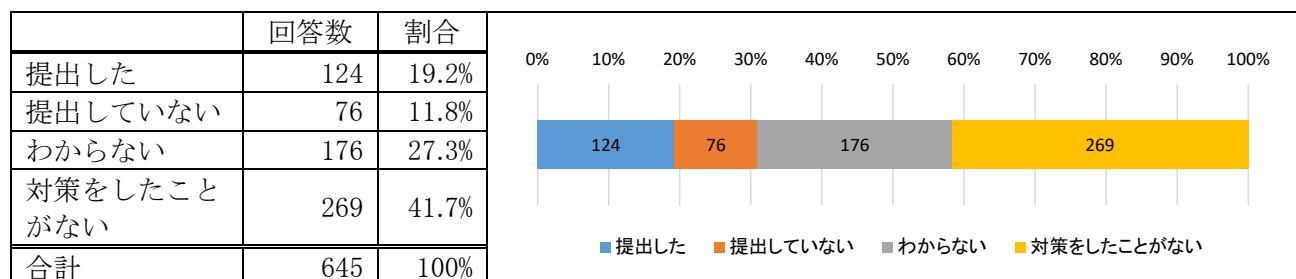


⑤この改正はメリットとデメリットのどちらを感じるか。

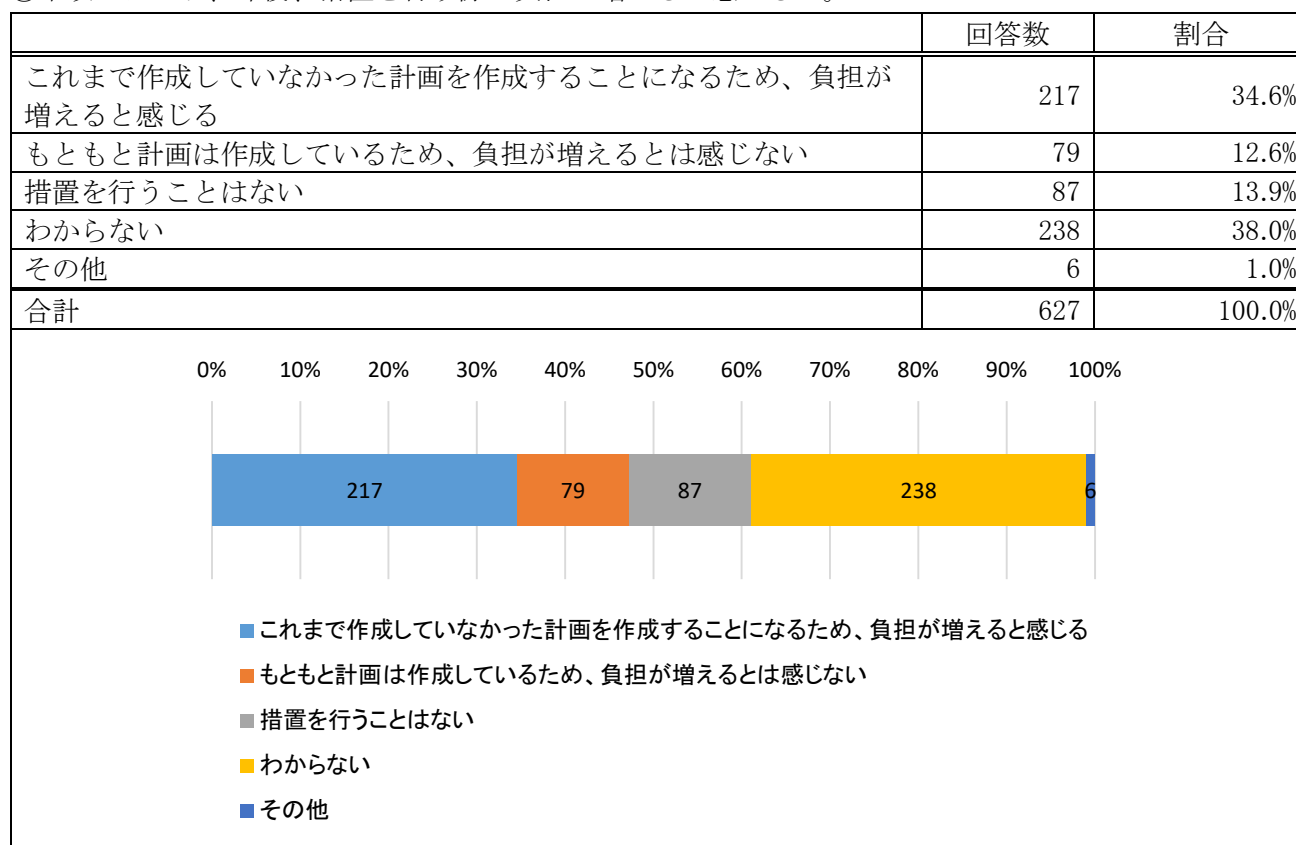


【②強化】 要措置区域に指定されると汚染除去等計画の提出が義務付けられました。また、計画の提出から 30 日間は措置に着手できない（自治体が認めれば短縮可）。

①過去に土壌汚染対策工事を行った際、計画書を自治体に提出したか。

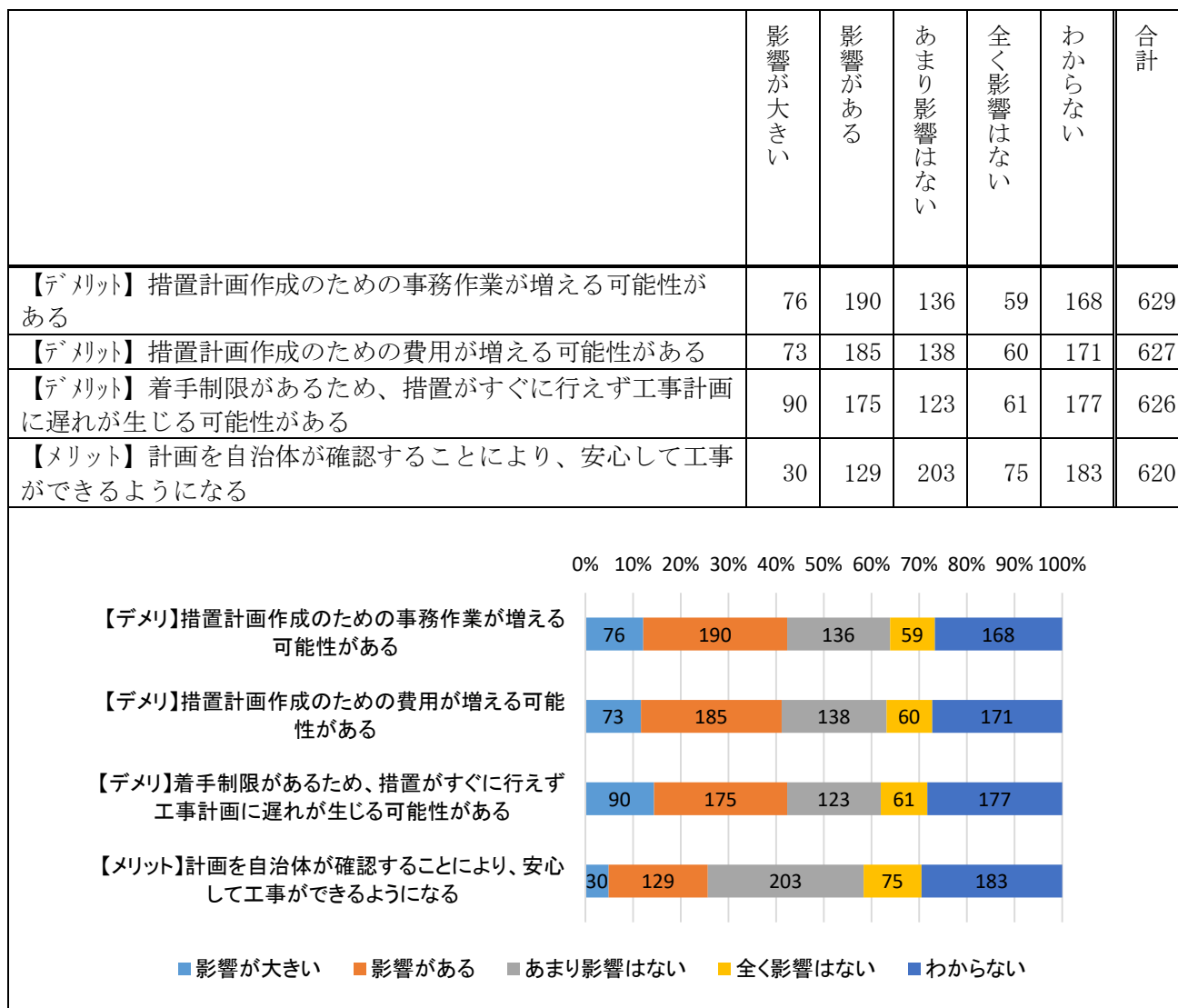


②本改正により、今後、措置を行う際の負担が増えると感じるか。

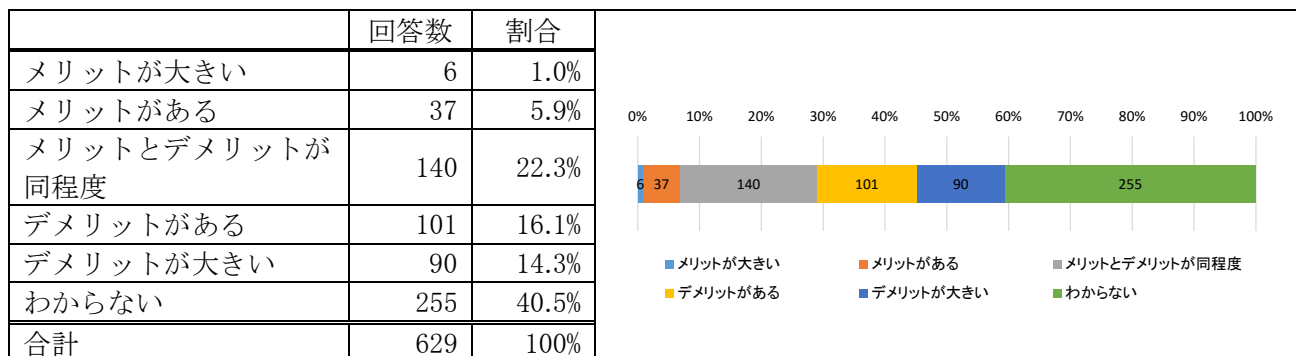


その他：要届出区域にしかない、要措置区域に指定されていない、計画書の作成そのものよりも手続きに係る負担増になると感じる、条例の適用をはじめに受けるため法改正の影響は無い、工業専用地域なので基本的に地下水の飲用、口からの直接摂取のリスクは無い、多分無い

③この改正により事業にどの程度の影響があると思うか。

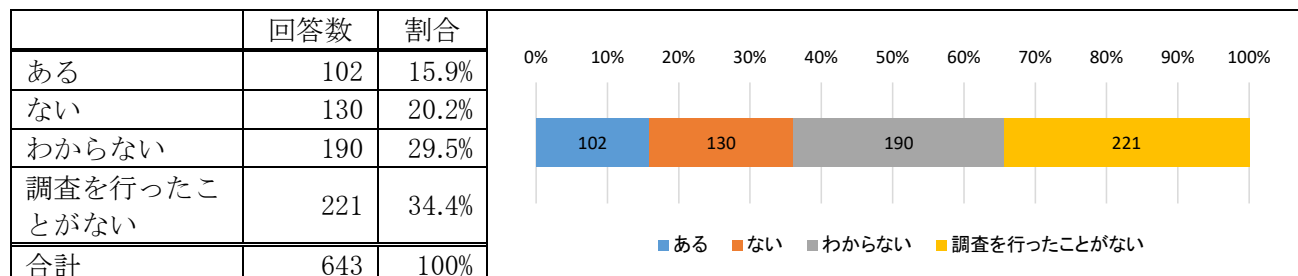


④この改正はメリットとデメリットのどちらを感じるか。

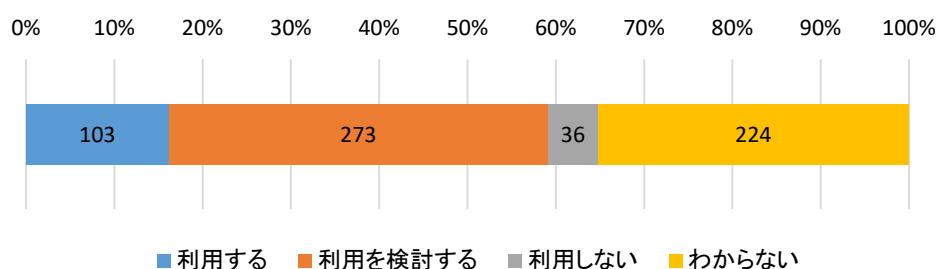
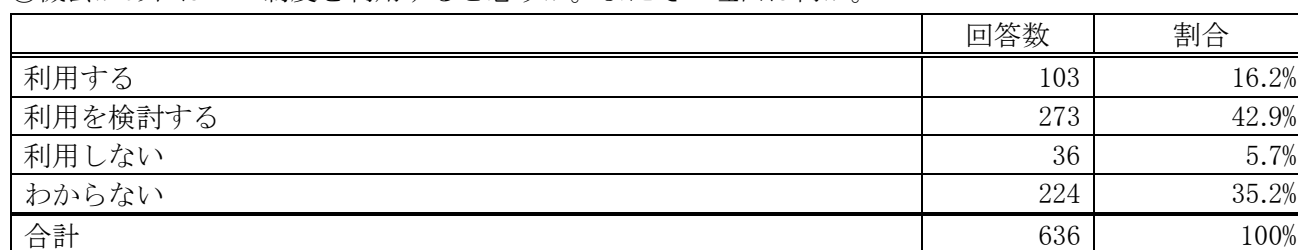


【③緩和】土地の形質の変更を契機とする調査では、調査深さを掘削深さ+1 mまでとする「深さ限定」が可能に。

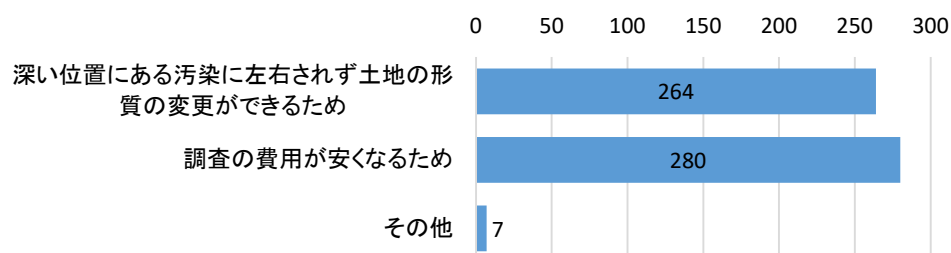
①過去に土地の形質の変更を契機とする調査を行った際、掘削する深さより深い位置にある汚染の調査が必要とされたことがあるか。



②機会があればこの制度を利用すると思うか。またその理由は何か。

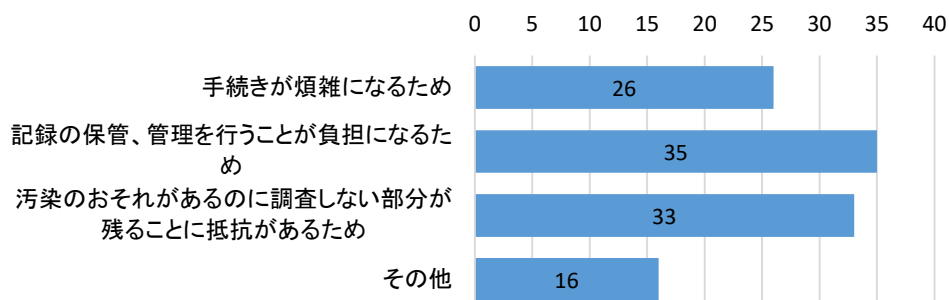


【利用する又は利用を検討する理由（回答数）（複数回答可）】



その他：対象組織の法解釈として説明出来る、杭を打設する工事では使えないだろう、杭を打たない工事のみ検討する、マンションの下コンクリートの基礎あり、サイトの状況によってはメリットが有る、合理的・現実的なため、費用と時間を短縮できる

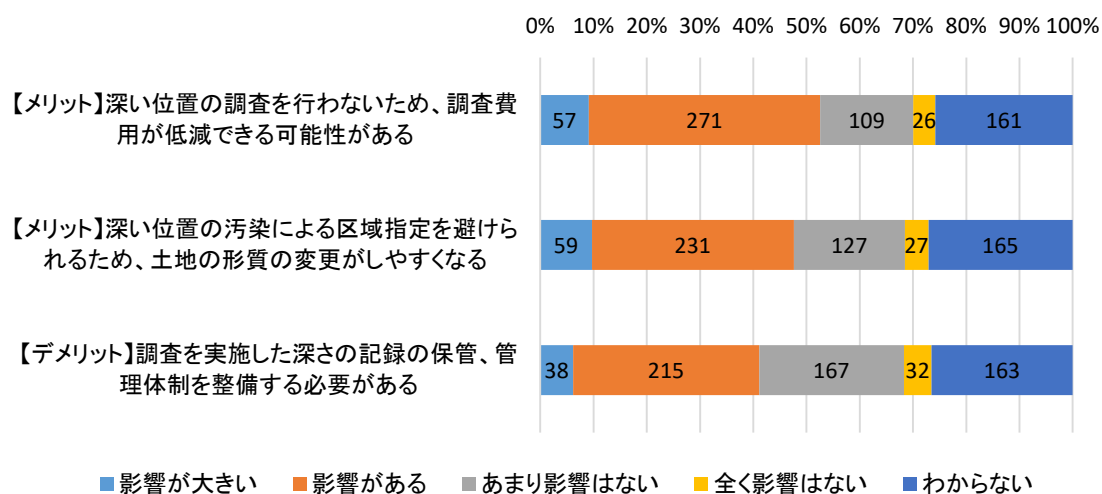
【利用しない理由（回答数）（複数回答可）】



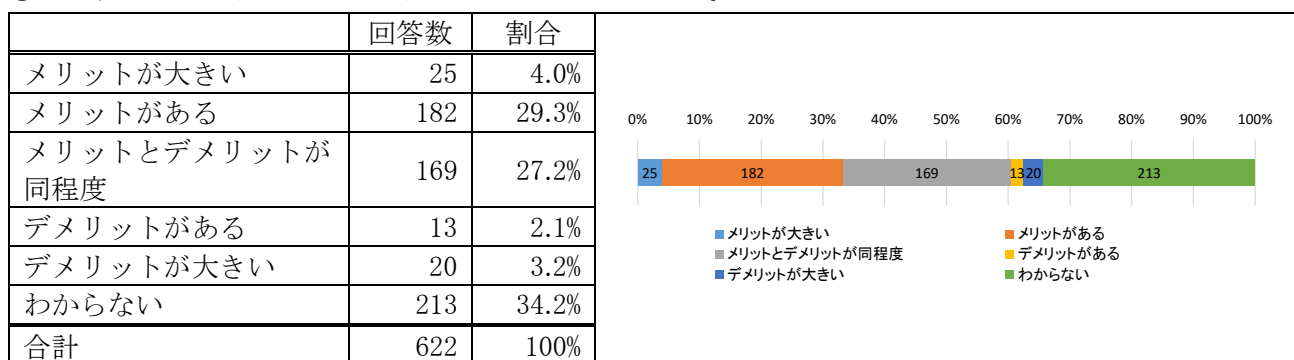
その他：杭を打設する工事では使えないため、サイトの状況によっては最初から深度 10M までにするべきだったとの評価になる場合がある、汚染の恐れが無いのに調査しなければならない、地歴調査の結果行政サイドが実工事以上の安全性を求めてくる可能性が高い、土地の形質変更予定が無い、区域指定解除を望まれる事が多い、わからない、デメリットを説明した上で施主の強い意向がある場合は検討する、地下水採取も実施する為、調査をしない為、土地の形質変更を行わない為、義務上対象外と考える、要相談

③この改正により事業にどの程度の影響があると思うか。

	影響が大きい	影響がある	あまり影響はない	全く影響はない	わからない	合計
【メリット】深い位置の調査を行わないため、調査費用が低減できる可能性がある	57	271	109	26	161	624
【メリット】深い位置の汚染による区域指定を避けられるため、土地の形質の変更がしやすくなる	59	231	127	27	165	609
【デメリット】調査を実施した深さの記録の保管、管理体制を整備する必要がある	38	215	167	32	163	615

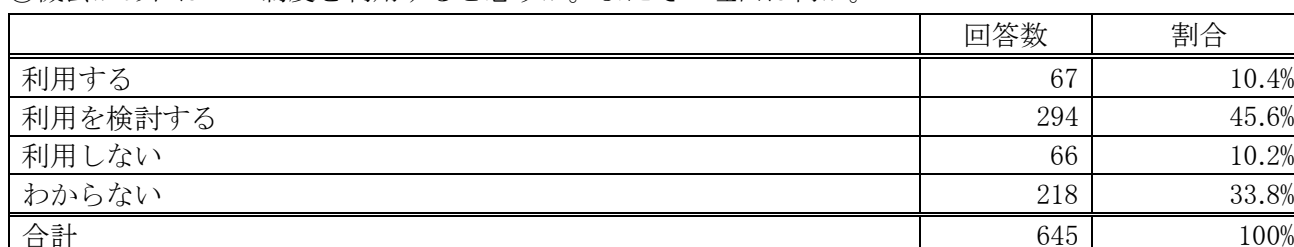


④この改正はメリットとデメリットのどちらを感じるか。

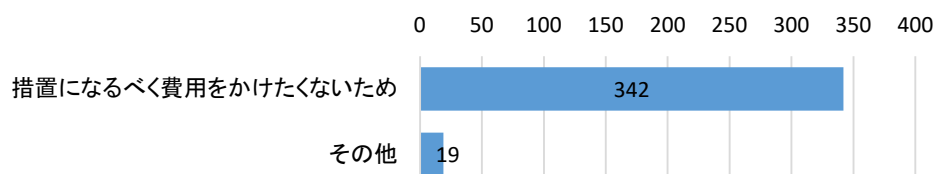


【④緩和】措置を行う際に土壌溶出量基準、地下水基準より緩い目標土壌溶出量、目標地下水濃度を目標として措置を行うことが可能

①機会があればこの制度を利用すると思うか。またその理由は何か。

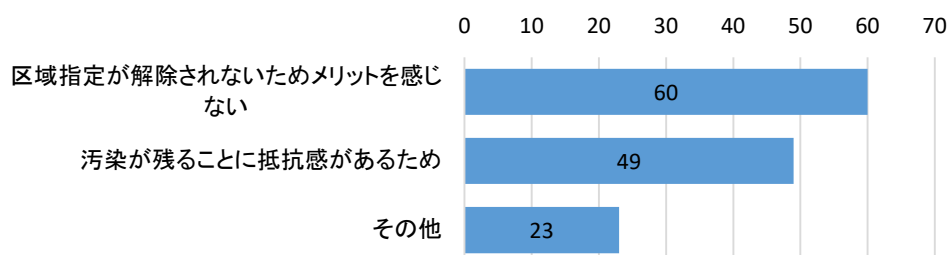


【利用する又は利用を検討する理由（回答数）（複数回答可）】



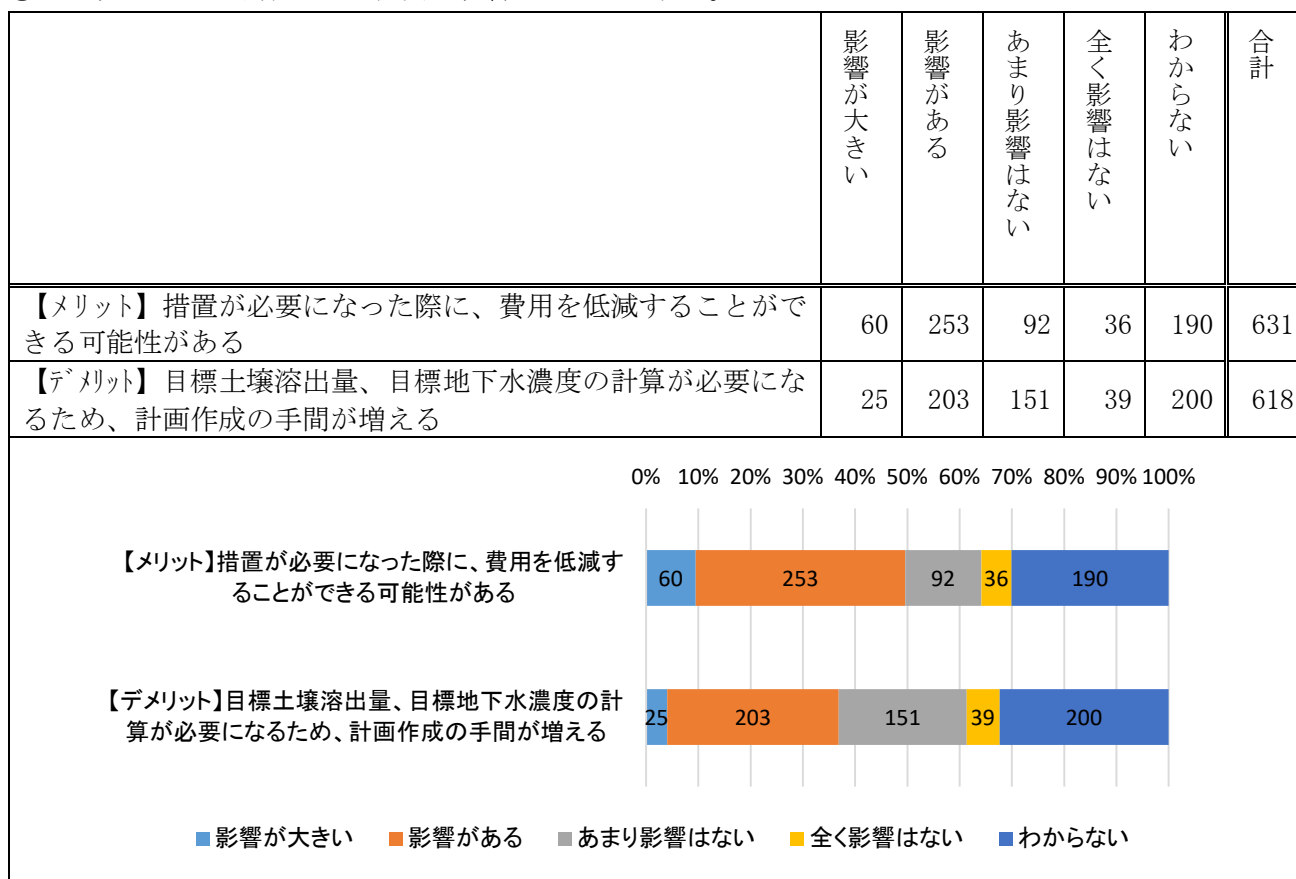
その他：組織への説明として利用できる、措置に時間をかけたくない為、工期短縮出来る可能性がある、近隣とのリスク次第で判断、理にかなった対策を実施できる、低リスクで周辺対応や土地利用の問題が無ければ積極的に進めたい、全て除去が社で原則、目標浄化レベルに応じて検討する・土地売却前提なら意味のない制度、説明を求められた場合に根拠を示す事が出来る、有害物質は信用していない（現在）、要措置→形変になるメリットは大きい、摂取経路の遮断で人の健康影響がなく十分と考える為、措置の効果として「要措置」から「形質変更要届出」となる事にメリットを感じる、適切な措置を行う為、対策の選択肢が増える、過剰な対応が必要になる為、実態に合った対策が望ましいと思う

【利用しない理由（回答数）（複数回答可）】

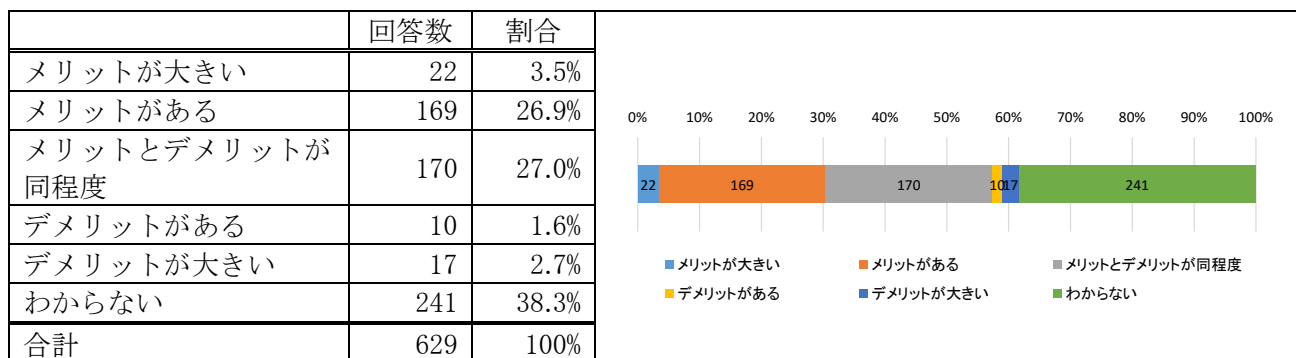


その他： 要措置がない、要届出区域にしかない為、要措置区域にならない（飲用井戸がない）、要措置区域ではない為、事業者と周辺住民との関係性によるような気はする、売却時の事を考えるとメリット無し、要措置区域が無い、汚染が自社理由か他社理由か不明、計算値で対応して OUT となったダメージが大きいと思う、措置予定が無い、飲用井戸が無い、周りに井戸が無い、地域からの意見が気になる、措置を行うことはない為、あまり関係ない

②この改正により事業にどの程度の影響があると思うか。



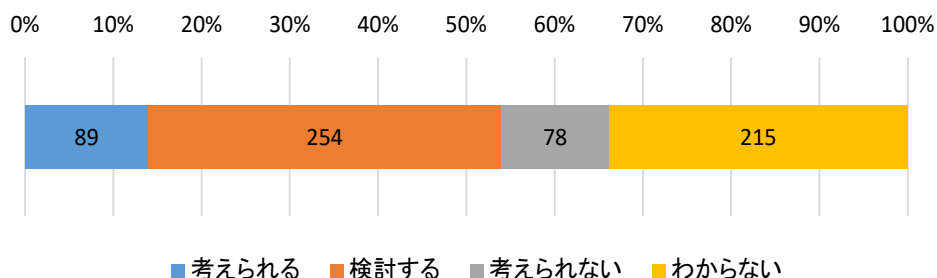
③この改正はメリットとデメリットのどちらを感じるか。



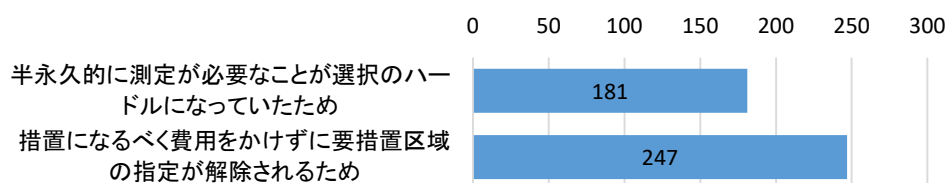
【⑤緩和】「地下水の水質の測定」の措置が、条件を満たすと最短５年間で完了できる

①措置を行うことになった場合、本改正により掘削除去等ではなく地下水の水質の測定を選択することが考えられるか。またその理由は何か。

	回答数	割合
考えられる	89	14.0%
検討する	254	39.9%
考えられない	78	12.3%
わからない	215	33.8%
合計	636	100%

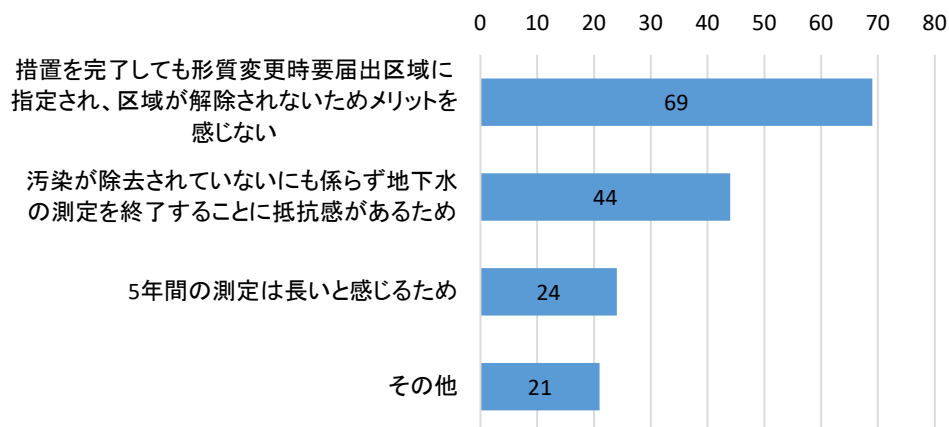


【利用する又は利用を検討する理由（回答数）（複数回答可）】



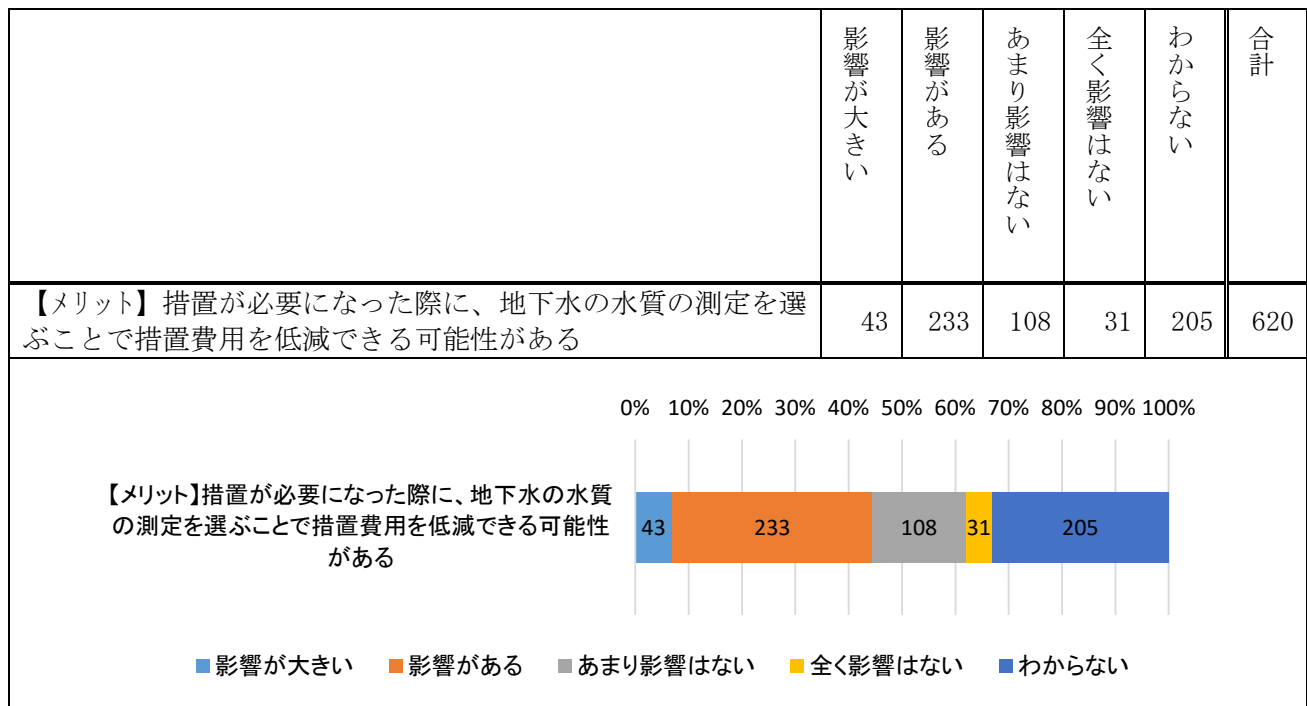
その他：近隣住民への理解データとして必要、汚染リスクを確認でき予防を検討できる、選択肢が増える。

【利用しない理由（回答数）（複数回答可）】

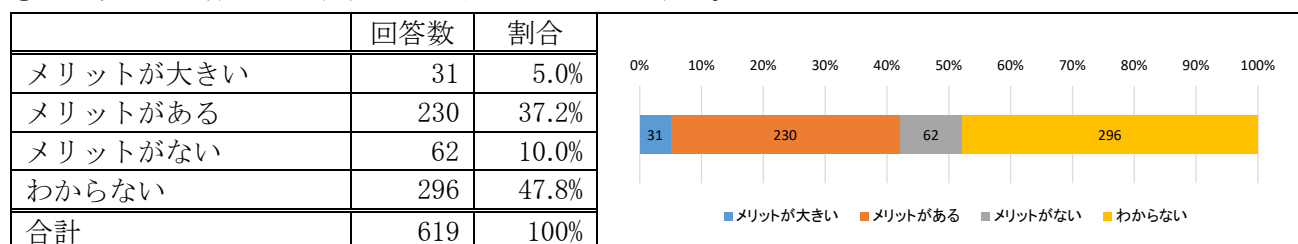


その他：要届出区域にしかない、飲用井戸がない・地下水が多く汚染がある、地下水利用が無いから、要措置区域を持っていないため、飲用井戸が将来増えるかもしれないなど本当に完了していいかという点でも抵抗感がある、モニタリングの運用・設備管理が必要になる（長期間）、売却時の事を考えるとメリット無し、コンプライアンス的な問題・負の遺産として残る、措置の予定が無い、周りに飲用井戸が無い、製造用水に地下水を使用しており定期的に水質調査（常水）を行っている為、費用低減になるのか不明の為、行政が認めない気がする、もともと掘削除去を希望するケースでは区域解除が大きな目的であり、掘削除去等と地下水の水質の測定は比較検討対象にならない、地下水が存在しない為、周辺住民の理解が得られない、土地を手放せない、リスクを抱えたまま、形質変更する為

②この改正により事業にどの程度の影響があると思うか。

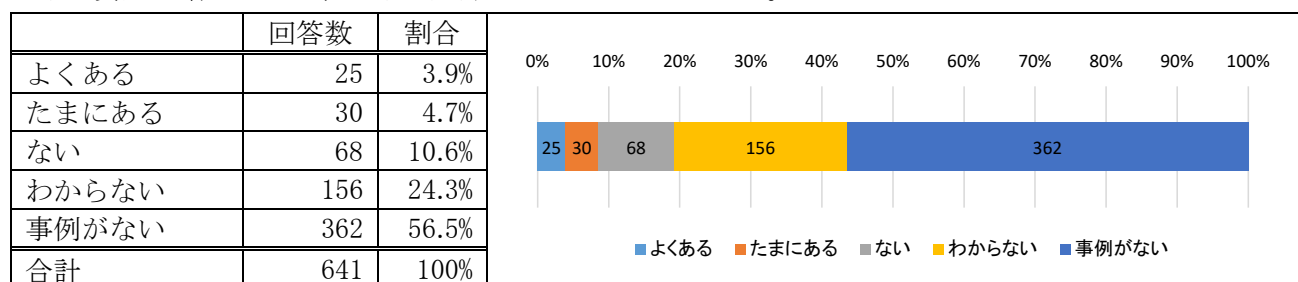


③この改正は事業にどの程度のメリットがあると思うか。

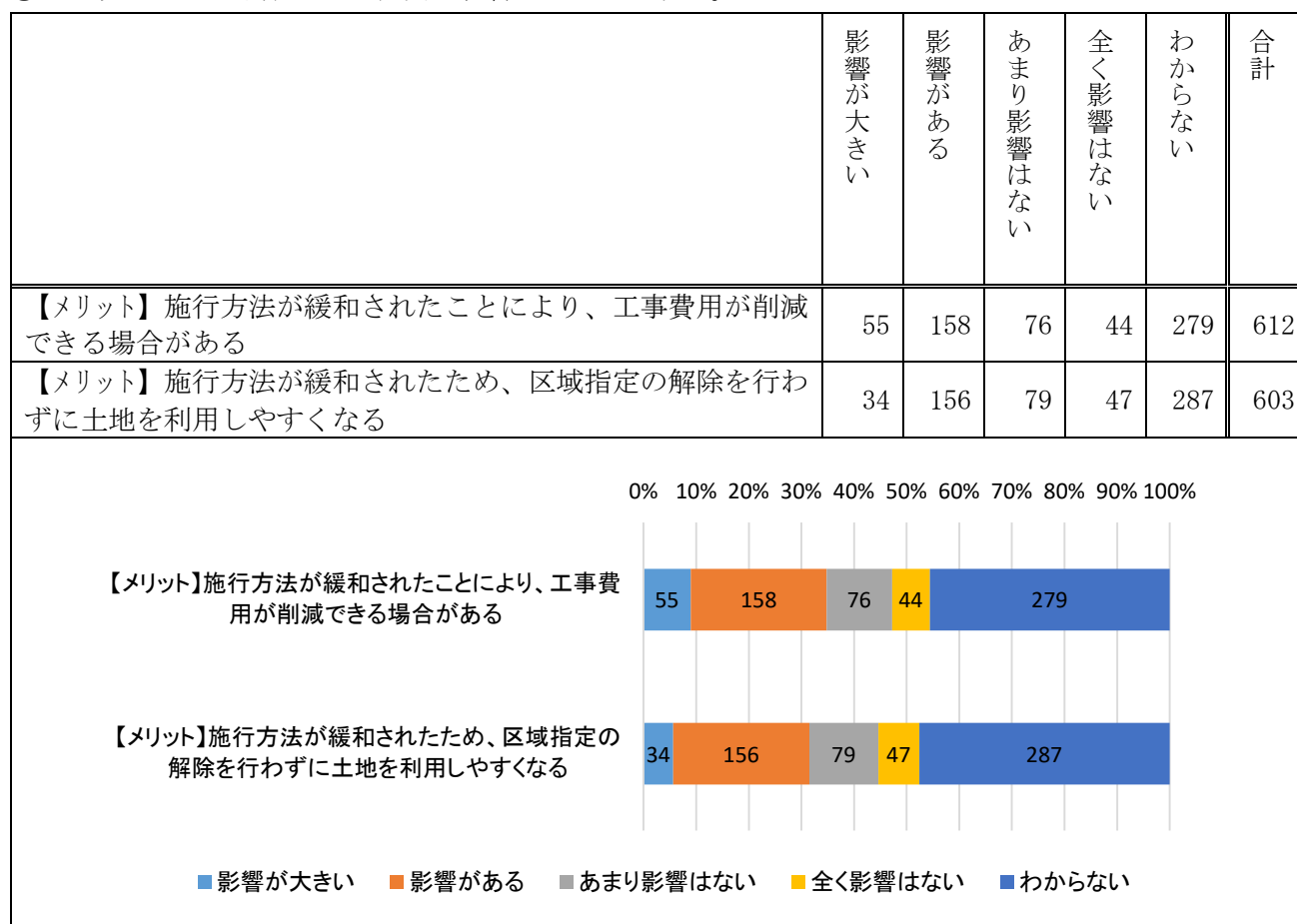


【⑥緩和】 土壌汚染がある土地で帯水層に接する工事をするときは、準不透水層までの遮水壁の設置等が求められていたが、改正後は地下水位を管理しながら地下水モニタリングをして工事を行うことができる（第一種特定有害物質が第二溶出量基準不適合の場合は除く）。

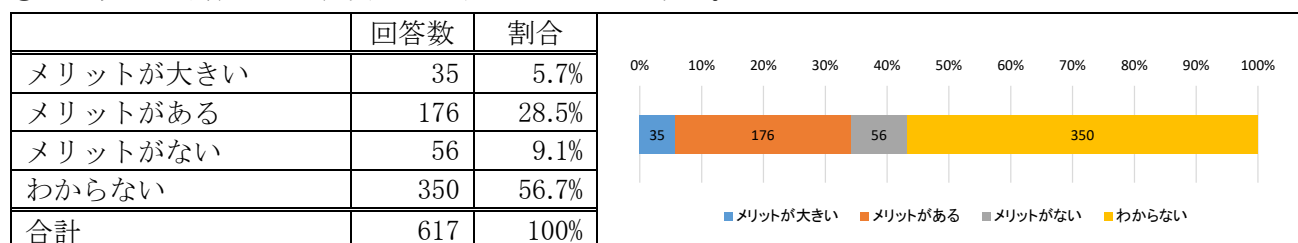
①過去に区域指定された土地で工事を行った際、準不透水層までの遮水壁の設置が必要であったことで工事の費用が増加したり、工事に支障があったことはあるか。



②この改正により事業にどの程度の影響があると思うか。



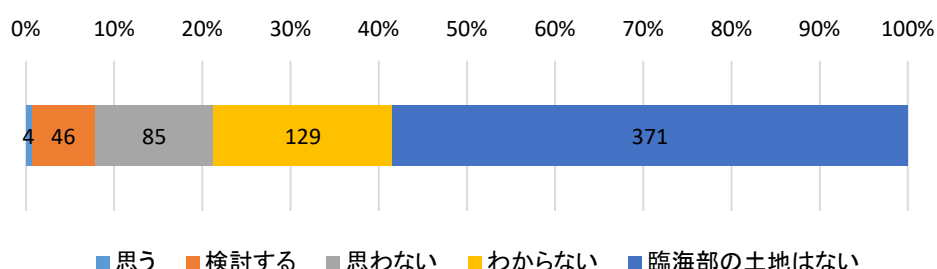
③この改正は事業にどの程度のメリットがあると思うか。



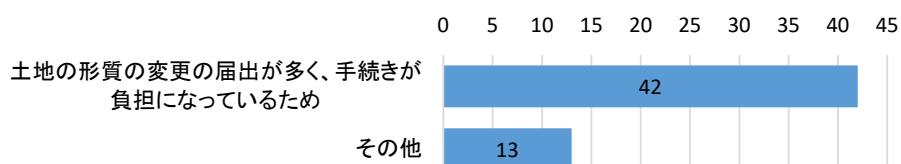
【⑦緩和】土地の形質の変更の届出を年1回、事後に届け出ればよいこととなる臨海部特例区域が創設された。

①所有・管理する土地や工場・事業場の土地について、臨海部特例区域の指定を受けようと思うか。またその理由は何か。

	回答数	割合
思う	4	0.6%
検討する	46	7.2%
思わない	85	13.4%
わからない	129	20.3%
臨海部の土地はない	371	58.4%
合計	635	100%

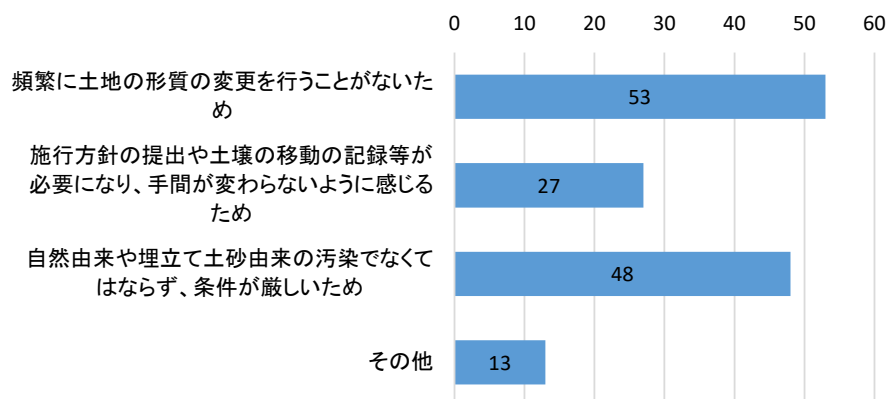


【指定を受けようと思う又は検討する理由（回答数）（複数回答可）】



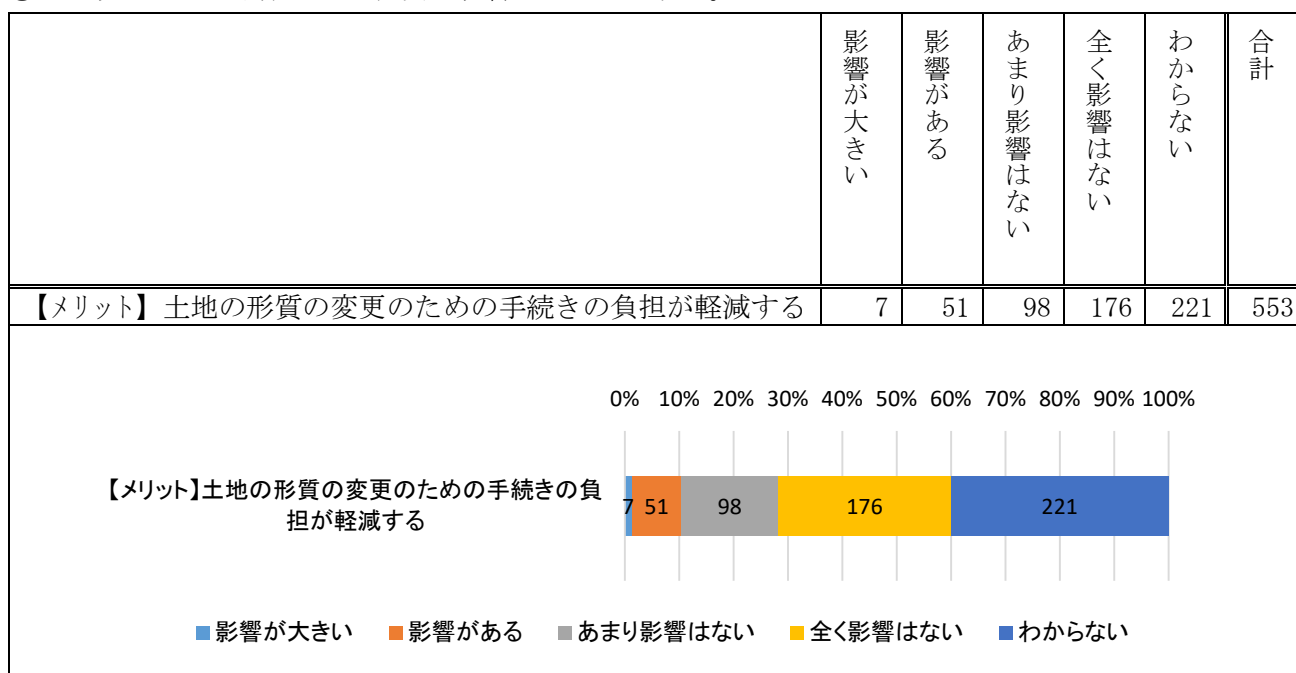
その他：事例が少ないと思われる、頻繁に形質変更する計画があれば、そのような土地は無い、今後変更が多くなる可能性があるのでメリット・デメリットを検討、対応の選択肢が増える、意味があるのか不明、工業専用地域であるため、臨海部に有りメリットが有る可能性が考えられる。

【指定を受けようと思わない理由（回答数）（複数回答可）】

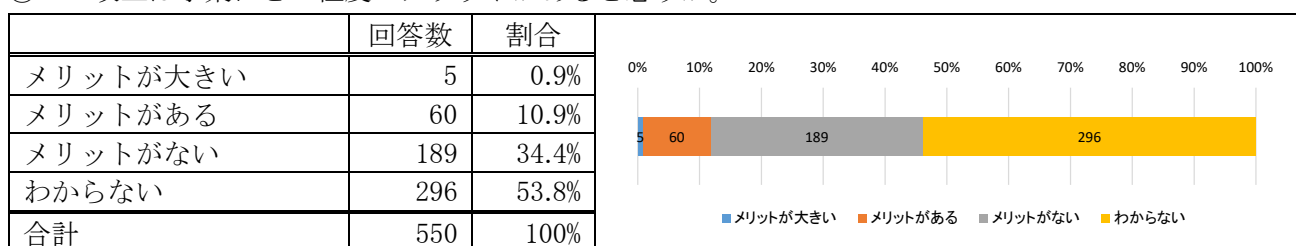


その他：土地が無いため、臨海部特例区域を持っていない為、そのような土地は無い、臨海ではないから、臨海部の土地は無い、内陸に工場が所在している為、該当する土地が無い、公有水面埋立法の埋立でない、臨海部の土地は無し、管理する土地が臨海部ではない為、内陸なので、対象外の為

②この改正により事業にどの程度の影響があると思うか。

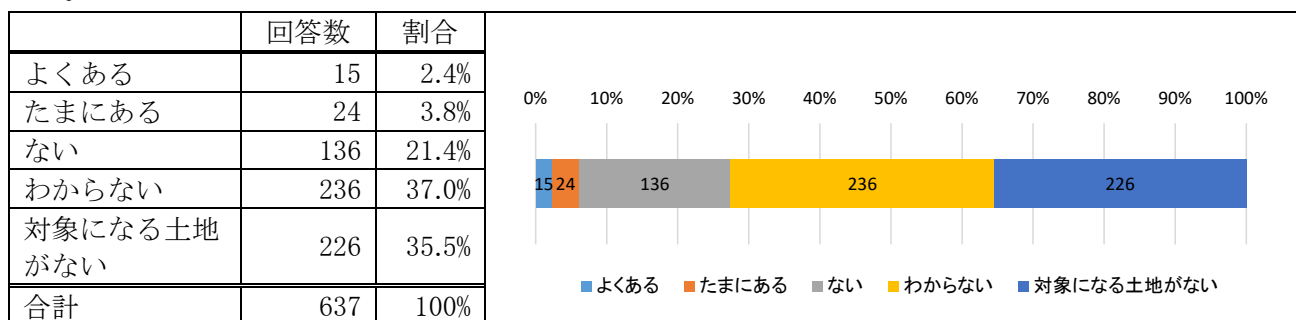


③この改正は事業にどの程度のメリットがあると思うか。



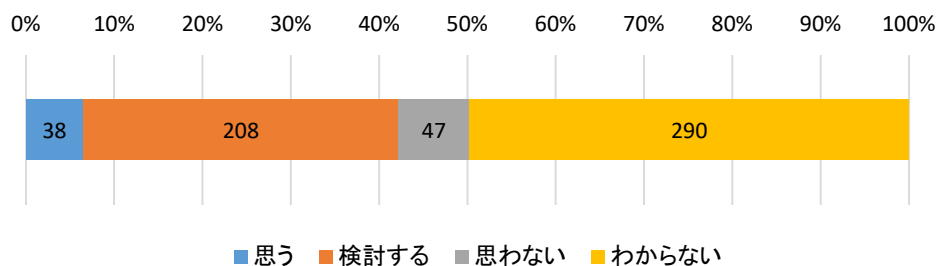
【⑧緩和】認定調査の分析対象項目が原則として区域指定対象物質のみに。

①過去に認定調査の実施を検討したが、分析費用が高額になること等の理由で実施しなかったことがあるか。

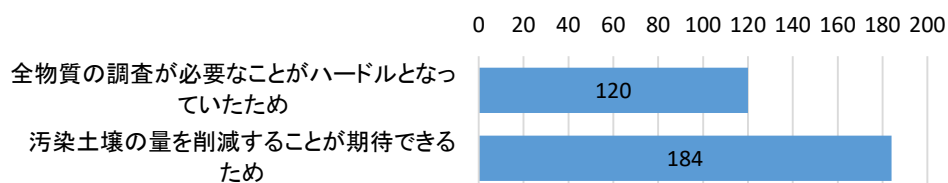


②認定調査の対象物質が限定されたことで、機会があれば認定調査を利用しようと思うか。またその理由は何か。

	回答数	割合
思う	38	6.5%
検討する	208	35.7%
思わない	47	8.1%
わからない	290	49.7%
合計	583	100%

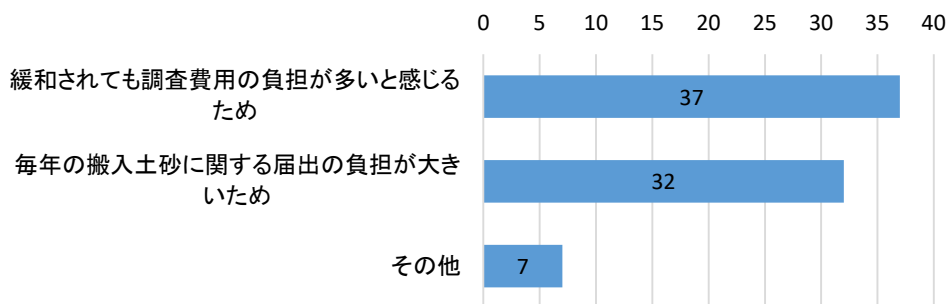


【利用しようと思う又は検討する理由（回答数）（複数回答可）】



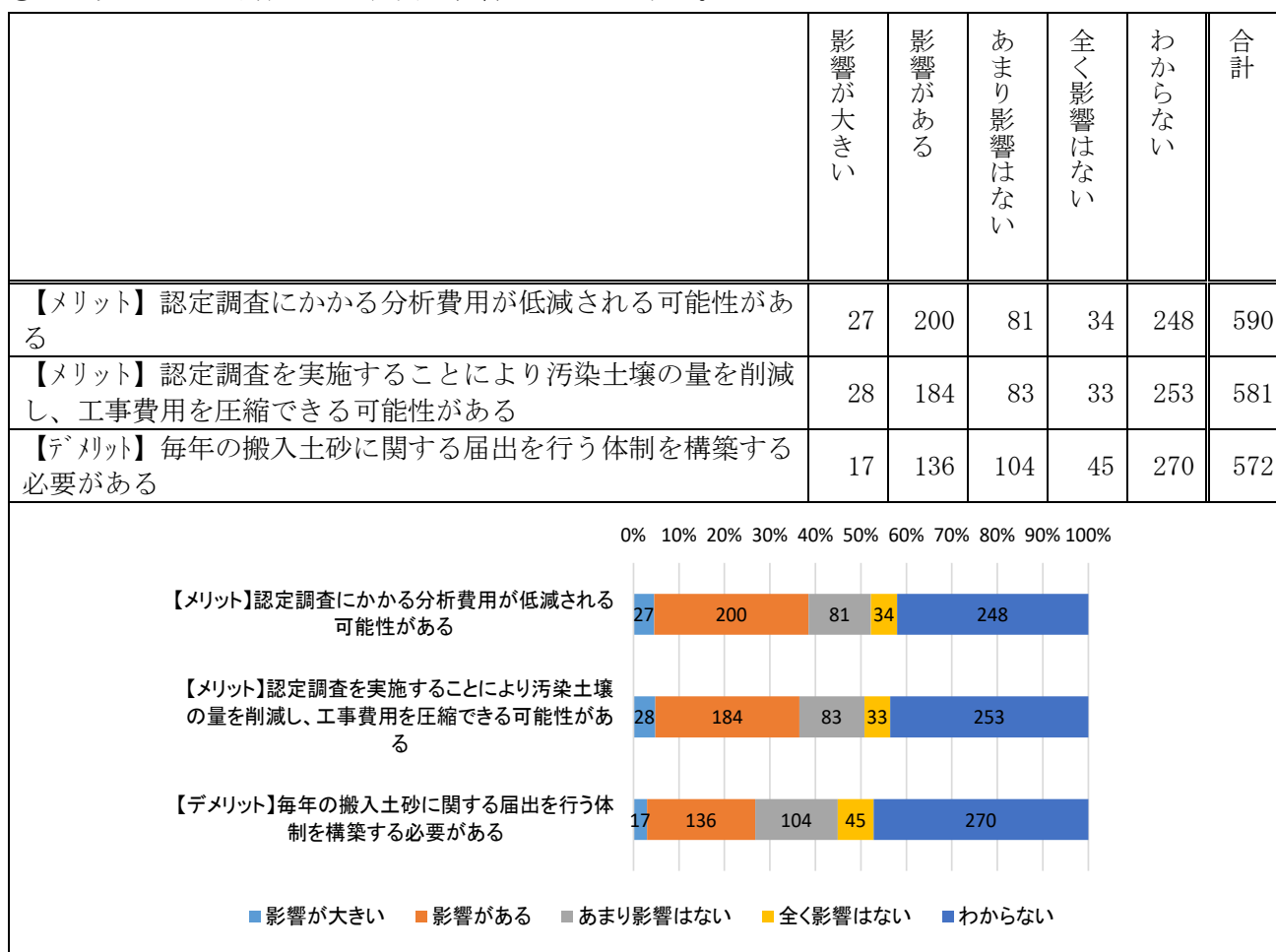
その他： 不本意な 14 条申請を防げる、昭和のある時期に建設残土や破棄由来の埋立材で埋立られたケースが多い、空き地が無くなってきた為、選択肢が増える

【利用しようと思わない理由（回答数）（複数回答可）】

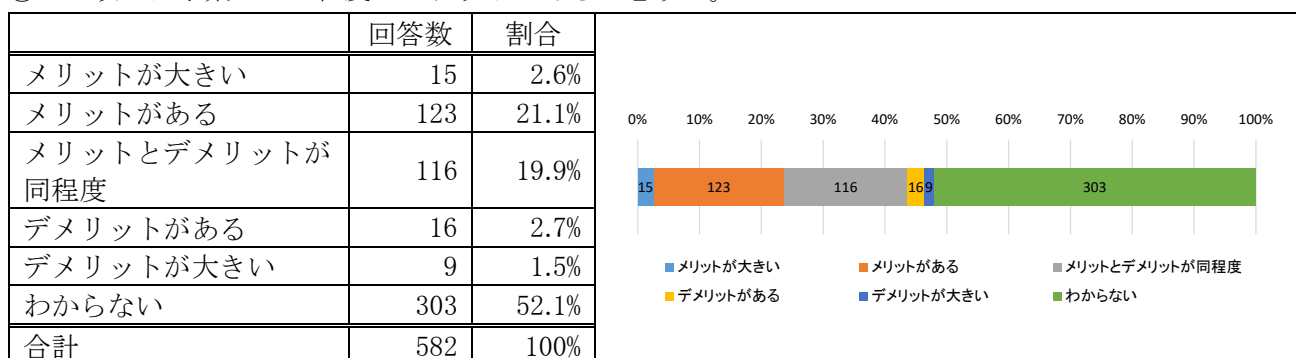


その他： 既に区域指定を受けており対象とならない為、県条例で動く為

③この改正により事業にどの程度の影響があると思うか。

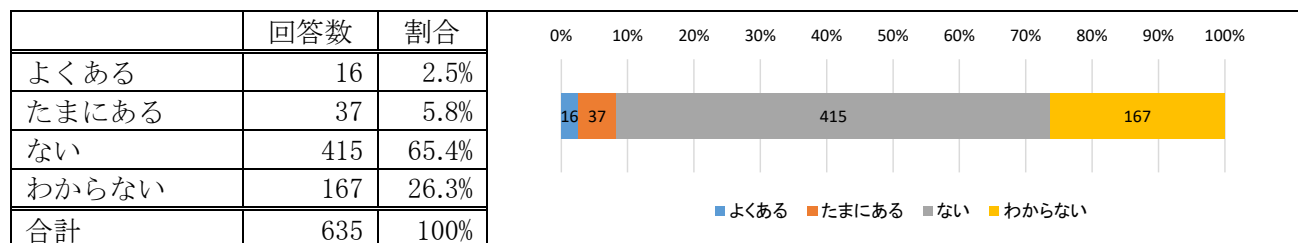


④この改正は事業にどの程度のメリットがあると思うか。



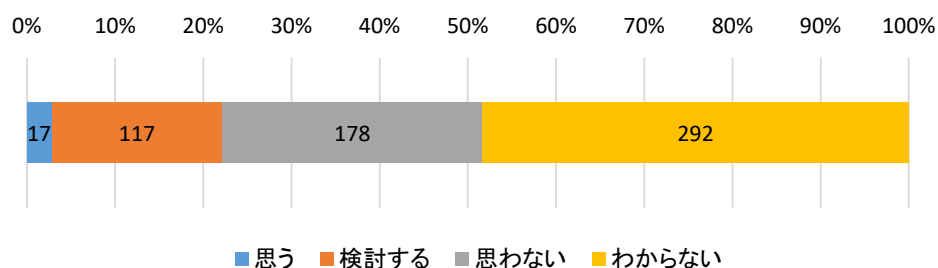
【⑨緩和】 自然由来等形質変更時要届出区域間の汚染土壌の移動が可能に。

①これまで、自然由来や水面埋立て土砂由来の汚染土壌と考えられる土壌を汚染土壌処理施設に搬出したことはあるか。

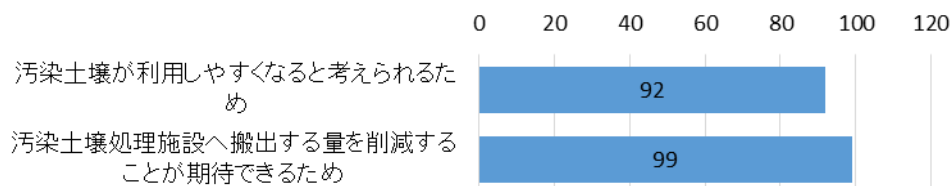


②自然由来等形質変更時要届出区域間の土壌の移動を利用しようと思うか。またその理由は何か。

	回答数	割合
思う	17	2.8%
検討する	117	19.4%
思わない	178	29.5%
わからない	292	48.3%
合計	604	100%

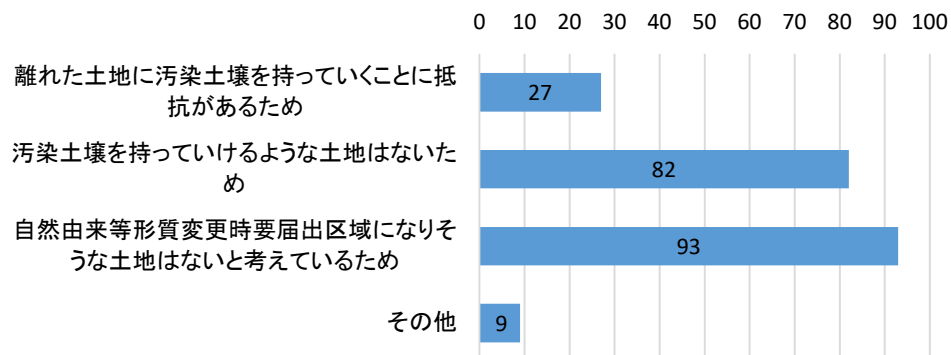


【利用しようと思う又は検討する理由（回答数）（複数回答可）】



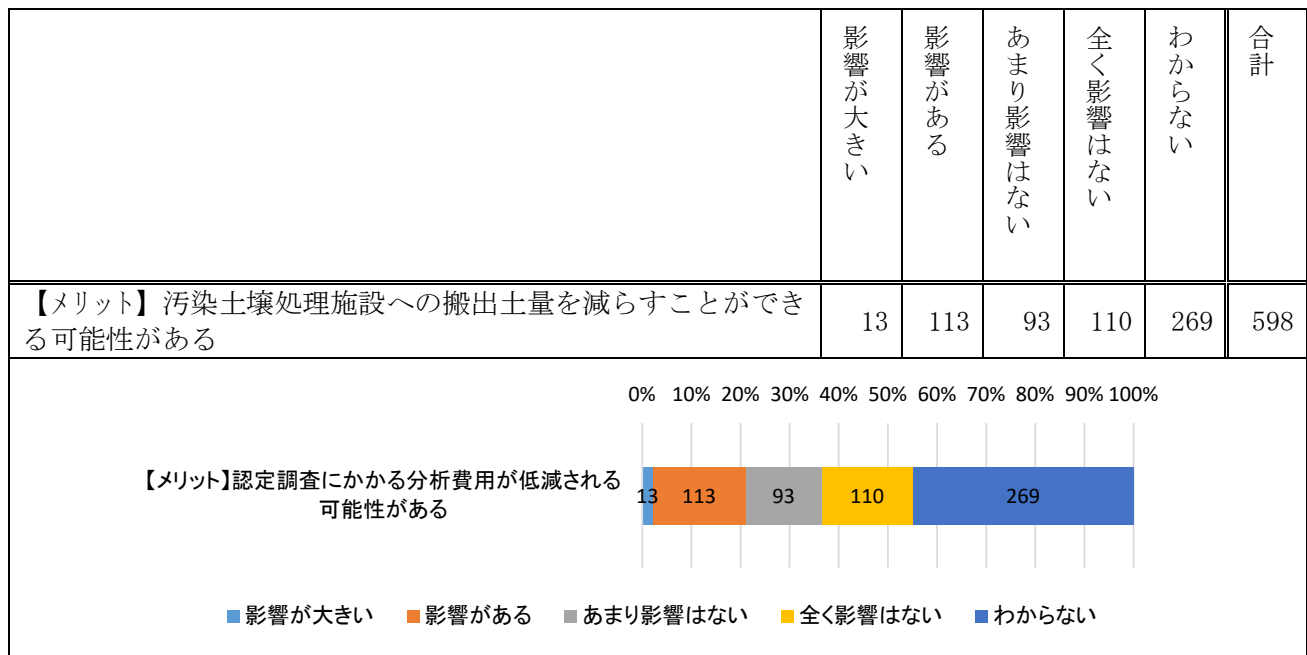
その他：同地区で自然由来・埋立由来の問題が発生している、保管場所を確保しやすくなる、費用を安く出来る

【利用しようと思わない理由（回答数）（複数回答可）】



その他： 土地がない、対象無し、必要が無い、持っていく土地があってもどのように移動先に土壌を置くのか事業場間・部門での調整が必要になる為

③この改正により事業にどの程度の影響があると思うか。



④この改正は事業にどの程度のメリットがあると思うか。

